

令和元年第3回（9月）上牧町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

令和元年9月6日（金）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 認第 1号 平成30年度上牧町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 認第 2号 平成30年度上牧町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 認第 3号 平成30年度上牧町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 認第 4号 平成30年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 認第 5号 平成30年度上牧町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 認第 6号 平成30年度上牧町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 認第 7号 平成30年度上牧町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 第10 議第 1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第11 議第 2号 上牧町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 第12 議第 3号 上牧町税条例等の一部を改正する条例について
- 第13 議第 4号 上牧町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 第14 議第 5号 上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第15 議第 6号 上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第16 議第 7号 上牧町保育の必要性の認定基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 第17 議第 8号 上牧町下水道条例の一部を改正する条例について
- 第18 議第 9号 上牧町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

- 第19 議第10号 令和元年度上牧町一般会計補正予算（第2回）について
- 第20 議第11号 令和元年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について
- 第21 議第12号 令和元年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について
- 第22 議第13号 令和元年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第2回）について
- 第23 議第14号 令和元年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1回）について
- 第24 議第15号 令和元年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第1回）について
- 第25 議第16号 令和元年度上牧町水道事業会計補正予算（第1回）について
- 第26 議第17号 上牧町道路線の認定及び変更について
- 第27 議第18号 岡在橋橋梁補修・耐震工事請負契約の締結について
- 第28 議第19号 教育委員会委員の任命について
- 第29 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第30 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第31 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第32 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 第33 決算特別委員会の設置及び委員の選任について

本日の会議に付した事件

第1から第33まで議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	牧 浦 秀 俊	2番	東 初 子
3番	上 村 哲 也	4番	木 内 利 雄
5番	竹之内 剛	6番	吉 中 隆 昭
7番	富 木 つや子	8番	康 村 昌 史
9番	遠 山 健太郎	10番	石 丸 典 子
11番	東 充 洋	12番	服 部 公 英

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	今 中 富 夫	副 町 長	西 山 義 憲
教 育 長	松 浦 教 雄	総 務 部 長	阪 本 正 人
総 務 部 理 事	中 川 恵 友	都 市 環 境 部 長	杉 浦 俊 行
住 民 福 祉 部 長	濱 田 寛	水 道 部 長	中 村 真
教 育 部 長	塩 野 哲 也	総 務 課 長	山 下 純 司
まちづくり創生課長	松 井 直 彦		

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	山 本 敏 光	書 記	山 口 里 美
書 記	高 木 寛 行		

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（服部公英） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、令和元年第3回上牧町議会定例会を開会いたします。

本日、定例会が開催されましたところ、議員各位におかれましては、ご出席賜り、厚く御礼申し上げます。どうか議員各位のご協力をお願い申し上げます。



◎開議の宣告

○議長（服部公英） これから本日の会議を開きます。



◎町長の挨拶

○議長（服部公英） 初めに、招集者の挨拶をお願いいたします。

町長。

（町長 今中富夫 登壇）

○町長（今中富夫） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和元年第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には早朝よりお集まりいただき、まことにありがとうございます。

近年、全国的に台風や局地的豪雨等による大規模な水害、土砂災害が多発し、豪雨災害は激甚化しております。先月28日の九州北部の記録的な大雨により、かけがえのない人命が失われ、住民生活に深刻な打撃を受けられた被災者、自治体におかれましては、衷心からお見舞いを申し上げます。上牧町におきましても、安全安心な住民の暮らしを守るために、防災対策、減災対策に万全を講じ、しっかりと危機管理に取り組んでいきたいと考えております。

そして、7月24日から7月26日に実施をさせていただきました台湾の中学生との国際交流事業につきましては、ホームビジット後の子どもたちの生き生きとした顔が今でも心に残っており、また、事故もなく全員無事に帰庁をいたしました。結果につきましては、皆様の机

に報告書を配付させていただいておりますので、ご清覧いただきたいと思います。

それでは、本日提出しております議案につきまして、簡単に説明させていただきます。

認第1号、平成30年度上牧町一般会計歳入歳出決算は、実質収支額は1億3,218万8,000円の黒字となっております。今後も引き続き、気を緩めることなく健全な財政運営に取り組んでいきたいと考えております。

30年度決算の主なものとしたしましては、自主財源としての中心である町税は、住民税、軽自動車税が増加したものの、固定資産税、町たばこ税が減収となり、歳入全体としては微増となっております。また、依存財源であります地方消費税交付金は増加となりましたが、地方交付税は普通交付税、特別交付税とともに減少、また、基金繰入金が大きく減少したことによりまして、歳入全体としては減となっております。

歳出におきましては、総務費で、災害時に電力供給が遮断された際の電力を確保するために、庁舎の非常用予備発電機を更新いたしました。これにより、非常時優先業務の継続に必要な72時間の電力供給が可能となりました。民生費では、安心して働くことができる環境整備として、子育てママ就業支援事業、病児・病後児保育事業の実施、結婚・出産・子育て支援として婚活イベントの企画・実施、マリッジサポーターによる結婚相談を実施いたしました。衛生費では、療育相談支援として、発達の不安や悩みを軽減するため、幼児の健やかな育成を目的にほほえみ教室を開催いたしました。また、不妊・不育治療費用の助成、合併症のリスクが高いロタウイルスやおたふく風邪について、ワクチンの接種費用の助成を行いました。土木費では、桜ヶ丘2丁目、3丁目地区の地籍調査、年次計画による道路整備事業、橋梁補修、耐震工事、服部台明星線都市計画街路事業を行いました。消防費では、消防力の強化を図るため、消防ポンプ自動車を更新いたしました。教育費では、児童、生徒のよりよい学習環境の整備のため、小・中学校の普通教室等に空調設備を整備いたしました。また、第三テニスコート改修工事、第一体育館シャワーユニット新設工事を行い、体育施設の整備を行いました。公債費では、将来負担の軽減を目的として繰上償還を行いました。

認第2号から認第7号までの各会計の決算については、お手元に配付しております決算書のとおりでございます。30年度も前年度同様、全ての会計で黒字決算となっております。監査委員の意見を付して報告させていただきます。認定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議第1号 一般職の給与に関する条例、議第5号 上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、議第8号 上牧町下水道条例の一部改正につきましては、成

年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴う改正でございます。

議第2号は、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化の全面的実施により、私立幼稚園就園奨励費補助金の交付事務が廃止となることに伴い、上牧町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するものでございます。

議第3号は、地方税法等の改正に伴う上牧町税条例等の一部改正でございます。

議第4号は、住民基本台帳施行令等の一部改正に伴う上牧町印鑑条例の一部改正でございます。

議第6号 上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例、議第7号 上牧町保育の必要性の認定基準に関する条例の一部改正につきましては、子ども・子育て支援法が改正され、幼児教育・保育無償化が開始されることに伴う改正でございます。

議第9号は、水道法施行令の一部改正に伴う上牧町水道事業給水条例の一部改正でございます。

議第10号 令和元年度一般会計補正予算（第2回）につきましては、2億1,363万8,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ76億9,137万円とさせていただきます。

主な内容につきましては、歳入では、幼児教育・保育の無償化に伴う子ども・子育て支援臨時交付金、子どもための教育・保育給付費交付金を、また、上牧笹ゆり回廊では、上牧町に彩りを添え、地域の皆様が訪れ、めぐることによる遺産の周知、コミュニティー、健康増進、住みたい町につなげる事業や上牧ふれあい朝市販売所設置事業を実施するための、もっと良くなる奈良県市町村応援補助金を計上いたしております。

歳出につきましては、4月の人事異動に伴います各人件費の調整を行っております。総務費では、通学路への町内防犯カメラ設置工事、上牧笹ゆり回廊の一体的な整備としてシバザクラ植栽整備工事、案内板設置工事、片岡城跡桜植栽整備工事をそれぞれ計上しております。民生費では、後期高齢者医療費負担金過年度精算金、コミュニケーション支援事業委託料、保育所負担金をそれぞれ計上しております。衛生費では、不燃ごみ等中継施設実施設計業務委託料を、農林商工業費では、上牧ふれあい朝市販売所設置工事を、土木費では、交通安全対策工事、町営第一住宅除却工事をそれぞれ計上しております。教育費では、無償化に伴う新制度未移行幼稚園保育料負担金、子どものための施設等利用給付費等を、また、小・中学

校トイレ改修工事実施設計委託料、公民館等集会施設補修補助金を計上しております。

議第11号から議第16号につきましては、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、下水道事業特別会計、水道事業会計の各補正予算でございます。

議第17号は、上牧町道路線の認定及び変更、議第18号は、岡在橋橋梁補修・耐震工事請負契約の締結についてでございます。

議第19号は、教育委員会委員の任命についてでございます。

諮問第1号から第3号、人権擁護委員候補者の推薦につきましては、議会の意見を求めるものでございます。

以上のとおり案件を上程しております。いずれも重要な案件でございますので、慎重にご審議いただき、認定、議決、同意賜りますようお願い申し上げ、招集のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。



◎議会運営委員会の報告

○議長（服部公英） 挨拶が終わりましたので、過日開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

吉中議会運営委員長。

（議会運営委員長 吉中隆昭 登壇）

○議会運営委員長（吉中隆昭） 皆さん、おはようございます。6番、吉中隆昭でございます。それでは、議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日招集の令和元年第3回定例議会の議会運営委員会を、去る9月4日午前10時より、全委員出席により、議会運営について慎重に審議いたしました。本定例会に付議を予定されます町長提出議案と議員提出議案について、本会議審議か各委員会付託かを審議した結果、議第18号 岡在橋橋梁補修・耐震工事請負契約の締結について、議第19号 教育委員会委員の任命について、諮問第1号、諮問第2号、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について、以上の5議案については、本日の本会議審議とすることに決しました。

また、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を本日、本会議中に行うことと決しました。

また、議第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議第

2号 上牧町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、議第3号 上牧町税条例等の一部を改正する条例について、議第4号 上牧町印鑑条例の一部を改正する条例について、議第10号 令和元年度上牧町一般会計補正予算（第2回）について、議第14号 令和元年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1回）について、議第17号 上牧町道路線の認定及び変更について、以上の7議案については、総務建設委員会に付託することに決しました。

議第5号 上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議第6号 上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について、議第7号 上牧町保育の必要性の認定基準に関する条例の一部を改正する条例について、議第8号 上牧町下水道条例の一部を改正する条例について、議第9号 上牧町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、議第11号 令和元年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について、議第12号 令和元年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について、議第13号 令和元年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第2回）について、議第15号 令和元年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第1回）について、議第16号 令和元年度上牧町水道事業会計補正予算（第1回）について、以上の10議案については、文教厚生委員会に付託することに決しました。

また、認第1号 平成30年度上牧町一般会計歳入歳出決算認定について、認第2号 平成30年度上牧町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認第3号 平成30年度上牧町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認第4号 平成30年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第5号 平成30年度上牧町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第6号 平成30年度上牧町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認第7号 平成30年度上牧町水道事業会計歳入歳出決算認定について、以上の7議案については、決算特別委員会に付託することに決しました。

また、会期日程につきましては、本日9月6日より9月25日までの20日間と決しました。日程の振り分けとして、本日9月6日、本会議、9月7日、8日、休会、9月9日、文教厚生委員会、9月10日、総務建設委員会、9月11日、休会、9月12日、13日、決算特別委員会、9月14日、15日、16日、休会、9月17日、決算特別委員会、9月18日、休会、9月19日、一般質問、質問者は遠山議員、牧浦議員、石丸議員、上村議員、康村議員5名、9月20日、一

般質問、質問者は東（あずま）議員、富木議員、竹之内議員、木内議員、東（ひがし）議員
5名、9月21日、22日、23日、24日、休会、9月25日、本会議、会議は全て午前10時開会と
し、一般質問の持ち時間につきましては、従来どおり、理事者側の答弁を含め1人1時間以
内と決しました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

◇

◎議事日程の報告

○議長（服部公英） 報告が終わりましたので、これより委員長の報告どおり議事を進めてま
いりたいと思います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇

◎会議録署名議員の指名について

○議長（服部公英） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番、吉中議員、7番、富
木議員を指名いたします。

◇

◎会期の決定について

○議長（服部公英） 日程第2、会期の決定について、これを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月25日までの20日間にしたいと思います。ご異議ございま
せんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月25日までの20日間と決定いたしました。



◎認第1号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第3、認第1号 平成30年度上牧町一般会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 認第1号 平成30年度上牧町一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度上牧町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年9月6日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（阪本正人） 認第1号 平成30年度上牧町一般会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

平成30年度の歳入総額は79億3,594万7,258円で、対前年度比1.5%の減となっております。歳出総額につきましては77億5,712万2,537円で、対前年度比0.3%の同じく減で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は1億7,882万4,721円の黒字となり、翌年度へ繰り越すべき財源4,663万6,000円を差し引いた実質収支額は、1億3,218万8,721円の黒字決算となっております。

また、単年度収支額につきましては6,052万8,308円の減となり、実質公債比率は14.0%で、前年度より0.4%低下し、将来負担比率は122.9%で前年度より15.2%低下しております。

平成30年度に行いました主要事業といたしましては、総務費では、安全安心のまちづくりとして、平成27年度からの継続事業で主要交差点に防犯カメラの設置をしております。また、災害時に防災拠点として活動する役場庁舎において、電力供給が遮断された際に、会議室や電算室等の電源を確保するための非常用発電機を更新しました。また、高齢者の健康寿命の延伸や仕事の創出、次世代の担い手づくりなどさまざまな地域課題の解決につなげるため、多世代交流の中で高齢者が有するすぐれた技術やノウハウ、意欲を生かしながら、あらゆる

世代が共同できる取り組みとし、さらには町内における空き家の利活用によりアクティブシニアの活躍の場の機会の創出を図る取り組みとして、シニアSOHOの普及による仕事の創出のための環境整備の支援を行いまして、多世代交流を核とした生涯活躍のまち構想を実施しております。民生費では、平成29年度より上牧町ささゆりルームを事業拠点に、安心して子育てできる環境整備の一環として、子育て期間中の母親の継続的な収入の確保や本格的な社会復帰に向けたスキルの習得やブランクの解消を支援する子育てママ就業支援事業に取り組んでいます。さらには、事業拠点の運営継続とあわせて利用者の社会復帰の促進を図るとともに、キャリアアップや社会復帰を希望する全ての育児期間中の母親を支援するため、より参加しやすい事業展開を目指し、新たな事業モデルの構築に向けたプログラムの作成を行いました。また、病児・病後児保育事業、出会い・結婚・子育て応援事業なども実施をさせていただいております。衛生費では、少子化対策の一環として、不妊・不育治療助成事業、また、一人一人の特徴に合わせたプログラムを通じ、幼児及びその保護者に対して発達不安や悩みを軽減、助言をするために、療育相談支援事業ほほえみ教室を実施しております。また、不燃ごみ等中継施設新設工事に伴う予備設計なども実施をさせていただきました。農林商工業費では、農業用のため池の整備、地籍調査整備事業なども実施をいたしております。土木費では、年次計画を立て実施しております道路整備補修事業、橋梁についても長寿命化、耐震対策として、つくも橋の橋梁補修・耐震工事、外町橋の橋梁補修工事、街路事業としては服部台明星線道路改良事業の建物補償、用地購入費などを実施しております。また、滝川周辺整備事業としましては、遊歩道、自転車道、公園整備に伴う実施設計を実施しております。教育費では、明許繰越事業としまして、小学校、中学校空調設備整備工事、また、平成30年6月18日、大阪府北部を震源とする地震により塀の倒壊被害が発生しましたことに伴い、上牧小学校プール外周ブロック塀改修工事、上牧中学校北門ブロック塀撤去工事なども実施するとともに、全ての児童の基礎学力の向上や家庭学習の定着を目的に、学校支援向上事業「まきっ子塾」を実施しました。また、国史跡指定を受けました上牧久渡古墳群の整備事業に向けて、史跡上牧久渡古墳群保存活用計画の策定を行っております。災害復旧費では、台風21号に伴う公共施設等の災害復旧工事を行いました。

次に、歳入歳出決算額の主な内容についてご説明いたします。

まず、歳入決算につきましては、自主財源の根幹であります町税が前年度比0.5%微増の21億1,093万4,325円で、歳入総額に占める割合としましては27%となっております。次に、歳入総額の31.9%を占めます地方交付税は24億9,394万9,000円で、対前年度比0.6%の微減とな

っております。町債につきましては7億1,732万6,000円、対前年度比0.7%の増。増となった要因といたしましては、全体の町債の発行として482万6,000円増額したことが主な要因であり、歳入総額に占める割合も、本年度は前年度9.0%から9.2%と少し増加しております。その他の歳入財源の対前年度比といたしましては、地方消費税交付金が10.8%の増、国庫支出金が1.9%の増、県支出金が3.8%の増となっております。

次に、歳出決算の主な内容についてでございますが、総務費につきましては8億8,376万3,301円で、対前年度比13.1%の減となっております。減の要因といたしましては、前年度決算には経済対策臨時福祉給付金事業が含まれているのが主な要因でございます。民生費につきましては20億201万3,307円で、対前年度比3.6%の増となっており、衛生費は7億6,231万4,488円で、対前年度比6.6%の減となっております。減の要因といたしましては、可燃ごみ運搬処理委託料が削減されたのが主な要因でございます。土木費につきましては4億9,830万6,181円で、対前年度比25.1%の増。増の主な要因といたしましては、滝川周辺地区整備事業、町営第五住宅屋根改修事業が主な要因でございます。消防費につきましては3億999万4,823円で、対前年度比9.1%の増、教育費につきましては10億2,037万784円で、対前年度比3.5%の減となっております。減の主な要因といたしましては、前年度決算には、上牧第二小学校プール改築事業、中学校渡り廊下改築事業、庁舎西館耐震補強及び第二体育館耐震補強工事が含まれていたのが主な要因でございます。公債費につきましては13億168万324円で、対前年度比7.9%の減となっております。減の要因といたしましては、繰上償還及び借換債に対する費用も含まれていることによるものでございます。

次に、性質別分類での歳出の状況といたしましては、人件費、扶助費、公債費などの義務的経費が全体の51.4%を占め、対前年度比3.0%の減、金額にして1億2,090万円の減となっております。投資的経費の普通建設事業費は全体の10.4%で、対前年度比14.4%増、金額にして9,939万6,000円の増、物件費、補助費などのその他の経費が全体の37.9%で、対前年度比0.1%増、金額にして404万5,000円の増となっております。また、財政構造の弾力性を測定する指標である経常収支比率につきましては97.5%で、前年度より1.2%減となっております。

以上が平成30年度上牧町一般会計歳入歳出決算の概要でございます。認定賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎認第2号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第4、認第2号 平成30年度上牧町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 認第2号 平成30年度上牧町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度上牧町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年9月6日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（阪本正人） 認第2号 平成30年度上牧町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

歳入総額は26億7,058万7,249円、対前年度比14.1%の減、歳出総額は26億5,718万4,453円、対前年度比9.8%の減、差し引き1,340万2,796円の黒字決算となっております。

それでは、歳入歳出決算の主な内容について説明いたします。

歳入決算では、国民健康保険税は4億4,849万1,173円、対前年度比4.4%の減、金額にして2,045万8,627円の減となっております。国庫支出金や前期高齢者交付金、共同事業交付金などは今回の改正により県への交付となり、県からは給付等に要する費用として、保険給付費等交付金として、県支出金18億6,372万8,812円となっております。繰入金では、1億8,840万5,216円、対前年度比16.0%の増となっております。繰越金で1億6,003万8,789円で、対前年度比981.7%の増となっております。

次に、歳出決算の主な内容でございますが、保険給付費は18億4,116万9,090円、対前年度比1.2%の増で、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護納付金や共同事業拠出金を県が拠出することになり、町は県に対して国民健康保険事業費納付金で5億7,820万3,548円となっております。諸支出金で1億7,122万6,421円、対前年度比783.1%の増となっております。

以上が平成30年度上牧町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要でございます。認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎認第3号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第5、認第3号 平成30年度上牧町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 認第3号 平成30年度上牧町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度上牧町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年9月6日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（阪本正人） 認第3号 平成30年度上牧町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

歳入総額は3億5,129万3,641円、対前年度比10.5%の増、歳出総額は3億4,876万4,622円、対前年度比12.2%の増、差し引き252万9,019円の黒字決算となっております。

歳入決算の主なものにつきましては、後期高齢者医療保険料2億5,904万4,300円、対前年度比7.6%増、金額にして1,820万6,400円の増となっております。

歳出決算の主なものにつきましては、後期高齢者医療広域連合納付金3億2,904万3,000円、対前年度比9.5%の増、保険事業費で839万9,682円で、対前年度比10.3%の増となっております。

以上が平成30年度上牧町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要でございます。認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎認第4号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第6、認第4号 平成30年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 認第4号 平成30年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年9月6日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（阪本正人） 認第4号 平成30年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

歳入総額は365万1,126円、対前年度比25.3%の増、歳出総額は335万3,806円、対前年度比28.3%の増、差し引き29万7,320円の黒字決算となっております。

歳入決算の主なものといたしましては、諸収入の貸付金元利収入が334万3,563円、対前年度比46.8%の増となっております。

次に、歳出決算の主なものでございますが、公債費が104万6,358円、諸支出金で、基金費へ229万6,000円を積み立てております。

以上が平成30年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の概要でございます。認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎認第5号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第7、認第5号 平成30年度上牧町下水道事業特別会計歳入歳出決

算認定について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

- 議会事務局長（山本敏光）** 認第5号 平成30年度上牧町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度上牧町下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年9月6日提出 上牧町長 今中富夫。

- 議長（服部公英）** 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

- 総務部長（阪本正人）** 認第5号 平成30年度上牧町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

歳入総額は7億5,882万5,201円、対前年度比25.2%の増、歳出総額は7億4,324万9,399円、対前年度比23.9%の増、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は1,557万5,802円の黒字となり、翌年度へ繰り越しすべき財源が561万6,000円を差し引いた実質収支額は995万9,802円の黒字決算となっております。

歳入決算の主なものといたしましては、使用料及び手数料で2億7,722万7,140円、対前年度比0.1%の増、繰入金で1億8,376万9,000円、対前年度比17.0%の増、町債は2億5,890万円、対前年度比85.9%の増となっております。

歳出決算の主なものといたしましては、下水道事業費2億6,064万383円、対前年度比2.8%の増、公債費は4億7,037万6,016円で、対前年度比40.8%の増となっております。

実施した公共下水道事業といたしましては、普及促進事業として北上牧地区の枝線整備工事を、適正管理事業として下水道長寿命化計画に基づく污水管改築工事を片岡台地区でそれぞれ行っております。また、平成30年度末の公共下水道普及率は95.46%、水洗化率は96.43%となっております。

以上が平成30年度上牧町下水道事業特別会計歳入歳出決算の概要でございます。認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（服部公英）** 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎認第6号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第8、認第6号 平成30年度上牧町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 認第6号 平成30年度上牧町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度上牧町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年9月6日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（阪本正人） 認第6号 平成30年度上牧町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

保険事業勘定につきましては、歳入総額が17億4,817万325円、対前年度比0.2%の減、歳出総額は17億2,490万7,729円、対前年度比1.9%の増、差し引き2,326万2,596円の黒字決算となっております。

歳入決算の主なものといたしましては、保険料が4億1,139万8,850円で、対前年度比5.5%の減、国庫支出金は3億3,294万3,185円で、対前年度比5.5%の増、支払基金交付金は4億3,133万6,888円で、対前年度比3.6%の増、県支出金は2億3,633万6,468円、対前年度比4.9%の増、繰入金は2億7,748万5,937円、対前年度比4.9%の減となっております。

歳出決算について主なものは、保険給付費15億2,577万6,821円で、対前年度比4.8%の増、地域支援事業費は8,568万2,461円、対前年度比14.9%の増、基金積立金は6,892万7,000円、対前年度比43.9%の減となっております。

次に、介護サービス事業勘定につきましては、歳入総額が770万3,456円、対前年度比10.8%の増、歳出総額は760万5,155円、対前年度比11.9%の増、差し引き9万8,301円の黒字決算となりました。

歳入決算の主なものにつきましては、サービス収入で633万5,597円、対前年度比12.8%の増となっております。

歳出決算におきましては、サービス事業費で744万8,155円、基金積立金として、介護予防

サービス事業費準備基金に15万7,000円を積み立てております。

以上が平成30年度上牧町介護保険特別会計歳入歳出決算の概要でございます。認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎認第7号の上程、説明

- 議長（服部公英） 日程第9、認第7号 平成30年度上牧町水道事業会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

- 議会事務局長（山本敏光） 認第7号 平成30年度上牧町水道事業会計歳入歳出決算認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成30年度上牧町水道事業会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年9月6日提出 上牧町長 今中富夫。

- 議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

水道部長。

- 水道部長（中村 真） 認第7号 平成30年度上牧町水道事業会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

まず初めに、平成30年度末の給水人口は、前年度に比べ166人減の1万9,007人でございます。給水戸数におきましては28戸増の7,178戸でございます。県営水道からの受水量は、前年度とほぼ同量の204万6,384立方メートルとなりました。有収水量は対前年度比マイナス0.8%、1万5,447立方メートル減の190万4,150立方メートルで、有収率は93.0%となりました。

次に、収益的収入及び支出について説明いたします。収益総額は4億8,762万7,393円、対前年度比マイナス1.8%、889万9,648円の減額でございます。要因といたしましては、有収水量の減少によります水道料金収入の減額によるものでございます。費用総額につきましては4億3,529万5,337円、対前年度比2.9%、1,214万6,667円増額しております。増額の主な要因といたしましては、修繕費の増額とアセットマネジメント計画及び経営戦略策定委託料の増

額によるところでございます。

収益的収支につきましては、収入が支出を上回っており、差し引き5,233万2,056円の黒字決算となりました。

次に、資本的収入及び支出の決算額については、収入総額315万1,853円に對しまして、支出総額は3,187万4,498円でございます。差し引き2,872万2,645円の資金不足となりました。その資金不足につきましては、水道事業会計に留保された資金で補填いたしております。

建設費におきましては、笹穂橋水管橋布設がえ工事、町道芦田・北ノ谷15号線配水管布設工事を実施いたしました。

以上が平成30年度上牧町水道事業会計決算の概要でございます。ご審議の上、認定賜りますようお願いいたします。

- 議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第1号の上程、説明

- 議長（服部公英） 日程第10、議第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

- 議会事務局長（山本敏光） 議第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

令和元年9月6日提出 上牧町長 今中富夫。

- 議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

- 総務部長（阪本正人） 議第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号。整備法といいます）が、令和元年6月14日に公布されたことに伴い条例の一部改

正を行うもので、今回の法改正は成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規定等（以下、欠格条項といいます）を設けている各制度について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定（個別審査規定といいます）へと適正化するとともに、所要の改正が行われました。法律の整備により地方公務員法の一部も改正され、地方公務員の欠格条項から成年被後見人及び被保佐人が削除されたことに伴い、一般職の職員の給与に関する条例に規定している地方公務員の成年被後見人及び被保佐人に係る欠格条項部分を削除するとともに、それに伴う所要の規定整備を行うものでございます。

具体的な条例の改正内容につきましては、第15条第1項中、第16条第1項中、第18条第6項中の「もしくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削除し、第15条第4項中、第16条第2項第1号中の「もしくは失職し」を削除し、第15条の2第2号中、「同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く」を削除する改正でございます。また、第18条第6項中の第15条を第1項同項に改めるものでございます。

附則では、この条例の施行日を令和元年12月14日からの施行としております。

次に、2で経過措置を規定しております。

以上が今回の条例改正の内容でございます。議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第2号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第11、議第2号 上牧町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第2号 上牧町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

の一部を改正する条例について。

上牧町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

令和元年9月6日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（阪本正人） 議第2号 上牧町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

上牧町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきましては、令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が全面的実施になることに伴い、上牧町が行う私立幼稚園就園奨励費補助金の交付事務が廃止となることから、当該条例に定めていた私立幼稚園就園奨励費補助金の交付事務に関する個人番号の利用及び特定個人情報の提供の定めについても不要となることから、当該条例の一部を改正するものでございます。

具体的な条例の改正内容につきましては、別表第1で定めております個人番号の独自利用事務のうち、9の項の上牧町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱による補助金交付に関する事務であって、規則で定めるものを削除し、10の項、上牧町児童生徒就学援助要綱による就学の援助に関する事務であって、規則で定めるものを9の項に改める改正でございます。

また、別表第2で定めております特定個人情報の庁内連携につきましても、9の項の上牧町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱による補助金交付に関する事務であって、規則で定めるものを削除とする改正を行っております。

附則では、この条例の施行日を令和元年10月1日からの施行としております。

以上が今回の条例改正の内容でございます。議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第3号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第12、議第3号 上牧町税条例等の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第3号 上牧町税条例等の一部を改正する条例について。

上牧町税条例等の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

令和元年9月6日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（阪本正人） 議第3号 上牧町税条例等の一部を改正する条例について説明いたします。

上牧町税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日から順次施行されており、法改正に伴い上牧町税条例等の一部を適用日までに改正するものでございます。

今回地方税法の一部改正で施行されました主な改正内容につきましては、子どもの貧困に対応するための非課税措置等の導入、軽自動車税におけるグリーン化特例での大幅な見直し、環境性能割の税率の適用区分の見直しとなっていることに加え、本条例の改正に伴う条文中の元号改正も実施しております。

それでは、法改正に伴い改正いたします上牧町税条例等の一部を改正する内容について説明いたします。

具体的な内容といたしましては、まず、第1条改正といたしまして、上牧町税条例中の元号の改正となっております。国の方針として、元号のみを理由とする改正は行わないものとし、元号以外の理由により改正を行う際に、当該法律または政令の全ての規定について元号に伴う必要な改正をあわせて行うものとするという方針が示されたことから、当町においても、税条例の改正に伴い改正を行うものでございます。

元号改正条文につきましては13条分ございます。

次に、第2条改正の第36条の2につきましては、町民税の申告についての条文でございます。改正内容といたしましては、納税者の申告の手続を簡素化にするため、年末調整の適用を受けた者で町民税の申告を行う際は、その内訳を記載しないこととする改正でございます。

第36条の3の2及び第36条の3の3につきましては、法律改正に伴い、条文中に単身児童扶養者に関する条文を追加する改正でございます。内容といたしましては、給与所得者及び年金受給者の扶養親族申告者に、単身児童扶養者である旨を記載することを定めた条文でございます。

第36条の4の改正につきましては、前日の36条の2の改正に伴う改正となっており、主に条文中の文言改正でございます。条文の内容といたしましては、町民税の不申告に関する過料についての条文となっております。

附則第15条の2は条文の追加改正で、内容といたしましては、令和元年10月1日から課せられる軽自動車税に係る環境性能割について、一定の基準を達成した者については環境性能割を課さない旨の条文となっております。

附則第15条の2の2は、附則第15条の2の新設による条ずれ改正及び法律改正による項の追加改正でございます。内容につきましては、軽自動車の環境性能割の賦課徴収の特例に関する条文でございます。

附則第15条の6の改正は、項の追加改正で、内容は特定期間に取得した軽自動車について、環境性能割の税率を軽減する旨の条文の追加でございます。

附則第16条の改正は、軽自動車のグリーン化特例（軽課）について3段階で改正するものでございます。今回は2段階目の改正で、13年を経過した軽自動車の税率を加算する、いわゆる従価税を整備し、新たに令和2年度及び令和3年度分の軽課を新設する改正でございます。

附則第16条の2は、附則第16条の改正に伴う条文の新設でございます。内容といたしましては、軽自動車税の賦課徴収に関する条文でございます。

次に、第3条改正の内容につきましては、まず、第24条で法律の改正に合わせて改正するもので、内容といたしましては、町民税の非課税の範囲に単身児童扶養者を追加する改正でございます。この改正により、単身児童扶養者は合計所得が135万以下であれば、町民税は非課税となります。

附則第16条は、軽自動車税のグリーン化特例（軽課）について3段階で改正するものの3段階目の改正でございます。内容としましては、令和4年、令和5年の軽課の車種を電気自動車に限定する旨の改正でございます。

附則第16条の2は、附則第16条の改正に伴う文言の改正でございます。

次に、第4条改正につきましては、平成29年3月27日、条例第12号で追加しました附則第

15条の2の2は、奈良県と協議の上制定したものでありましたが、環境性能割の課税免除規定がなくなったことから、不要となるため、削除するものでございます。

附則では、この条例は公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するとしております。

以上が今回の条例の改正内容でございます。議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のために保留し、次に進みます。



◎議第4号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第13、議第4号 上牧町印鑑条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第4号 上牧町印鑑条例の一部を改正する条例について。

上牧町印鑑条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

令和元年9月6日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 議第4号 上牧町印鑑条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

改正理由につきましては、平成31年4月17日、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布され、令和元年11月5日から施行されることに伴い、上牧町印鑑条例の一部を改正するものでございます。

改正内容でございますが、社会において旧姓を使用しながら活動する女性が増加している中で、さまざまな活動の場面で旧姓を使用しやすくするという女性活躍推進の観点から、これまで累次にわたり閣議決定された住民票、個人番号カード等への旧氏の記載を、印鑑登録証明事務においても旧氏併用に対応するため、印鑑登録事務における登録事項のうち、住民票への記載されている氏名、通称等のほか旧氏を追加登録を可能とする改正でございます。

上牧町印鑑条例第2条は、町が備えるを追加し、その者が過去に使用していた氏であっても、その者に係る戸籍または除かれた戸籍に記載または記録されている旧氏の利用に合わせた整備を行います。

第5条第2項第1号及び第2号に、旧氏による印鑑登録を行うことができるように整備いたします。

第6条第1項第3号についても、旧氏表記を追加いたします。

同条第1項第7号は、第3号に旧氏の記載といたしましたので整備を行います。

同条第3項は、同条第1項第3号の追記による整備でございます。

第10条第1項第4号についても、旧氏を追加いたします。

この条例は、令和元年11月5日から施行するものとしております。

以上が今回提出いたしました改正内容になります。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第5号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第14、議第5号 上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第5号 上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

令和元年9月6日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 議第5号 上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例の一部改正につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法令の整備に関する法律の改正が公布され、関連する児童福祉法の一部改正に伴い、上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

今回の改正は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第4条及び第11号第2号の規定に基づく措置として、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう所要の手続を整備するものでございます。

改正内容についてご説明申し上げます。

第7条第1項第3号は、号中にあります第43条が1項のみの表記になりますので、整備を行わせていただきます。

第24条第2項第2号、児童福祉法の改正から引用条項の整備を行います。

第33条第1項中、第29条が複数項立てから1項のみの条に改正しておりますので、整備を行わせていただきます。

附則第4号につきましても、条文の整備を行います。

この条例は公布の日から施行するものといたしております。

以上が今回提出させていただきます改正内容になります。議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第6号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第15、議第6号 上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第6号 上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について。

上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

令和元年9月6日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 議第6号 上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例の一部改正につきましては、子ども・子育て支援法（令和元年5月17日公布）、及び子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（同年5月31日に公布）、上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正いたします。

改正内容についてご説明申し上げます。令和元年10月より、幼児教育・保育の無償化が開始されることに伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等の整備を行うものでございます。満3歳以上の教育認定子ども、満3歳以上保育認定子どもの保育料無償化の整備となります。

また、本条例の附則第2項に記載しております上牧町立幼稚園保育料徴収条例を廃止し、この条例に統合させていただきます。同時に、上牧町立幼稚園保育料徴収条例に付随いたします上牧町立幼稚園保育料徴収条例施行規則も廃止いたします。これにより、満3歳以上の教育・保育認定子ども、満3歳未満の保育認定子どもと区分し保育料利用者負担額を定めま

す。

上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例、第1条の改正につきましては、従来の子どものための教育保育給付の認定と、今回新設される子育てのための施設等利用給付の認定を区別するための改正となります。

第2条は、保育の実施基準は子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援法施行令においても引用語句を使用いたしますので、追加いたします。

第3条の改正により、無償化される対象児童等の利用者負担額の線引き等を行わせていただきます。

第4条及び第5条は、従来の子どものための教育・保育給付の認定と、今回新設される子育てのための施設等利用給付の認定とを区分するための用語の整備を行わせていただきます。

また、この条例は、令和元年10月1日から施行するものとしております。

以上が今回提出いたしました改正内容になります。議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、

次に進みます。



◎議第7号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第16、議第7号 上牧町保育の必要性の認定基準に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第7号 上牧町保育の必要性の認定基準に関する条例の一部を改正する条例について。

上牧町保育の必要性の認定基準に関する条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

令和元年9月6日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 議第7号 上牧町保育の必要性の認定基準に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例の一部改正につきましては、子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴いまして、上牧町保育の必要性の認定基準に関する条例の一部を改正いたします。

主な改正内容についてご説明申し上げます。

令和元年10月より、幼児教育・保育無償化が開始されることに伴い、保育の必要性の認定基準の整備を行うものでございます。新制度幼稚園、認定こども園の1号認定の園児、または新制度未移行幼稚園の園児で新2号認定の基準を満たしている園児の預かり保育に係ります月額利用料を規定の範囲内で無償化とするための基準となる保育の必要性の認定基準の整備となります。上牧町保育の必要性の認定基準に関する条例第3条第1項第7号イにつきましては、職業能力開発促進法の改正による整備でございます。

続きまして、同条第9号の改正は、子ども・子育て支援法施行規則の改正による整備となります。

また、この条例は、令和元年10月1日から施行するものといたしております。

以上が今回提出させていただきました改正内容になります。ご審議の上、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎議第 8 号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第17、議第 8 号 上牧町下水道条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第 8 号 上牧町下水道条例の一部を改正する条例について。

上牧町下水道条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

令和元年 9 月 6 日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（中村 真） 議第 8 号 上牧町下水道条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例の一部改正につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年 6 月 14 日に公布されたことに伴いまして、上牧町下水道条例の一部を改正するものでございます。

整備法では、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由として不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項及びその他の制限に係る措置の見直しを行うものでございます。今後は、成年被後見人制度を利用していることを理由として、資格、職種、業務等から一律に排除するのではなく、資格、職種、業務等にふさわしい能力の有無を個別的、実質的に審査し判断することとなります。

それでは、条例の改正の内容でございます。

第24条第 2 項第 2 号中、成年被後見人を、精神の機能の障害により代理人としての責務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に改め、同項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とするとしております。

附則では、この条例は令和元年12月14日から施行するとしております。

以上の改正内容でございます。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。
す。

- 議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎議第9号の上程、説明

- 議長（服部公英） 日程第18、議第9号 上牧町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

- 議会事務局長（山本敏光） 議第9号 上牧町水道事業給水条例の一部を改正する条例について。

上牧町水道事業給水条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

令和元年9月6日提出 上牧町長 今中富夫。

- 議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

水道部長。

- 水道部長（中村 真） 議第9号 上牧町水道事業給水条例の一部を改正する条例について説明いたします。

この条例の一部改正につきましては、改正水道法の施行に伴い、関係政令の整備及び経過措置に関する政令（案）が公表されたことにより、水道法施行令が改正され条ずれが生じたことによりまして、上牧町水道事業給水条例の一部を改正するものでございます。

それでは、条例改正の内容でございます。

第44条の2第1項中、法令を政令に改め、第4条を第6条に改めるとしております。

附則では、この条例の施行期日を令和元年10月1日としております。

以上の改正内容でございます。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。
す。

- 議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎議第10号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第19、議第10号 令和元年度上牧町一般会計補正予算（第2回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第10号 令和元年度上牧町一般会計補正予算（第2回）について。

令和元年度上牧町一般会計補正予算（第2回）については、別紙のとおりである。

令和元年9月6日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（阪本正人） 議第10号 令和元年度上牧町一般会計補正予算（第2回）について説明いたします。

補正予算（第2回）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,363万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億9,137万円とするものでございます。

また、第2条地方債の補正では、起こすことができる地方債の追加、変更として、8ページの第2表に、ごみ中継施設整備事業債3,000万円の追加と、臨時財政対策債では、限度額を284万1,000円減額変更しております。

今回の補正予算は、もっと良くなる奈良県市町村応援補助金を活用した上牧笹ゆり回廊の整備事業費を計上させていただいております。上牧町の地域資源、歴史、文化、自然の魅力を最大限に活用して地域の活性化を図り、町内外から見に訪れる多くの人々にぎわいがあふれるまちづくりを目指します。現在、滝川遊歩道は、健康増進、健康寿命を目的とした散策や憩いの場として町民に利用されているところであり、現在、滝川に隣接する旧公社引き継ぎ地を活用し、奈良県の協力を得て、滝川の親水性護岸整備を進めているところであります。今回、計画する本事業においては、滝川に隣接するのり面を利用したシバザクラの植栽計画、遊歩道の再整備、片岡城跡の整備、空き家を利活用した休憩所ともなる多目的施設の整備を行います。また、国の史跡に指定された上牧久渡古墳群の散策スポットとしての活用

に向けた整備計画も組み入れた全体の散策ルートとして、案内板の設置を進めるとともに、今までは個々の点であったものを線とする整備計画とさせていただき、補正計上をさせていただきました。さらには植栽などのハード整備とあわせ、ソフト面での施策としてキャンペーン事業やPR事業も実施し、SNS上での展開を図っていくための費用も計上させていただいております。

次に、地産地消を推進する地域に根差した形で展開される活動を支援することで、町内における経済循環の拡大と生きがい対策につながる上牧ふれあい朝市販売所設置事業も補正計上させていただいております。

また、幼児教育・保育の無償化については、子どもたちに対し生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的に実施するための費用などをこの補正で計上させていただいております。

また、4月の人事異動等に伴う人件費の調整や、道路、橋梁費補助金の内示額等により事業費の調整をさせていただき、各事業の事業内容の調整や精算金などもこの補正で計上させていただいております。

それでは、補正予算に関する説明書の事項別明細書で、主なものにつきまして説明させていただきます。

歳入につきましては、まず、幼児教育・保育の無償化に関する部分につきまして説明をさせていただきます。

説明書4ページ、款地方特例交付金、項子ども・子育て支援臨時交付税、目子ども・子育て支援臨時交付金の増額計上につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴う町負担分に対して今年度は消費税が平準化しないため、交付される臨時交付金2,302万6,000円を増額計上させていただいております。

次に、款分担金及び負担金、項負担金、目民生費負担金の保育料減額分につきましては、公立保育所、私立保育所の3歳から5歳児の保育料無料化に伴う減額分2,209万6,000円減額計上しております。

次に、款使用料及び手数料、項使用料、目教育使用料の幼稚園使用料につきましても、公立幼稚園の3歳から5歳児の保育料無償化に伴う減額分331万6,000円減額計上しております。

次に、款国庫支出金、項国庫補助金、目民生費国庫補助金の子どものための教育・保育給付費交付金につきましては、私立保育所の負担金に係る交付金として2,931万8,000円、子どものための施設等利用給付費交付金としましては、認可外施設等に係る交付金として22万

2,000円、合計2,954万円増額計上しております。

同じく、目教育費国庫補助金の子どものための教育・保育給付費交付金につきましては、認定こども園に係る交付金6万3,000円、子ども・子育て支援交付金としましては、未移行私立幼稚園の給食・副食費に係る交付金11万7,000円、6ページに移りまして、子育てのための施設等利用給付費交付金につきましては、新制度未移行幼稚園保育料に係る費用、預かり保育料に係る交付金345万3,000円、合計363万3,000円増額計上をしております。

次に、款県支出金、項県補助金、目民生費県補助金の施設型給付費等交付金につきましては、私立保育所の3歳から5歳児の保育所負担金、公定価格の上昇に伴う交付金1,015万4,000円、子育てのための施設等利用給付費交付金につきましては、認可外施設に係る交付金11万1,000円、合計1,026万5,000円増額計上をしております。

同じく、目教育費県補助金の施設型給付費等交付金及び補助金につきましては、認定こども園に係る給付負担金として5万4,000円、子ども・子育て支援交付金につきましては、未移行私立幼稚園の給食・副食費に係る交付金11万7,000円、子育てのための施設等利用給付費交付金につきましては、新制度未移行幼稚園保育料に係る費用、預かり保育に係る交付金172万6,000円、合計189万7,000円増額計上しております。

4ページ、5ページに戻っていただきまして、款地方交付税、項地方交付税、目地方交付税の普通交付税の増額計上につきましては、基準財政需用額で高齢者保健福祉における高齢者人口、65歳以上人口による算定軽費の増加に伴い需要額が増加し、一方、基準財政需要額で、法人税割市町村民税の決算見込み額が想定を大きく上回ることと見込まれることなどで確定した普通交付税は、結果増加しましたので、397万5,000円を増額計上させていただいております。

次に、款国庫支出金、項国庫補助金、目民生費国庫補助金の社会福祉費補助金の手話通訳者及び要約筆記者の派遣に関して、大学でのスクリーニング事項における利用者申請があったため、地域生活支援等事業費補助金55万円を、6ページに移りまして、款県支出金、項県補助金、目民生費県補助金の地域生活支援等事業費補助金で27万5,000円増額計上させていただいております。

次に、4ページ、5ページに戻っていただきまして、款国庫支出金、項国庫補助金、目衛生費国庫補助金の保健衛生費で、補助金で、子育て世代包括支援センター設置に係る子ども・子育て支援交付金54万6,000円を、6ページに移りまして、款県支出金、項県補助金、目衛生費補助金で54万6,000円増額計上させていただいております。

次に、款県支出金、項県補助金、目総務費県補助金の総務費管理費補助金で、もっと良くなる奈良県市町村応援補助金1,709万3,000円増額計上させていただいております。

次に、款寄附金、項寄附金、目総務費寄附金で、寄附によるまちづくり条例に基づく寄附を2件いただきましたので、20万2,000円増額計上をさせていただいております。

款繰入金、項特別会計繰入金、目後期高齢者医療特別会計繰入金で、過年度繰出金精算金253万増額計上させていただいております。

款繰越金、項繰越金、目繰越金で、前年度繰越金1億1,218万8,000円を増額計上しております。

8ページに移りまして、款諸収入、項諸収入、目雑入で平成30年台風21号による建物災害共済金110万円を、保育所給食代につきましては、これまで保育料で徴収しておりましたが、無償化に伴い別途徴収するための保育所給食代44万4,000円増額計上をしております。

款町債、項町債、目臨時財政対策債で、借入可能額が確定したため、284万1,000円減額し、ごみ中継施設整備事業債を追加で3,000万円増額計上をさせていただいております。

次に、歳出につきましては、10ページ、款総務費、項総務管理費、目財産管理費で、社会資本総合整備交付金の内示額が多額に交付されたため、町内防犯カメラ設置工事費3台分157万円増額計上をさせていただいております。

目企画費で、先ほどお話をさせていただきました、もっと良くなる奈良県市町村応援補助金に係る消費・周遊・移住促進事業2,087万1,000円増額計上しております。

14ページに移りまして、款民生費、項社会福祉費、目社会福祉総務費の国民健康保険特別会計繰出金で457万2,000円減額計上をさせていただいております。

目高齢者福祉費で、後期高齢者医療負担金過年度分精算金2,923万円増額し、介護保険特別会計繰出金で24万4,000円減額計上させていただいております。

目障害福祉費で2名の新規申請、入院があったため、障害児育成医療費56万円、コミュニケーション支援事業委託料110万円を増額計上させていただいております。

16ページに移りまして、目児童福祉費総務費で、幼児教育・保育の無償化についての関連費用としまして、負担金、補助及び交付金で2,177万3,000円、扶助費で44万4,000円、償還金利子及び割引料で補助金精算金13万2,000円、合計2,234万9,000円増額計上しております。

18ページに移りまして、款衛生費、項保健衛生費、目母子衛生費で、子育て世代包括支援センター設置に係る事業としまして、164万1,000円増額計上させていただいております。

目健康増進事業費で、胃がん検診の受診希望者が増加することが見込まれるため、がん検

診事業費の検査委託料63万7,000円増額計上させていただいております。

20ページに移りまして、款衛生費、項清掃費、目塵芥処理費で、不燃ごみ等中継施設実施設計業務委託料4,012万3,000円増額計上させていただいております。款農林商工業費、項農業費、目農業振興費で、もっと良くなる市町村応援補助金に係る上牧ふれあい朝市販売促進事業費476万9,000円増額計上させていただいております。

22ページに移りまして、款土木費、項道路橋梁費、目道路橋梁費で、交通安全対策工事費150万円増額計上させていただいております。

24ページに移りまして、款土木費、項住宅費、目住宅管理費で、入居者志望に伴い相続人から明け渡しがあったため、町営第一住宅除却工事費として129万7,000円増額計上をさせていただいております。

款教育費、項教育総務費、目事務局費で、幼児教育・保育の無償化についての関連費用としまして、負担金、補助及び交付金として369万3,000円、扶助費としまして452万4,000円、合計821万7,000円増額計上をしております。また、委託料の小・中学校トイレ改修工事実施設計委託につきましては、国土強靱化関連事業、トイレ改修事業につきましては、来年度を期限とする3カ年限定の緊急対策として早急な対応が求められており、今後膨大な既存施設が更新時期を迎える中、特にトイレ改修のような部分的な改修事業については事業採択が極めて厳しくなる状況から、今回、上牧第三小学校、上牧第二中学校の校舎トイレの改修工事実施設計委託料1,393万7,000円増額計上をさせていただいております。

26ページに移りまして、項社会教育費、目公民館費で、片岡台1丁目公民館の屋根漏水補修工事費75万円を、公民館等集会施設補修補助金関連費用を計上しております。

28ページに移りまして、款諸支出金、項基金費、目財政調整基金費で、5,494万3,000円を基金に積み立て、基金残高は9億6,578万5,000円となっております。

目公共施設整備基金費で、3,300万円を基金に積み立て、基金残高は9,722万3,000円となっております。

目ふるさとまちづくり基金費で、20万3,000円基金に積み立て、基金残高は142万3,000円となっております。

以上、補正予算の概要を説明させていただきました。議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎議第11号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第20、議第11号 令和元年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第11号 令和元年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について。

令和元年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）については、別紙のとおりである。

令和元年9月6日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 議第11号 令和元年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ882万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億8,738万4,000円とするものでございます。

それでは、内容についてご説明申し上げます。

令和元年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算に関する説明書4ページ、5ページ、歳入におきまして、款6繰入金、目1一般会計繰入金で法定繰入調整分の457万2,000円を減額計上いたしております。これにつきましては、歳出、6、7ページの款1総務費、目1一般管理費の職員人件費の増額分となります。

続きまして、款7繰越金で1,340万1,000円を計上いたしております。これにつきましては、平成30年度の決算収支により繰越金でございます。

次に、歳出の方に移らせていただきます。

説明書6ページ、7ページ、款6諸支出金、目5償還金で14万3,000円を計上いたしております。これは特定健康診査と保健指導負担金の精算により、国・県へそれぞれ償還するものでございます。

次に、項2基金費で1,325万8,000円を計上いたしました。これにつきましては、財政調整

基金に積立金でございます。

以上でございます。ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

- 議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第12号の上程、説明

- 議長（服部公英） 日程第21、議第12号 令和元年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

- 議会事務局長（山本敏光） 議第12号 令和元年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について。

令和元年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）については、別紙のとおりである。

令和元年9月6日提出 上牧町長 今中富夫。

- 議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

- 住民福祉部長（濱田 寛） 議第12号 令和元年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）についてご説明申し上げます。

元号を改める政令の施行に伴い、平成31年度上牧町後期高齢者医療特別会計予算の名称を、令和元年度上牧町後期高齢者医療特別会計予算に読みかえるものでございます。

それでは、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ253万を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億6,161万円とするものでございます。

それでは、内容についてご説明申し上げます。

令和元年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算に関する説明書4ページ、5ページでございます。歳入につきまして、款5繰越金で253万円を計上いたしました。これにつきましては、平成30年度の決算収支によります繰越金でございます。

次に、歳出に移ります。

説明書6ページ、7ページ、歳出におきまして、款4諸支出金で253万を計上いたしており

ます。これにつきましては、前年度繰入金の精算に伴います一般会計の繰出金として戻入するものでございます。

以上でございます。ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第13号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第22、議第13号 令和元年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第2回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第13号 令和元年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第2回）について。

令和元年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第2回）については、別紙のとおりである。

令和元年9月6日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 議第13号 令和元年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第2回）についてご説明申し上げます。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,516万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億3,671万4,000円とするものでございます。

内容についてご説明申し上げます。

上牧町介護保険特別会計補正予算に関する説明書4ページ、5ページ、歳入につきまして、款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金で385万5,000円を、また、款5県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金で533万2,000円を増額計上いたします。これにつきましては、前年度の保険給付費の国庫及び県費の精算分になります。

続きまして、款3国庫支出金、項2国庫補助金、目2地域支援事業交付金、節2包括的支援事業任意事業交付金で30万6,000円、款5県支出金、項2県補助金、節2包括的支援事業任意事業交付金で15万3,000円をそれぞれ減額いたしております。この減額につきましては、歳

出6ページ、7ページ、款3地域支援事業費において計上いたしております職員人件費の減額によるものとなります。

続きまして、款3国庫支出金、項2国庫補助金、節4地域支援事業費交付金過年度分で13万9,000円、及び款5県支出金、項2県補助金、節3地域支援事業交付金過年度分で9万円を増額いたしております。この増額計上につきましては、前年度の地域支援事業に係る国庫県費の精算交付となります。

次に、款3国庫支出金、項2国庫補助金、節1事業費補助金で、61万円を増額いたしております。これにつきましては、歳出、6ページ、7ページ、款1総務費、目1一般管理費、節13委託料で、130万9,000円の電子計算費を計上しております。消費税率10%による介護報酬改正改定システムの改修に係る補助金となります。

次に、款7繰入金、目1一般会計繰入金で、法定繰入の調整分14万6,000円を減額計上いたしております。

続きまして、款8繰越金で2,326万1,000円を計上いたしました。これにつきましては、平成30年度の決算収支による繰越金でございます。

歳出に移らせていただきます。

説明書6ページ、7ページ、款1総務費及び款3地域支援事業費で、職員人件費を計上いたしております。これにつきましては、職員数に増減はございませんが、職員の勤続年数等による等級の差額の分となります。

次に、款4基金積立金で3,534万3,000円を計上いたしております。これにつきましては、介護給付費準備基金へ積み立てるものでございます。

続きまして、介護サービス事業勘定につきましてご説明申し上げます。説明書9ページ、10ページ、款5繰越金で9万8,000円を計上いたしております。これにつきましては、平成30年度決算収支により繰越金となります。繰越金につきましては、款2繰入金で一般会計に繰り入れをいたしております。

以上でございます。ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第14号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第23、議第14号 令和元年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第14号 令和元年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1回）について。

令和元年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1回）については、別紙のとおりである。

令和元年9月6日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 議第14号 令和元年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1回）について説明いたします。

上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1回）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ182万6,000円とするものでございます。

内容につきましては、歳入予算、2ページから3ページでは、平成30年度黒字決算額を繰越金とし計上し、また、歳出予算、4ページから5ページにおきましては、基金に積み立てるものでございます。

以上でございます。慎重審議の上、議決いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。

（「議長、休憩しよう」と言う者あり）

○議長（服部公英） それでは、ここで暫時休憩とし、再開は午後1時からといたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（服部公英） 再開いたします。

◇

◎議第15号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第24、議第15号 令和元年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第1回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第15号 令和元年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第1回）について。

令和元年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第1回）については、別紙のとおりである。

令和元年9月6日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（中村 真） 議第15号 令和元年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第1回）について説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ122万6,000円を減額し、歳入歳出のそれぞれの総額を6億2,751万3,000円とするものでございます。

内容につきましては、補正予算説明書4、5ページ、歳入の款3繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金を1,118万円減額し、次に、款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金の前年度繰越金につきましては、平成30年度決算収支額995万8,000円を増額計上しております。同じく、款6諸収入、項1雑入、目1雑入4,000円を減額しております。このことにつきましては、雇用保険戻入金の減額補正でございます。

次に、補正予算説明書6、7ページ、歳出におきましては、款1下水道事業費、項2下水道建設費、目1公共下水道事業費の委託料、下水道ストックマネジメント計画調査診断業務委託料の不足分1,000円を増額補正させていただいております。

同じく、補償、補填及び賠償金、電気移設移転等補償として1万7,000円増額補正させていただいております。このことにつきましては、公共下水道北上牧R243の1号枝線工事に伴う電柱の補強工事の補償金でございます。

同じく、補正予算説明書6、7ページ、款2公債費、項1公債費、目2利子の長期債利子

124万4,000円を減額補正しております。このことにつきましては、地方債の借入利率の策定に伴います減額補正でございます。

以上でございます。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第16号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第25、議第16号 令和元年度上牧町水道事業会計補正予算（第1回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第16号 令和元年度上牧町水道事業会計補正予算（第1回）について。

令和元年度上牧町水道事業会計補正予算（第1回）については、別紙のとおりである。

令和元年9月6日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（中村 真） 議第16号 令和元年度上牧町水道事業会計補正予算（第1回）について説明いたします。

既決予算の収益的収入及び支出を500万9,000円減額し、収益的支出の合計額を4億7,799万1,000円とするものでございます。

内容につきましては、水道事業会計補正予算書2ページ、収益的収入及び支出、款1水道事業費用、項1営業費用、目2配水及び給水費を189万円増額し、同じく目3総係費を689万9,000円減額計上させていただいております。このことにつきましては、人件費の調整費によるところでございます。

以上でございます。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎議第17号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第26、議第17号 上牧町道路線の認定及び変更について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第17号 上牧町道路線の認定及び変更について。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第2項の規定に基づき、町道の路線を次のとおり認定及び変更したいので、同法第8条第1項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年9月6日 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 議第17号 上牧町道路路線の認定及び変更についてご説明いたします。

上牧町道路路線の認定及び変更についての内容につきましては、まず、上牧町道路路線の認定につきましては、北上牧40号線におきまして、道路台帳の整備及び小規模住宅道路整備に伴い、上牧町道路路線延長、幅員5.8メートルから6メートルの延長、58.5メートルを認定するものでございます。また、上牧町道路路線の変更につきましては、濁明星線及び北上牧18号線2路線につきましては、終点の変更によるものでございます。内容につきましては、濁明星線の終点、上牧472-1を上牧473-1とし、延長が919.9メートルから990.2メートルになり、70.9メートルの追加延長になります。北上牧18号線の終点上牧3804-3とし、延長が37.7メートルから200.1メートルになり、162.4メートルの追加延長になります。

済みません、訂正をお願いします。濁明星線の終点を、旧の上牧473-1、新しく上牧471-1となります。それと、北上牧18号線の終点を、上牧3804-3を上牧3815とし、延長37.7メートルから200.1メートルになり、162.4メートルの追加延長となります。

以上でございます。慎重審議の上、議決いただきますよう。よろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎議第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第27、議第18号 岡在橋橋梁補修・耐震工事請負契約の締結について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第18号 岡在橋橋梁補修・耐震工事請負契約の締結について。

岡在橋橋梁補修・耐震工事の請負契約について、次のとおり契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月条例第5号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年9月6日 上牧町長 今中富夫。

記。

- 1、工事名 岡在橋橋梁補修・耐震工事。
- 2、工事場所 北葛城郡上牧町片岡台地内。
- 3、工期 議会の議決を得た日から令和2年3月27日まで。
- 4、契約金額 8,756万円。うち消費税及び地方消費税額796万円。
- 5、契約の相手方 五條市西吉野町和田284番地3、株式会社上香建設、代表取締役、上村丈司。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 議第18号 岡在橋橋梁補修・耐震工事請負契約の締結についてご説明いたします。

平成31年3月議会及び令和元年6月議会に提出いたしました平成31年度上牧町一般会計当初予算及び令和元年度上牧町一般会計補正予算（第1回）におきまして、岡在橋橋梁補修・耐震工事に係る予算を議決いただきましたが、このたび入札が整いましたので契約の運びとなりました。契約を締結するに当たりまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

契約内容につきましてご説明させていただきます。

まず、入札の方法は総合評価落札方式一般競争入札でございます。工事名は岡在橋橋梁補修・耐震工事、工事場所は北葛城郡上牧町片岡台地内、工事期間は議会の議決を得た日から

令和2年3月27日までとなっております。契約の金額につきましては8,756万円で、うち消費税及び地方消費税額は796万円でございます。契約の相手先は、五條市西吉野町和田284番地3、株式会社上香建設、代表取締役、上村丈司でございます。

以上が岡在橋橋梁補修・耐震工事請負契約の説明となります。慎重審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） 入札の方法はわかったんですけども、何社あったでしょうか。会社名も言えるでしょうか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 入札は1社でございます。会社名は、株式会社上香建設でございます。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） わかりました。結構、額の大きい工事だと思うんですけども、入札の方法が変わったのかどうか、一般競争入札で1社だけ来れたということなんですけども、なかなか金額の高い工事には入りにくいというようなところがありましたので、ちょっと質問させていただきました。聞いておきます。ありがとうございます。

○議長（服部公英） ほかにございませんか。

遠山議員。

○9番（遠山健太郎） 9番、遠山健太郎です。順次、質問させていただきます。

まず、3番の工期についてです。工期については事前に説明会だったか、懇談会だったか、業務の工程表をいただいているんですけども、改めてこちらに書いてあるのは、議会の議決を得た日から令和2年3月27日までとあります。きょう、議決された暁には、契約の予定日、そして工事の期間、教えていただけますでしょうか、わかれば。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 本日、議決いただきましたから、業者の方に連絡しまして、本日付で契約して、令和2年の3月27日までの工期として考えております。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） きょう議決で、多分きょう契約ではないと思うんですけど、連絡をし

てすぐ契約をすると。具体的な工事については、契約をした日から速やかに来年の3月27日までやるということなんですけど、そこで伺いたいのは、この岡在橋の補修に伴って岡在橋の将来的な交通安全対策については、予算のときに話はあったと思うんですけど、私、ここで伺いたいのは、工事中の安全対策、例えば、工事期間中は通行がどうなるのか。そのあたり、まず、教えていただけますか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） まず、議会懇談会の方で、10月7日から10月29日まで西名阪の集中工事が行われます。それに伴って、床版の下の方の仮設の方をまず行います。それと、総合評価の落札の中で入り口の方に信号機の設置をしたりとか、ガードマンの設置をしたりとか、安全な対策に万全に努めるようにということで提案もございましたので、今後、業者の方と密に連絡をしながら、交通安全の対策については図っていくつもりでございます。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） 今、総合評価落札方式の中で、業者から多分工事内容の提案があったと思うんですね。その内容について伺いたいと思ってるんです。下の高速道路は住民の皆さんに直接関係がないんですけど、3月までの間に岡在橋が通れるのか通れないのか。通れるんだったら、どうやって通れるのかというのは当然聞きたいと思うので、今お話を聞くと、業者から、例えば、信号があって、片側交互通行になるというイメージだと思うんですけど、そういうことも踏まえて、どのような通行を3月まで住民の皆さんができるのか、そのあたり教えていただけますか。

○議長（服部公英） まちづくり創生課長。

○まちづくり創生課長（松井直彦） では、工事期間中の交通の便につきましては、10月1日ごろから3月27日までは、一応、通行どめの予定をさせてもらっております。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） ということは、先ほど、ガードマンや信号を置くということではなくて、来年の3月まで一切通行どめになると。もう一度、確認で、それでよろしいですか。

○議長（服部公英） まちづくり創生課長。

○まちづくり創生課長（松井直彦） 一応、こっちの担当の方と話を密にさせてもらいながら、通行どめの予定でさせていただきますので、その辺はまたよろしくお願ひします。また、工事ができ次第、一部終わり通行ができるようになれば、片側通行ということも考えられますので、そのときはまた連絡させていただきますので、よろしくお願ひします。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） 通行どめとなると、近隣の自治会等を通る方にとっては大変な支障と
いいですか、あると思うので、ぜひ近隣の自治会の方には必ず連絡をとって、どういうふう
にするのかということはきっちり協議をしていただきたいと思います。よろしいですか。

○議長（服部公英） まちづくり創生課長。

○まちづくり創生課長（松井直彦） その点は、近隣の自治会、上牧町の近隣自治会2者と、
河合町の自治会の方にも一応回覧等で回らせてもらいまして、事前に連絡はさせてもらうこ
とと予定しておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） ぜひお願いしたいと思います。工期と安全対策については以上です。

次に伺いたいんです。4番の契約金額についてです。総合評価落札方式、先ほど牧浦議員
からの質問もありましたけども、1階に開札録が開示されてまして、1社ということで話が
ありました。皆さんご存じとは思いますが、ここ、契約金額が8,756万で、実は落札の下
の開札録は8,596万8,000円で、何でこれ、違うんだろうと思ったら、消費税の関係なんです
ね。消費税が10%になってるって感じなんですけども、ご存じの方もいらっしゃると思うん
ですけど、いま一度、この消費税の請負契約の関係、9月の契約なのに何で10%なんだと思
う方もいらっしゃると思うので、このあたりの説明をしていただいていた方がいいですか。

○議長（服部公英） 総務課長。

○総務課長（山下純司） 今、遠山議員のご質問でございます。10月1日以降になりますと、
消費税率が改定されます。それに伴いまして今回の工事につきましては、先ほど部長言われ
ましたように、工期の方が3月27日になっておりますので、引き渡し日の方の関係によりま
して、10月以降の引き渡し日になる工事につきましては新しい税率を適用した請負契約とす
るということになっておりますので、今回契約金額の方を新税率を適用した金額で上げさせ
ていただいたということでございます。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） 説明ありがとうございます。もしご存じでない方がいらっしゃったら
いけないと思って聞きました。請負契約というのは契約日が適用じゃなくて、引き渡し日が
消費税率を還元すると。だから、9月に契約をしても引き渡しが3月なんで、税率が10%に
なってしまうということだと思うんですね。優遇措置というのがあって、3月までに契約し
てれば8%だったという実情があると思うんですけども、そういうことがあるので、今までお

話があった設計金額の85999であるとか、今回の85968と今回の8756が違うという点は理解できました。参考までに3月の当初予算、6月の補正予算で、こちらの工事については8,800万の予算になってるので、そのうちにおさまってるということで理解はさせてもらっています。

最後、伺いたいと思います。契約の相手方、株式会社上香建設で、総合評価落札方式による一般競争入札ということで、先ほど牧浦議員から質問がありまして、聞いておきますという話だったんですけども、私、ここでちょっといま一度、どう評価してるのかを聞きたいと思ってるんですが、ご存じのとおり入札者が1社で、たしかこれ、隣っていいですか、つくも橋も1社だったですよ。つくも橋も同じ業者さんだと思うんです。今回の予定入札価格と落札価格の、いわゆる落札率というのが今回99.96%、つくも橋は100%だったと思います。1社だったということが正しいかどうかわからないんですけども、総合評価落札方式に対しての問題点もいろいろ懸念される中で、今回開札録を見ますと、評価値が140.075、技術評価点が111.50、で、1社が入札された。それと、落札率が99.96%、このあたりを町としてどのように評価をしているのか、教えていただけますか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今回の1社の入札ということでございます。今質問にありました落札金額99.63%というふうな内容になっておりますが、前は100%というふうなことでございます。総合評価落札方式のメリットとデメリットはあると思うんです。総合評価落札方式については、金額もそうですが、提案された内容等につきましてそれを加味しました形で最終的に落札したというふうに決定の方をさせていただくわけなんですけど、1社というふうな内容でございまして、町といたしましては今回の経営審査点数が900点以上というふうな形で公告の方をさせていただきました。900点というのは、広く業者の方に参加していただくために900点というふうな設定をさせていただきましたが、結果、1社というふうな、応札が1社しかなかったというところではございますが、県内の900点以上の業者につきましては、68社ほど業者さんが奈良県内におられます。

そこで、分析等をしなければいけないかとは思いますが、なかなか最近につきましては、総合評価にしる、一般競争入札にさせていただいてる部分につきましても、応札される方が少ないというふうな状況もございまして、これはなぜかといいましたら、やはり主任技術者、技術者を持っておられる方が、東京オリンピックやパラリンピックの方に工事のために行かれてる業者さんとか、あるいは東日本大震災で起こった工事がまだ残っておるとか、また、

九州で災害が発生しました大雨等の部分に大手さんがそちらに行かれて、技術者が少ないというのは今の現状になっております。そういうふうな部分も含めまして、主任技術者以外の、県の取り組みといたしましても、講習を2年か3年受けておれば、補佐的な形で主任技術者的な扱いにできるというふうなお話も聞いております。そういうふうな部分の緩和も、これからは県全体では必要になってくるのかなというふうには考えておるわけでございますが、質問いただいた1社の分析というのは、広くは知らしめておるんですが、実際1社というふうな形になっているのが今の現状でございます。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） 答弁しにくい質問ですいません。広くしてて、経審の点数が900点だから68社あるけれども1社しかないんだからしょうがないとは思うんです。質問の仕方がすごい難しかったとは思いますが、参考までに、上牧町はJVでの総合評価落札を受け入れる体制はあるんですか。JVというのは共同企業体のことですけど。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 過去からは、JVで受け入れたというケースはございません。ほかの市町村でしたらJVでやっておられる市町村もございしますが、JVでやろうとした場合、もう少し金額的な部分と、専門職種、専門職種があるのかなというふうに思います。そういうふうな部分で、JVを組まれてやっておられるというふうなケースもございします。上牧町の場合は、そこまでの専門的な職種の部分が今のところないというのが現状でございます。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） よくわかりました。JVの場合ですと、評価の仕方がすごい難しかったりというのが多々あるので、なかなかJVを受け入れてるところと受け入れてない市町村分かっているかなと思うんですけども、先ほど部長が言われましたとおり、今、技術者さんがすごい不足をしていて、大震災の話もあるし、オリンピックの話もあるし、もうすぐすると大阪万博の話もあって、なかなか小さい業者さんがそこまで手が回らないので入れないってあると思うんですけども、広く門戸を広めるという意味ではそういうことも視野に将来的には入れていただきたいというふうに思うので、提案をさせていただきました。

議第18号についての私の質問は以上です。ありがとうございました。

○議長（服部公英） ほかにございませんか。

康村議員。

○8番（康村昌史） 8番、康村昌史です。

先ほどの通行どめの件についてお尋ねいたします。車だけを通行どめにするというふうに聞いてたんですが、その点はいかがですか。

○議長（服部公英） まちづくり創生課長。

○まちづくり創生課長（松井直彦） 先ほどの件ですけども、ちょっと補足で説明させてもらいます。車両のみの通行どめであって、歩行者の方は通行の確保をさせてもらう等は考えております。

○議長（服部公英） 康村議員。

○8番（康村昌史） 歩行者は通れるんですね。わかりました。

以上です。

○議長（服部公英） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。



◎議第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第28、議第19号 教育委員会委員の任命について、これを議題いたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第19号 教育委員会委員の任命について。

教育委員会委員の任期満了に伴い、下記の者を再任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和元年9月6日提出 上牧町長 今中富夫。

記。

北葛城郡上牧町 暁 公美。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（西山義憲） 議第19号 教育委員会委員の任命についてご説明いたします。

現教育委員会委員の暁 公美氏が、今回、任期満了となりますので、引き続き同氏を任命いたしたく、ご提案するものでございます。

なお、暁 公美氏の経歴につきましては、配付の略歴のとおりでございます。ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。



◎諮問第1号から諮問第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第29、諮問第1号から日程第31、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について、以上の3件の諮問案件については、この際、一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、一括して提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（西山義憲） 諮問第1号から諮問第3号の人権擁護委員候補者の推薦についてご説明いたします。

今回、人権擁護委員として、吉村邦彦氏、中山眞由美氏、福本重成氏の3氏を推薦いたしたくご提案するものでございます。3氏は人格、見識も高く、人権擁護委員として適任であります。

なお、3氏の経歴につきましては、お手元に配付の略歴のとおりでございます。

ご同意賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたので、諮問第1号から諮問第3号までを一括して質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから、諮問第1号から諮問第3号までを一括して討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから一括して採決いたします。

諮問第1号から諮問第3号までの3件の諮問案件を、原案のとおり適任とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号から諮問第3号については原案どおり適任とすることに決定いたしました。



◎選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長（服部公英） 日程第32、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について、これを議題といたします。

職員に依頼の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 上選第110号。

令和元年8月22日 上牧町議会議長 服部公英殿。

上牧町長 今中富夫。

選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行うべき事由の発生について通知。

令和元年10月2日付で、上牧町選挙管理委員会委員及び補充員の任期が満了しますので、速やかに選挙を行われたく、取り計らっていただきますようお願いいたします。

○議長（服部公英） 上牧町選挙管理委員会委員及び補充員は、令和元年10月2日に任期が満了となります。よって、地方自治法第182条第1項及び第2項に定められておりますとおり、議会が委員及び補充員の選挙をすることになっております。なお、定員はそれぞれ4名で、任期は4年であります。

お諮りいたします。

委員及び補充員の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

まず、選挙管理委員会委員には、小谷洋子君、小林三紘君、出川忠次君、西田久美子君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました方を、選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました4名の方が、選挙管理委員会委員に当選されました。次に、補充員について行います。

選挙管理委員会補充員には、第1順位、隅田泰徳君、第2順位、村井映子君、第3順位、東 弘君、第4順位、永井 實君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員会補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました4名の方が選挙管理委員会補充員に当選されました。



◎決算特別委員会の設置及び委員の選任について

○議長（服部公英） 日程第29、決算特別委員会の設置及び委員の選任について、これを議題といたします。

お諮りいたします。

平成30年度決算案件については、委員会条例第5条第1項の規定により、6名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、決算案件については、6名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることに決定しました。

お諮りします。

委員の選任について、どのような方法であればよろしいですか。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（服部公英） 議長一任という声がありますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 異議がないようですので、私の方で選任させていただきます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時38分

再開 午後 1時38分

○議長（服部公英） 先ほど設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第2項及び第7条第1項の規定により、1番、牧浦議員、2番、東議員、3番、

上村議員、6番、吉中議員、8番、康村議員、11番、東議員、以上6名の方を指名したいと思いを。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました6名の方を決算特別委員に選任することに決定いたしました。

決算特別委員会におかれましては、委員長、副委員長を互選の上、報告をお願いします。

それでは暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時39分

再開 午後 1時41分

○議長(服部公英) 再開いたします。



◎決算特別委員会正副委員長の互選結果について

○議長(服部公英) 決算特別委員会の委員長、副委員長を互選いただきましたので、ご報告申し上げます。

決算特別委員会の委員長に東(ひがし)議員、副委員長に吉中議員であります。よろしくお願ひいたします。



◎認第1号から認第7号、議第1号から議第17号の委員会付託

○議長(服部公英) お諮りいたします。

ただいま議題となっております認第1号から認第7号、議第1号から議第17号については、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託し、また、一

般質問については理事者側の答弁を含め、1人1時間以内とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり所管の委員会に付託し、また、一般質問については1人1時間以内とすることに決定いたしました。



◎散会の宣告

○議長(服部公英) 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

どうも皆さん、ご苦労さまでした。

散会 午後 1時42分

令和元年第3回（9月）上牧町議会定例会会議録

議事日程（第2号）

令和元年9月19日（木）午前10時開議

第1 一般質問について

9番 遠山 健太郎

1番 牧浦 秀俊

10番 石丸 典子

3番 上村 哲也

8番 康村 昌史

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	牧 浦 秀 俊	2番	東 初 子
3番	上 村 哲 也	4番	木 内 利 雄
5番	竹之内 剛	6番	吉 中 隆 昭
7番	富 木 つや子	8番	康 村 昌 史
9番	遠 山 健太郎	10番	石 丸 典 子
11番	東 充 洋	12番	服 部 公 英

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	今 中 富 夫	副 町 長	西 山 義 憲
教 育 長	松 浦 教 雄	総 務 部 長	阪 本 正 人
総 務 部 理 事	中 川 恵 友	都 市 環 境 部 長	杉 浦 俊 行
住 民 福 祉 部 長	濱 田 寛	水 道 部 長	中 村 真
教 育 部 長	塩 野 哲 也	総 務 課 長	山 下 純 司
ま ち づ くり 創 生 課 長	松 井 直 彦	生 活 環 境 課 長	吉 川 昭 仁
福 祉 課 長	青 山 雅 則	こ ども 支 援 課 長	寺 口 万 佐 代
教 育 総 務 課 長	丸 橋 秀 行	社 会 教 育 課 長	森 本 朋 人

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	山 本 敏 光	書 記	山 口 里 美
書 記	高 木 寛 行		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（服部公英） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

◎議事日程の報告

○議長（服部公英） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。

————— ◇ —————

◎一般質問

○議長（服部公英） 日程第1、一般質問について。

一般質問の持ち時間は、理事者側の答弁を含め1人1時間以内です。質問者はその点、十分心得て質問し、理事者側は的確かつ簡潔に答弁をお願いいたします。

————— ◇ —————

◇遠山健太郎

○議長（服部公英） それでは、9番、遠山議員の発言を許します。

遠山議員。

（9番 遠山健太郎 登壇）

○9番（遠山健太郎） 皆さん、おはようございます。9番、遠山健太郎でございます。議長の許可をいただきましたので、通告書の記載に従い一般質問させていただきます。

質問に入る前に、きょうは9月19日ということで、明治時代の国文学者正岡子規の命日ということで、正岡子規の辞世の句のへちまに倣ってへちま忌と言われている日だそうです。

2週間前の9月5日に太平洋南海上沖に発生した台風15号が9月8日から9日にかけて関東

地方を直撃しました。私の親戚とか学生時代の知人が多数、関東地方、千葉、神奈川の方に住んでいまして、この一般質問もユーチューブを通じて見ていただいているということなので、お話をさせてもらいたいと思うんですが、いまだに停電していたり、トイレ、お風呂が使えなかったり、あと沿岸部の家については塩害といいまして、海の海水が地上に舞い上がって庭に落ちる形で庭木が全て全滅をする。あと畑も全滅をする。そして、家庭菜園とかも全てにだめになるというような大変な被害を受けているようです。一日も早い復旧・復興を願うとともに被害に遭われた方々のお見舞いをくれぐれも申し上げたいというふうに思います。

それでは、質問項目に入ります。私の質問は上牧町の教育、学校教育について、1つになります。私の質問、1期目の4年4回の16回、そして2期目の2回で18回目になります。私のデスクのところには18回の質問項目がずらっと書いてありまして、いつでも見られるようにしてあるんですが、その内容はパソコンの中に入っていて、よくよく見ると結構同じ質問を繰り返しているなというふうに自分では思っています。一番多いのが実は教育関係で、次にまちづくり基本条例に関する事、あとレアなところでは高齢者の運転の話であるとかそのあたりの話があるんですけども、パソコンの中にはそれに伴って、どうだったのか、どういう答弁をいただいたのか。その結果どうだったのかというのがあります。例えば、エアコンの設置でしたら、結果は丸なのでもうこれ以上は質問しないという内容になっているか、あとは検討しますとか確認しますと言っていたやつは二重丸をつけておいて、いずれ確認をしていこうという形で。今回、今までと重複している質問も多々あるんですけども、その辺も踏まえてご理解いただきながら答弁をいただきたいなというふうに思います。

では、質問項目を読み上げます。質問の要旨として、(1)上牧町の学校教育の現況と課題、施策の展開方向について。少し長いわかりにくい題名になっていますが、これは総合計画に書いてある文言をそのまま引用しているのでご理解ください。

平成29年4月に制定された上牧町第5次総合計画第5節学校教育にある下記のキーワードをもとに伺います。

①学校、家庭、地域が連携した本町独自の教育体制、教育環境の充実。

1つ目として、学校、家庭、地域の連携とは。

2つ目として、本町独自とは。

②安全・安心で快適な学習環境。

1つ目として部活動について。

2つ目、防犯対策について。

③時代に対応した施設、設備等の整備。

1つ目として、時代に対応した施設、設備等とは。

④県や地域、町民、学校が連携したふるさと教育。

1つ目として、連携したふるさと教育とは。

(2) 夏休みの短縮について。本年令和元年より上牧町内の全小・中学校の夏休みが1週間短縮をされました。夏休み期間の短縮がもたらす功罪、よい点、悪い点について伺います。

(3) 平成30年第2回定例会の一般質問の携帯電話使用に関する質疑の中で、教育委員会と学校との間でプロジェクトチームを立ち上げ議論をしているという答弁がありました。このことは上牧町まちづくり基本条例第16条第3項に規定する「町の組織は状況の変化に柔軟に対応し、縦割り行政の弊害をなくす上においても相互の連携を図らなければなりません」にも合致し、大変有意義なものだと思います。このプロジェクトチームの組織、そこで議論している内容について伺います。

以上が一般質問項目です。再質問は質問者席から行わせていただきますので、順次答弁をお願いします。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） では、この質問者席もプチリニューアルをされてセンターに来たということで、そのトップバッターで恐縮ですけども、では、まず最初の質問ということで、1番目ですね。①学校、家庭、地域が連携した本町独自の教育体制、教育環境の充実。学校、家庭、地域の連携とは。そして、もしよかったら、もうその次の「本町独自とは」も一緒にやっつけてしまおうかなと思うんですけども、あわせて答弁をお願いします。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 今質問にありました学校、家庭、地域の連携とはということですが、本町といたしましてはこの事業といたしまして学校地域パートナーシップ事業とまきっ子塾を基本に行っているところであります。学校地域パートナーシップ事業では小・中学校及び幼稚園において地域のボランティアの協力を得て、学校を地域で支えていただいております。この学校支援ボランティアは各学校のPTAや保護者の方々、地域の住民でさまざまな技術をお持ちの方々、また自治会として学校に協力したいという方々が自主的に登録されております。上牧幼稚園、上牧小学校3校、中学校2校で延べ288名の登録があります。

また、小学校で実施しているまきっ子塾につきましては、本年度は上牧小学校41名、第二小学校56名、第三小学校50名、計147名の児童が参加しております。そして、学習アドバイザーとして54名の方の協力を得ております。このように教育現場のさまざまな場面で連携を図ってサポートしていただくことにより、安心・安全な学校生活と子どもたちの基本学力の定着が図られると考えております。

先ほど、あわせてということがありましたが、まず本町独自というのは、基本的には本町の考え方については安全で安心な教育環境、そして基礎学力、基礎体力の定着による確かな学力、体力の向上、豊かな人間性の育成を基本に教育を進めているところであります。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） 2つの点を説明いただきましたね。ほかにもあると思うんですが、代表的なものとして学校地域パートナーシップ事業、288名の方が登録されているという点と、それとまきっ子塾。まきっ子塾は決算特別委員会に平成30年度の実績報告が出されていると思います。それにも書いてあると思いますが、3つの小学校を合わせて147名、学習アドバイザーが54名登録されているとそういう答弁を今いただいたと思います。

まず、学校地域パートナーシップ事業については、私も最近はちょっと行けていないんですけども、小学校の中庭の草刈りであったり、池のかさ上げとかそういうものとか、あとはお母様方に至っては図書館の本の整理であるとか、あとは中学校でしたら家庭科の教育支援とかそういうものにさまざま参加していただいているということで、これはまさに本当に地域と連携をした事業ということで、本町独自かはちょっとわからないですけど、本町としてやるべきことでは素晴らしいことだなと思います。

まきっ子塾の1つの事業につきましても肝いりの事業というか学習習慣をもたらすという意味で、大変いろんなところからも注目を浴びている事業だと思います。まきっ子塾は素晴らしい事業だと思うんですけども、ここで少しだけあえて聞くんですが、まきっ子塾が地域と連携しているというのがいまいち結びついていない方が多いんじゃないかな。まきっ子塾が地域と連携した事業だということはどういう形でなっているんですか。そのあたりを教えてください。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） まきっ子塾自体は、先ほど言いました完全なボランティアで行われているわけではありませんけども、地域にある、特に元教員の方で今現役を引退された方、そして言い方は悪いんですけども、今のんびりされている方、そういう方々の協力、謝礼を

払うことはありますけども、わずかな時間でも丁寧な授業をしていただいて、ある意味では地域の方との交流とまた高齢的な方の交流、それとあわせて地域を含める近隣の大学生、将来的に教師を目指している大学生なり、そういう方々もこの事業に参加していただくことによって、やっぱり地域で支えてもらっているというイメージはあると考えております。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） 今の部長の答弁によりますと、先ほど言いました54名の学習アドバイザーですか、ここが地域と連携をしていると。地域にある人材、元教職員の方であるとか、これから教職員を目指す大学生とかが、地域にいる方、その方が学習アドバイザーになっているので地域と連携した事業であるということだと思います。

先ほどちょっと話をしましたけども、決算特別委員会に平成30年度の実績報告が提出されていますね。具体的な議論がちょっと、委員会で話があったらそこについて細かくここで聞こうかなと実は思ったんですが、議論が足りなかったのも、でも、かといって全部言ってしまうとまきっ子塾できょう1時間終わっちゃうので1つだけね。先ほどまきっ子塾が地域の連携ということで余り認識を持っている方がいないんじゃないかなということであって、今中町政の看板文句でもある安全・安心な子育てしやすいまちを展開する意味でもまきっ子塾がもっと地域と連携しているんだということをアピールすることも1つの手じゃないのかなと。

これ、難しいことかもしれないですが将来的に、学習アドバイザーを地域、それも大事なことですけども、まきっ子塾の今唯一の問題点というか、問題点ではないんですけども、もっとしてほしいけどできないというのが送り迎えの話があるじゃないですか。送り迎えが限られているからできない。そこが唯一の課題じゃないのかなと。そういうところに地域の連携といいますか、制度的にはなかなか、議論の余地もたくさんあると思うんですけど、例えば、将来的に送り迎えとか見守り隊とかを地域のボランティアを活用するであるとか、かなり難しいかもしれないんですけど、まきっ子塾をさらに発展していったら地域でまきっ子塾をするような形であるとかそういう形をする。これは相当議論は必要だと思いますよ。もっと言うと先ほどのボランティアについても、もっと地域資源を活用したまきっ子塾なんですよということをアピールすることによって、もっとまきっ子塾が広まるんじゃないかな、そう思っているんですけども、そのあたりの検討などはいかがでしょうか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 確かにまきっ子塾において送り迎えが必須というのは聞いておりま

す。学童保育の子については学童に送っていくと、それでも学童保育に保護者の方はお迎えに来るという要件があります。まず、今やっている中で低学年、1年生から3年生の子どもたちということで、まきっ子塾は1時間程度ですけども、帰りが4時半ぐらいになって、5時になるという可能性もあるので、やっぱり安全というのは一番重要なために今言われた課題はあります。ただ、その小さい子だけ、ある程度地域が集中してくるなりすれば、そういう送り迎えの制度も考えられるんですけども、今の段階はちょっと難しいと。ただ、将来的には、まだこれはすぐになるとかありませんけど、1つはやっぱり地域でのまきっ子塾活動というのもこれからは視野に入れなくてははいけないかなとは考えております。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） これは長いスパンの議論が必要だと思います。まず子どもの安全というのが第一だと思います。それは重々理解しているので、送迎なしでまきっ子塾をするというのは私自身は反対なんです。その前提がありながら、そういうことも将来的に視野に入れることによって地域と連携としたまきっ子塾というのが目立つんじゃないかなと思うので、検討お願いしたいと思います。

では、次、この本町独自というところで、実は今回事前に資料請求させていただいているのが国際交流事業のお話なんですけども、まずは資料ありがとうございました。そして、それだけじゃなくて、本会議の初日に全議員に詳しい報告書をいただいています。重ねてお礼を申し上げます。この国際交流事業についてなんですけども、きょう、午後から石丸議員が具体的に通告されていますので、私はちょっと1点だけ、この報告書を見て伺いたいことがあります。そして報告書と、あと実際参加された方々の話を聞いたところによると、本当に有意義ですばらしい事業だったようです。なので、このすばらしい事業ゆえに大事なことというのが僕は1つあるとっていて、参加者以外のフィードバック、つまり、情報などの共有をお願いしたいんです。今回の交流事業は資料にもよると21名の方が参加をされました。ただ当初の定員は30名で、ここにポイントがあって、定員に達していないということがあるんですけども、21名以外の方は全部興味がなかったというわけではなかったと思うんですよ。その方を連れていけということとは言わないです。その方たちも行きたくても行けなかった生徒もいるんじゃないかなと。その方たちにもすばらしいことだったということを共有するようなシステム。もしかしてもう既にされているかもしれないんですけども、具体的に言うと、報告書に倣った形で、学校で行った生徒と行けなかった、行かなかった生徒との情報の共有というのはどのように考えていて、どのようにやられたか、もしかしたらやる予定な

のか。そのあたりを教えてください。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 現在のところは学校内において今言われたことは行われていないのは事実ですが、まず1つは、この報告書以外に参加した各子どもたちから参加作文というか感想文的なのをいただいております。今それをまとめる作業をしております。まずそういう部分については学校及び町内にできるだけ広めたいとは思っております。

参加については確かに金銭的な問題もあるし、日程の問題もあったとは思いますが、今回言った子どもたちの意見がかなりいいというか肯定的な意見ばかりなので、やっぱりその子どもたちが宣伝してくれることで、今後はもう少しふえるのではないかなと。まず今回は初めてなので、隣の国の台湾ということで、ある意味いつでも行けるなというイメージもあったのかもわからないし、たかがという言い方は悪いですけど、2泊3日でどれだけの勉強ができるかというのもあったかもわからないという疑問は当然あったと思います。その部分については子どもたちがそういう作文を書いたものを発表していきなり、また、せっかくこういう事業をやって成果が出てきて、また今後も、ことしの12月にはまた桃園中学校の方が上牧町に寄っていただくということもできているので、その辺も含めながら学校ではこういう事業のフィードバックはやっていきたいとは今相談しているところであります。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） ぜひお願いしたいと思います。21名の方が申し込んで行ったというよりも、恐らくイメージは上牧中学校、第二中学校の生徒を代表して行ったというイメージだと僕は思っているんです。そういう思いで行ったと思うので、戻ってきたらこういうことだったよ、そうしないと行って勉強になった、有意義だったということだけだと、うまく言えないんですけど、行かなかった人のねたみというわけじゃないんですけど、それになったらせっかくやった事業が無意味になってしまうと思うので、ぜひともお願いしたいと思います。

余談ですけども、議長も議会を代表して行っていただいたので、議会に対しても情報の共有を多分していただけたと思うんですけども、ぜひともそういう情報の共有をお願いしたいと思います。

では次に、②に行きます。安全・安心で快適な学習環境ということで、これも資料請求をさせていただいています。部活の数、在籍生徒数と顧問の人数とありがとうございました。いただいた資料と、あと私の手元に昨年の5月に県の教育委員会から発表されました奈良県運動部活動のあり方に関する方針というのがありまして、そこから少し伺いたいと思います。

多分、部長も手元にあるかと思うんですけども、この方針には適正な運営のための体制整備であるとか、もう具体的な適切な練習時間と休養日などが示されています。そこで、まずこの方針の中にある2つの事項。まず1つ目で、町教育委員会は本方針を参考に、設置する学校に係る運動部活動の方針を策定するとあります。この策定はどのようなふうになっているのか。ここを教えてくださいませんか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 今おっしゃられましたとおり、30年の5月に県の方から奈良県の部活動のあり方に関する方針というのは通知がありました。それを受けて上牧町といたしましては、基本的にはその県の部分をベースにほぼ、かなり近いものですが、そういう形で上牧町立学校に係る運動部活動の方針というのをもう30年6月には作成し、学校に配付もしております。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） 5月の県の方針を受けて翌6月にはきちっと策定をされているということですね。わかりました。これは公表しろとは書いていないので策定されているのであればそれで構わないのかなと思います。

次に、2つ目として、学校の校長先生は自校の活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表すると書いてあります。こちらについてはいかがですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 各学校においても町からの分を受けて、部活動に係る方針というのはまとめてはいただいております。それによって各部活動の保護者に対するいろんな文章的にはそれをベースに出しているとは聞いております。そういうことはやられておりますけれども、ホームページにはまだ掲載されていないと思っています。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） 上牧中学校と二中のホームページを拝見させていただきましたけども、確かに公表はされていないです。僕自身、正直なところ、方針にあるから公表しなきゃいけないのかもしれないですけども、それをホームページに公表する必要があるのかは僕は疑問に思っているんです。それは学校と保護者に徹底すればいい話で。学校と保護者には公表しなきゃいけないですよ。こういう部活動をやろうと、こうしようと思っていますという思いは伝えなきゃいけないけども、それを誰でも見られるホームページに見せる必要があるのかなということはあるんですけども、方針に書いてあるんでね。ただ、学校のホームページへ

の掲載などにより公表すると書いてあるので、いろんな考え方でホームページ等に掲載する
じゃなくて、保護者へいろんな形で資料提供して公表するでもこれで賄えると学校長ないし
教育委員会が判断しているのであればそれでいいかと思うんですけども、そういう解釈で今
いっているということによろしいですね。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） はい。先ほども言いましたように、学校としてはクラブの保護者に
対しては必ずこの文章も出しているとは聞いておりますので、まず、そういう解釈で行われ
ると考えます。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） それであれば、私はちょっと今自分の子どもが中学校にいないので、
それが公表されているかどうかというのはわかりませんが、公表されているというこ
とであれば保護者の皆さん、部活動に参加させている生徒を持つ保護者の皆さんも安心して
預けられているのかなということに安堵をしているところです。

では、次に行きますね。2つ目で防犯対策についてということなんですけども、こちらに
ついては、これも以前この場でやったことでもあるし、事前にも部長にお話しさせてもらっ
ているのでピンポイントにいきます。上牧町小学校の防犯対策についてです。上牧小学校は
構造上の問題として校門からすぐの昇降口の前に5年生の教室があって、校門あるいは通用
門から不審者が侵入した場合に職員室から向かって間合わない可能性が高いので対策が
必要と構造上の問題を指摘したことがあります。もう再三の話で本当にしつこくて申しわけ
ないですけども、これを受けて刺又などを使って防犯対策をしているという話も以前の答弁
で聞きました。ここで私が伺いたいのは大教大付属池田小学校の事件、皆さん覚えていらっ
しゃると思うんですけども、あの事件の一番のポイントになっているというのが、通用門と
校門がありまして、たしか校門は鍵が閉まっていたんですね。通用門は鍵があいていたん
です。通用門から侵入した犯人が殺傷行為に及んだということがあります。

ここで伺いたいんですけど、まず上牧小学校の通用門と校門の施錠はどうなっているんで
すか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 校門については施錠はされております。通用門については2カ所の
かんぬき型で鍵はかかっているという状態です。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） うまく言えないですけども池田小学校と同じ状態かなと思います。私も上牧小学校のPTAをしていたので、その実情は実は理解をされていて、本当に申しわけないけど聞かさせてもらったんですけど、じゃ、なぜ通用門に鍵がかかっていないのか。これは多分部長はご理解していると思うんですけども、なぜ通用門には鍵がかかっていないんでしょう。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 先ほど議員もおっしゃられたとおり学校の施設上の問題で、まず職員室と通用門がかなり遠いというのが1つあります。それと、どちらかといえば上牧小学校は昔からの学校で割合フレンドリーということはないんですけど、保護者の方が自由にできるというイメージのある学校というのも1つあります。それに加えて、最近また先ほどあった学校ボランティアの出入りもかなり激しくなっているということで、そういう形でちょっと通用門の入り口が閉めにくいところであるということは聞いております。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） まさにそのとおりだと思います。そこで私、相談というかお願い事がありまして、確かにボランティアの方が来るので。これはポイントは通用門にインターホンがないからなんですね。なので、お客さんが来るときに困るのであけておいているというのが極端な例だと思うんです。それ自体もちょっと問題があるかなと思うんですけど、これは今はどうなっているかわからない、上牧第三小学校は私がPTAのときは逆にすごい厳しくて、私たちが行っても必ずインターホンでピンポンとしなきゃいけない。そして教職員の方が来てというすごい時間がかかる。でも、そのセキュリティーを万全としている。私が言いたいのは、義務教育という学校なので学校間で防犯対策に格差があっちゃいけないんじゃないのかなと。三小は嚴重にしているけども上小はそうだということではなくて、極端な話、例えば通用門にインターホンを1個つければしまいじゃないかと僕は思っているんです。お金がかかることかもしれないんですけども、そうすることによって鍵をかけることもできるんじゃないのかなと思ったりするんですけども、そのあたりどうでしょうかね。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 現状におきまして、通用門じゃなくて正面玄関のところに今インターホンがあります。学校とのいろんな話し合いの中で確認したところ、実質ほぼ8割から9割の方は、通用門があいていることを知っている方でも必ず一旦鳴らしていただいて訪問理由をつけていただいているというのがあります。そこから通用門までが20メートルほどある

んですけども、そういう状態で今行われております。また、学校とも今後の話で、まず1点は、やっぱり誰が入ってきたかというのはこれからもその確認だけは必ずしなくてはいけないということから、もう一度今の通用門にも看板等の設置をして、まずは必ずインターホンで来校目的のあれをお願いするとともにという形で、また将来的にはこちらの玄関の改善も考えているところです。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） そのあたりはぜひともまたお願いしたいと思います。ここの質問の場ではもう避けたいと思うので、できればこう対策をしました、例えば、もう全ての方はとりあえずインターホンを鳴らしなさいと。場合によっては通用門を通していいです。通用門には僕は番号付きの鍵でいいと思っているんですよ。番号をPTAとかボランティアに教えていたらいい話なので、合鍵を持っていたら大変ですけども、例えばそういう対策をしましたということだけまた報告していただけたらいいかと思うので、このあたりをお願いしたいと思います。

では、③に行きます。時代に対応した施設、設備等の整備ということで、時代に対応した施設、整備等というのは具体的にどのようなことを考えられているのかをお願いいたします。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 時代に対応した施設と、まず施設面の話でいきますと、平成30年度に全学普通教室にクーラーを入れるということで、学校の勉強環境の向上を目指したことが1つ大きなものだと思います。また今年度、この前、補正でも上げさせてもらったように便所の洋式化等も当然時代に対応したものだと考えております。施設面的にはそういうものだと思っております。あと、整備に対しては、やっぱり教育のICT化をより一層進めるときだと考えております。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） これについては、まずエアコンは設置していただいた。まさに時代に対応した施設整備だと思います。残りの施設については、これは恐らく公共施設等管理計画にも関係してくることだと思うので、そのあたりをしっかりとマッチングさせながら施設の整備をしていただきたいというふうに思います。

整備についてICTの話は今お話を聞きました。以前からも私も何回か質問をさせてもらって、教室にはWi-Fiが整っているとか各学校にタブレットが1台あるとかいう話も聞きました。たまたまといいますか、これを目的に議会としても、次に合同研修という形でI

ＣＴの教育を先進的にやっています春日井市の方に私は行かせてもらって、ＩＣＴ教育をどうしているかということ視察に行こうかと思っているんですけども、その推移も見守りながらまたそこの話はしていきたいと思います。

では、最後４番目、県や地域、町民、学校が連携したふるさと教育。ちょっと１番とかぶっているところがあるんですけども、ここにふるさと教育というポイントがありますので、連携したふるさと教育、このあたりについて答弁をお願いします。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 連携したふるさと教育ということで、まず今、特に教育委員会におきましては、久渡古墳群というのが１つは松里園地域で発見されて、今、国史跡になり、今後整備していくということがあります。これについては、今年につくりました小学校３年生から使う副読本にも地域の誇りというか宝としての古墳があるということこれから授業でもらうために教科書の副読本にも載せていただきました。そういうことである程度地域のことを認識してもらい誇りを持ってもらおうと。また、教師の方々にもそれに伴い、久渡古墳群の説明なり、また教材として別に県の補助をいただいて、銅で神獸鏡をつくったというものもありますので、それも教材としてどうぞ使ってくださいというものがありますので、そういうのが１つの地域と連携したふるさと教育と考えております。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○９番（遠山健太郎） 例えばということで久渡古墳の話をしていただきました。地域資源を活用してふるさと教育を実施する、大変すばらしいことじゃないかというふうに思います。こちらについては事前に資料請求させていただいて子ども議会の話をしてもらったんですけども、子ども議会も何度も言っていて、しつこいなという話になってしまうかなと思うんですけども、先ほど言いましたまちづくり基本条例というのがありまして、その検証委員会というのがありまして、そこで副委員長である帝塚山大学の中川名誉教授から子ども議会について指摘があったと思います。隔年開催は生徒の均等機会の付与という点から問題があるというような指摘があったりとかして、何が言いたいかというと、このふるさと教育というものは実は子ども議会に大変重要な位置づけになってくるんじゃないのかなと。未成年者のまちづくりに参画する機会を付与するというまちづくり基本条例に見合うような形で、やっぱり地元といいますか、まちのことを考えるということ何か提言をしたいということ子ども議会ですというのは大変有意義なことだと思っています。どうしても隔年開催じゃないと学校の行事との関係で難しいという話がありますけども、例えば、隣とは言わないけど

三郷町というのは毎年やっていますね。ことしはわからない。28、29、30と毎年やっています。町によってはできたりもするんですけど、やはりふるさと教育ということで、もっと子ども議会というのを有効に使っていただきたいというふうに思うんですけども、そのあたり、端的にどうでしょうか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 現在確かに2年に1回の開催ということで、先ほど言われましたとおり、検証委員会にも指導は受けております。そういう意味では前回の子ども議会のと時からやっていますように、ある程度まちづくりに思いを、それ以前は何々が欲しいとかクーラーとか云々のが結構多かったですけども、去年の子ども議会ではやっぱり目的意識を持ってやってもらって、将来の町を考えてもらおうと。今言われているふるさと教育につながるものだと考えております。また、その意見については参加者が出したものではなく、全校に募集した中で生徒たちで選んだものが意見として出されたと聞いております。そういう意味では2年に1回ですけどかなり有意義だと思います。また、そういう形では今後も2年に1回ということは考えております。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） ということで、隔年開催でもう絶対いくのだということで強い意思表示をいただいたので、もうこれ以上は聞かないです。あとはもうまちづくり検証委員会の方で委ねたらいいかと思うんですけど、私はあくまで、毎年とは言わないですけど、毎年じゃなかったら隔年ごとには小学校をやってほしいという思いがあるということだけはここでお伝えして、もうこの子ども議会については問わないようにします。あくまで私の思いはふるさと教育、やはり議会などを通じてやるべきじゃないかなということだけを申し添えて次にいきたいかと思えます。

では、(2)夏休みの短縮についてです。まずこちら、功罪と書くと何か悪い点がメインにされて、僕、すごくこの言葉は嫌ですね。そうじゃないと思うんですよ。いい点、悪い点もあると思うんですけども、このあたり、まずご準備していただいているやつで答弁お願いしますか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 夏休みの短縮についてということで、このことについては1週間短縮したことについては4月当初からいろいろな文書で保護者の方に通知したり、また学校の発行する文書でも通知していることで比較的何の問題もなく実施されたことはこれは事実で

あります。ただ、それについてのいい点というのはこれによって新たに授業時間がそれだけ確保されたというのは当然ありますし、それによってゆとりを持った学習が進めていくことができるというのはこれは当然1つ大きなあります。ただ今まで休みだったということが短縮されるということは人情的に言えば、やっぱり何らかの少しはあるとは思いますが、それについての不平不満は今のところ聞いていないところであります。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） 答弁ありがとうございました。これについては、ちょうど1年前の去年の9月で私、一般質問で夏休みの短縮について、校庭や体育館は暑いままで体育の授業の問題もあるので、エアコン設置イコール夏休み短縮ではなくて、授業時間の確保だけを考えないでしっかり議論してほしいという話をしました。そこで部長の方からいろいろな要件もあると思うので、全部を含めて考えていきたいという話がありました。

ことしの3月の議会で、これは牧浦議員の一般質問だったと思うんですけども、そちらの答弁で、子どもファーストのために保護者や教員が一体となって子どもを支えるという意味でも夏休みの件は前倒しの方向で意見はまとまっております。これ、答弁の内容は私自身がテブ起こしたのではなくて議会だよりをそのまま引用しているので、ちょっと詳細はさておきなんですけども、9月の時点で全部を含めて考えていきたいというところから、これは3月の時点では子どもファーストのために保護者や教員が一体となって子どもを支えるという意味での夏休みの前倒し。子どもファーストのために保護者や教員が一体となって子どもを支えるという意味で前倒しになるというのがこれは僕はつながらなかったんです。うまく言えないんですが、先ほど最後の答弁にありましたように、この夏休みの短縮はいろいろな点があったと思うんです。もう決まったことでもあるし、実際やったことでもあるので、ぜひとも教職員の方だけでもいいので検証していただきたい。1週間縮めたことによって何がよかったのか、何が悪かったのか。だから夏休みを戻せとはもう言わないです。それを生かしてほしいんです。悪かったということを生かすことによって短縮する意義が大変あると思います。それによって、じゃ、この1週間に何ができたのか。何がすることができたのか。その辺の実施後の検証だけ、ぜひともここでお願いをしたいと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 当然新たにやったことなので、今言われたように検証は必要と考えております。教職員だけになるとは思いますけども進めたいと思っております。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） 私、個人的には9月の議会で話をしたんですが、夏休みというのは大変子どもにとって有意義な、それこそふるさと教育という意味では有意義な時間ではないのかなと思います。地域のお祭りに参加したり、場合によっては学校行事だけじゃなくて地域のスポーツチームに参加する。もしかしたら、最終1週間にあったときに香芝の子たちは参加できたけども、上牧の子は参加できないということがあったかもしれない。おじいちゃんおばあちゃんのところに行って、虫とりとか魚とりができなかったかもしれない。ちょっと大げさな話をしますけどね。そういうことも、それをさせておいてでもやっぱり1週間した意義があったということを検証していただきたいということを今お約束いただいたのでよかったかと思います。

では（3）に行きます。教育委員会、学校間のプロジェクトチームということで、そこで去年、答弁いただいたプロジェクトチームという話があったんですけども、具体的な内容について教えていただけますか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 教育委員会、学校間のプロジェクトチームについて、まず教育委員会といたしましては、各学校との間でさまざまな事項について常に綿密な連携を図り、情報の共有をしており、今後の対策や方針について決定をしているところであります。その中で現在、町教育委員会と各学校との間での常設しており、なおかつ毎月開催している会議といたしましては、1つ目に上牧町校園長会、各校園長と教育委員会で行っております。それとあわせて上牧町教頭会。これは各教頭会と教育委員会事務局とで行っております。校園長会では学校運営に関する事、各学校で起こっている問題や課題、県からの伝達事項や町からの伝達事項の報告及び協議をしております。また、教頭会では今話し合った校長会で決まったことの決定事項についての確認や、新たなことについてはその事務についてのやり方等のことについて協議させていただいております。

また上牧町、先ほども言いましたプロジェクトチームという形では上牧町教育改革プロジェクト会議として、まず教頭先生と教育委員会事務局で構成するまきっ子塾の運営に関する事を協議するチームが1つあります。それと教務主任。各学校の教務主任などで構成し、授業改革に関する協議、研究、研修を実施するチームがあります。授業研究では新学習要領に対応した小学校における外国語科やプログラミング教育の研究をするとともに、それについての研修の実施をしております。またICTの研修についてもこのプロジェクトチーム

がメーンの役割を果たしていただいております。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） 3つあるんですね。学校長、そして教頭先生、そして教務主任。それぞれの役割があって、それぞれそこで話をされているという話がありました。特にやっぱり印象に残るのは最後の教務主任さんのところですか。学校の授業の研究をいろいろされている。それによって各校の授業の格差をなくす。当然のことかも知れないですけども、そこをしっかりと議論している。例えば、ICTにしてもこの学校だけ先にやるというわけではなくて、全学校一緒にやろうということで研究をしている。これは大変すばらしいことではないかと思います。

ここで1つだけ、学校の学習環境、授業研究もそうですけれども、学校でのさまざまな問題点というもの。いろんな問題点があります。いじめの問題、不登校の問題、いろいろな問題、そのあたりを議論するような場はありますか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 学校の問題で今、特に不登校及びいじめ問題については校長会で行って、2部制を組んでいて、各校長会の1部が終わった後はもうその部分だけの協議になります。各学校で今このような不登校がこういう問題で起こっているということを皆に聞いてもらいながら、ある程度どういう方法がいいのかなという相談等を行っております。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） じゃ、イメージは学校で諸問題というのは学校の中で話し合いがあって、そのトップである校長先生が全て情報の認識をしていて、その学校長の中でそういう問題については話し合っていると、そういうイメージということですね。わかりました。

学校での諸問題っていろんな問題があると思うんです。今回はちょっと詳しく触れないんですけども、このプロジェクトチームの議論をしたときに、僕は携帯電話の話をしたんですよ。携帯電話って大きく2つ問題があって、生徒の携帯電話の問題もあると思いますし、先生の携帯電話の問題もあると思います。これについてはここではきょうはちょっともう触れないです。先生の携帯電話というのは個人情報流出の問題から何とか避けてほしいなという思いもあったし、生徒の携帯電話も持ってくるなというのはそろそろ限界に来ているんじゃないのかなと。災害対策という意味とか、あと、これはこの間折り込みで見たんですけど、町長の対談の中でありましたけども、GPS機能というのがついているので子どもの行方がわかる意味でも携帯電話を携行させるというのは大変有意義だというような実証事例も

あります。そろそろ携帯電話を何とかして可能にするような方法も将来的に考えていかないといけない。そういう議論というのもやっぱり学校間ですべきじゃないのかなと思うので、そういうことも考えるプロジェクトチームといいますか、話し合いの場もぜひ設けていただきたいと思いますけど、いかがでしょう。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 携帯電話についても現在のところ、中学校においてはどうしても家庭的な事情で必要な子については教職員が預かる等の対応で受け入れているところはありませんけども、全員というわけではないので、確かにこういう問題が出てきておりますので、これについてはまた今、校長会をはじめプロジェクトチームの中で話し合っていきたいと考えております。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） そうですね、ぜひそこをお願いしたいと思います。現実的に例外的に持ってくることを許可するというのがもしかしたらあるとしたら、しっかりその基準というのはつくらなければいけないし、そうなってくると、僕持ってないから買ってよ」と家では言われたらどうするんだ。その問題が一番多いと思うんですよね。実際こういうのは。そのあたりだけしっかりお願いしたいと思います。

ということで1時間の尺で学校教育について話をさせてもらいましたけども、最後に教育長、大変ご足労をおかけしますけども、ちょっと早口でしゃべって尺はたくさん用意させてもらいましたので、教育長におかれましては上牧町の教育行政について大変熱く思いを持っておられまして、私もPTAのときには、私は小学校のPTAで教育長は中学校の校長先生でしたので、直接学校のところでお話しすることはなかったですけども、大変熱い思いの中で国際交流事業、ちょっとよいしょし過ぎかもしれないですけども、いま一度上牧町の教育行政についてどういうふうにお考えで、これからどういうビジョンなのか、早口でしゃべって、多分15分ぐらいあると思うので、お話しいただきたいなと思いますので、よろしく願いします。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育長（松浦教雄） 15分あるんですが、それだけしゃべれる能力がございませんので、まず初めに、本日、議員には教育委員会のさまざまなご質問並びにその回答にご理解をいただき、ご賛同をある意味いただいたことを大変ありがたく思っております。感謝申し上げます。そこで、私の方から、ただいまございました多くの質問、地域連携も含めまして、学

校の安全確保や施設設備のこと、また部活動、夏期休養の前倒し、そしてふるさと教育、授業研究プロジェクト等々のことについての質問がございましたが、少しコンパクトにまとめさせていただき、本町の教育で大切にしていきたいキーワード、キーポイントみたいなものを少し時間をいただいております。

さて、子どもたちを育てていく上で、学校、家庭、地域のこの3者のトライアングルの良好な関係こそ誰もがわかっている大切な部分でなかろうかなと。私自身もこの3者のトライアングルの良好な関係が一番大事かなと考えております。このことこそ我々大人の果たすべき大切な役割であります。俗に言われる学校、家庭、社会教育でございます。そこで、本町独自という意味で、私は本町の教育を進めていく上で大切にしていることは上牧町で育ち、上牧町を育てる人づくりを、これを基本的な教育理念としながら上牧町で学び育つ子が心身ともに一人前の人間に成長し、社会人となって、上牧町で子育てをして、先ほどの話じゃないんですが、上牧町をふるさととして育てていく、そんな人づくりが一番の基本的な私の考えでございます。

そのようなことから常日ごろから私は、昨今子どもたちを取り巻く状況、また地域力の教育力が低下されていると叫ばれている昨今、本町でお勤めの先生方に次のようなことを強く期待をしております。まず1つ目は、子どもたちに知徳体のバランスのとれた生きる力を身につけさせてあげてほしいというのが1点目でございます。2点目は、教師は授業で勝負するとよく言われております。だから、学びたい、成長したい、夢をかなえたいと思っている子どもたちに魅力あるわかりやすい授業をもちろん展開してほしいのと子どもたちのいいところは積極的にほめてあげてほしいというのが2点目でございます。3つ目は、校長先生には一国、一家の一城の主として子どもたちの命、また教職員の命を大切にしながら、組織として総力を挙げて取り組むマネジメントと、教員の資質向上並びに教員の意識改革に全力を挙げて取り組んでいただきたいというこの3つをいつも本町の先生方に期待をしておるところでございます。

すなわち子どもたちにとって先生、教師とは家族以外に接する初めての客観的な大人であるかもしれません。だからこそ教師は常に保護者や地域の方々から見られておるんやと、学校というのはこんなものや、あの先生はこんなものやと見られておるということを常日ごろから敏感に感じておかなくてはならないものかな、そういう立場にいるのが教師みずからのとるべき態度かなというように私は考えております。

せっかくの機会でございますので、ここで1つ。毎年、というのは、県教委と私との間で

行っております人事異動のヒアリングがございます。ここで詳細についてはもちろんこの議場では述べることはできませんが、本町を含め、北葛城郡に転勤をしたい、勤めてみたい、働いてみたいとおっしゃる先生方がここ数年でかなりふえてきておる。これは上牧町がレベルアップしたということじゃなしにほかのあと残りの3町ももちろん努力をさせていただいているんですが、私が教師をし始めたころに比べるとかなりこの北葛城郡で勤めてみたい、働いてみたいという教員もふえてきているように私は感じております。ちょうどこの秋の季節でございます。実るほど頭を垂れる稲穂かなということわざもございます。私たちにとっては常に前向きさとひたむきさを大切にしながら着実な地方教育行政を行ってまいりたいと思っております。

大変雑駁な内容でお答えになったかどうか自信はないんですが、本町の学校教育方針の具体目標にも示させてもらっておりますので、本町が連綿と築き上げてまいりました相手の立場に立って、考え、行動できることのできる人間形成づくりと、すなわち人権教育を基軸とした教育と、先ほどから何遍もお話をさせてもらっておりますように、知徳体、すなわち知力、徳力、体力、この3つの力がバランスのとれた教育、これを育むことのこの両面から私自身は一意専心精いっぱい努力を進めてまいりたいとそのように考えております。どれぐらいの説明になったか、時間も大分余って申しわけないんですが、よろしくご理解いただければありがたいと思います。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） 教育長、ありがとうございます。今お話を伺いました地域、学校、家庭のトライアングル、そして知徳体、これ中学校でしたっけ、体育館にありますね。二中ですね。とか、お話をいただきました。やはり教育長の話を知っているとやはりふるさとを愛する心、これが僕はまさにふるさと教育だと思うんです。それを地域を使ったふるさと教育、これをするによって、地域、ふるさとを愛する心、そして教育長が言われた、町で育ち、そしていずれ町に帰ってきて、還元という言い方がどうか正しいかわからない、町に還元をしていただく。町をその方がもっと発展をさせていただくというような循環型のまちになることを多分教育長は目指して上牧町の教育行政を担って先頭に立っていただいているんだと思います。これからますます上牧町教育行政、前に進めるように、そしてふるさとを第一に、地域を第一に思えるコンパクトシティの上牧町なので、皆が上牧町を愛して、上牧町が大好きだと言える子どもたちが巣立っていけるような教育をしていただきたいと思っています。本当にありがとうございます。

以上で、今回の私の一般質問を終わらせていただきます。長時間にわたりご丁寧なご答弁、そして、たくさんの資料請求をさせてもらったところ、丁寧な資料をいただきましてありがとうございました。以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（服部公英） 以上で、9番、遠山議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、再開は11時5分をお願いいたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時05分

○議長（服部公英） それでは再開いたします。



◇牧 浦 秀 俊

○議長（服部公英） 次に、1番、牧浦議員の発言を許します。

牧浦議員。

（1番 牧浦秀俊 登壇）

○1番（牧浦秀俊） 議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づきまして質問させていただきます。

その前に、この9月14日に南上牧プレステアーバン西大和地区におきまして、今中町長が始められたタウンミーティングが100回目を迎えることになりました。継続することも大変なことではありますが、町民の皆様も町長が前に立たれて、実際の町の状況が聞け、地区の生の声も聞いていただけると喜んでおられることも忘れてはいけません。私も前回、服部記念病院前の事故多発について信号の要望をいたしましたところ、今年度中に設置いただけると回答いただき、町長、理事者の皆さんにご苦労いただきましたことを感謝いたします。このようにして、町長同様、町民の皆様の生の声を届けること、ほほ笑いあふれる和のまちづくりの一端を担っていきたいと思います。今回の一般質問についても、ここ数年間、私に寄せられた相談を回数の多いものを取り上げさせていただきました。

それでは、まず1番目、通学路の店舗出店について。

1、上牧町として通学路に店舗が出店する際の許可等はどのようにしているのか。

2つ目、出店する際のその地区への地元説明会はどうしているのか。

3つ目、町として店舗主と地区自治体の問題が生じた場合、合意するまで介入するのか。

4番、町として子どもたちの安全をどのように担保するのか。

2つ目、上牧町改良住宅について。

今の改良住宅の現状はどうなっているのか。空き家は何軒あるのか。

空き家の対策はどのように考えているのか。

空き家の状態は住める状態なのか。

これからの空き家改良住宅はどうするのか。

現代化住宅の計画がありましたが、進捗状況はどうなっているのか。

6番目、改良住宅はいつリノベーションするのか。また除去する方が費用がかからないのか。計画はどのようになっているのかを尋ねます。

3つ目、有害鳥獣駆除の現状について。有害鳥獣駆除はいつから実施しているのか。

2つ目、実施している地域と有害鳥獣の種類は。

3番目、どのような方法で実施されているのか。

4番目、効果は出ているのか。

5番目、これからの有害鳥獣の駆除について、いつまで実施するのかを尋ねます。

再質問については質問者席で行わせていただきます。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） それでは、1番の上牧町として通学路に店舗が出店する際の許可等のことについてお伺いいたします。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 1番の通学路に出店する際の許可等はどのようにしているのかというご回答でございます。

500平米以上の開発行為に関しまして知事の許可が必要で、町経由の奈良県許可になります。開発申請前にまず開発の事前協議を申し出を受け、各課の意見を聴取いたしまして、本町としてその意見を取りまとめ、業者の方にお渡しし、開発業者から事前協議の回答を本町の方に提出し、問題なければ開発の申請へと進む流れとなっております。今後この出店に関する事なんですけども、通学路に面した店舗等がある場合、関係各課、特に教育委員会の方と協議を重ね、十分な交通安全対策を講じることができるよう開発業者に対しても指導を徹

底をさせていただきます。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） わかりました。主にこれ、通学路に係ると、だから教育委員会と部長のところとやっぱり一緒。それ以外のところって何かありますか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 今回の開発区域に関しましては、県道と面していることから高田土木ないし町の方は教育委員会とまちづくり創生課が一応協議をするということです。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） わかりました。それでは、次の2番目に移ってください。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 2番目の地元説明はどうしているのかということで、開発事前協議におきまして事業者に対して開発に先立って地元自治会に十分に説明を、及び協議をするよう指導しています。問題が生じたときは誠意をもって対応するよう指導しており、地元自治会と協議を行ってもらっているというのが現状でございます。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） 3番目まで続いてお願いいたします。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 次、3番目なんですけども、問題が生じた場合、合意するまでの介入ということで、あくまでも開発行為者が問題を解決するというのが本来の流れとなっております。また町としましては、開発担当者として、内容によっては行政が調整をするということも原課の方では考えております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） わかりました。今回、新町地区に商業店舗が出店いたしました。ここで問題が起こったと思うんですが、それをどのように解決したのかを教えてください。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） どのような問題があったか、どのように解決したかによろしいでしょうか。

○1番（牧浦秀俊） はい。

○都市環境部長（杉浦俊行） まず、どのような問題があったかということで、大きく捉まえますと、開発に対する地元への説明不足と、それと隣接している通学路の安全対策が大きな

要因だと思います。それと、どのように解決したかということですが、開発業者、設計会社、役場側がまちづくり創生課と教育委員会と自治会役員に対して三、四回の協議をしまして、その中で最終的に開発業者が行うべきこと、それと行政が行うべきことを協議報告書にまとめさせていただいて、まとめたものを自治会役員に説明させていただいて解決を図ったというか了承してもらったというのが現状でございます。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） 今、部長から答弁を聞いていた中で開発業者が行うべきこと、行政が行うべきことを具体的に教えてもらえないでしょうか。なぜかという、これは私たち議員も知っていていいことかなど。行政がどうしてくれるのか、開発業者がどうしておくのかということはちょっと聞いておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） まず、その協議の中で地元から開発業者に問題点があったのは通学に対する出店される地主に対する見守り、それと、できるかどうかわからないけども店舗内にバリケードをして、要は通り抜けの禁止ということも言われました。上牧町としてはその中で通学される児童がおられます。そのときに向こうの南側の方から店舗前に横断されるということでもございましたので、横断する線が消えていたということと、それと、そこに隅というか角にポールの安全。要は、車が正面衝突したときに歩道に突っ込むということがございましたのでガードレールを設置した。それと、学校側の前の方で信号機ないし横断歩道の要望をされたということで、それらを協議報告書としてまとめさせていただきました。結果としましては、今現在ガードレールの安全対策、横断歩道の設置、それと業者の方は朝夕の見守りをするということで実施させていただいております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） 私も確認に行ってきました。まさに部長おっしゃられるとおりのことはやられていました。

それでは、町として子どもたちの安全をどのように担保するのかお願いいたします。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 町としましては子どもたちの安全につきましては最優先として考えております。そのことから、行政といたしましては開発業者に対し、子どもたちに安全を最優先するよう指導していきます。特に通学路については教育委員会と連携を図り、交通安全対策をするように指導徹底を改めて行うようにしていきます。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） まさにそうだと思います。よろしく願いするとともに、きょう、下で案内板で見たんですけども、通学路等の安全確保のための合同点検、きょう何か委員会か会議があるようですが、これは今のあれとは関連してるんですか。どうか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 滋賀県の交通事故の問題もあって、先般、議員の方からも通学路のポールというか安全柵を議論がありました。それ以外にも横断歩道を設置せなあかるところとかいうことを今、警察と関係部署と寄って、どこをどういうふうに優先順位をつけて、どういうふうな問題点があるのか、どういうふうに解決していったらいいかという協議をきょうやっているということでお聞きしております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） 本当にこの問題が出てきてからいろんな子どもたちの安全・安心、それと道路の横断歩道であるとか、それと滋賀県の道路の交差点のポールとか、多分これがきっかけでできてきたと思います。この会議、これはずっとやられていくんでしょうか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 毎年そういう会議を行わせていただくということで聞いております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） ありがとうございます。本当に安全対策ってなかなか難しいですけども、この地域の場合、現在7人の小学生が通っておられます。人数が少ないと登校するときも目立たないこともありますし、下校の際は特に1人という場合もございます。地元自治会と行政と協力し合って安全を目指していただきたいと思います。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 子どもたちの命、それと人の命または安全を守るのが行政の課題というか使命だというふうに認識しております。今も今後も安全対策は十分気をつけて指導ないし監督しながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） ありがとうございます。大変だと思いますが、その辺のことはよろしく願いいたします。これは結構です。ありがとうございます。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） それでは、次の質問事項に変わらせていただきます。改良住宅についてなんですけども、まず改良住宅の現状をお知らせください。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 改良住宅の現状、それと空き家が何軒あるかということで、改良住宅の管理戸数は199戸。それと入居管理者戸数は181戸、空き家の戸数は18戸でという現状でございます。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） 私もこれ、県のまちづくり推進局からいただいていた平成31年の3月31日までの現在の数値なんですけども、それと合致しているということと、ちなみに次、ずっとおどつてくると、町民住宅の話もちょっと出てくるんですけども、データだけ言うときまず。ちなみに町営住宅は230戸。耐用年限の2分の1が経過している住宅は152戸、耐用年限が経過しているのが42戸あります。この後再三、町営住宅のことが出ますので参考までにお伝えしときます。あくまでもこれは3月31日現在ですので、これは県が把握している数値です。町営住宅にしては除却もしているので、町はもうちょっと進んでいると思います。

それでは、2番目の空き家の対策はどのように考えているのか、お願いいたします。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） ここで空き家の対策の2番のどのように考えているのか、それと4番のこれからの空き家の改良住宅はどうするのかというご質問ですけども、同じような回答になるかと思しますので一緒に答えさせてもらってよろしいでしょうか。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） ここは2番は制度で4番は方法なんですけども、一緒に答えていただく方がわかりやすければそれでお願いいたします。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 改良住宅は小集落改良事業として実施を行いました。事業協力者に対して入居要件を設けているため、改良住宅は賃貸の形で供給しております。賃貸するのであれば上牧町が建設を保有しておく必要があります、建設の維持管理コストが継続的に発生するだけではなく、将来建てかえが必要になったりします。また、町営住宅とは性質が違う改良住宅であります、空き家をいつまでも置いていくのではなく、公営住宅法に基づく町営住宅として見なし、今後は管理運営を考えていかなければならないと考えております。しかしながら、譲渡が可能な改良住宅は将来居住者に有償譲渡、売却することを検討すべきで

はないかと考えておりますので、まだまだ整理しなければならないことがたくさんございますので、慎重に時間をかけまして整理していきたいと現在のところ原課の方では考えております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） そうですね。改良住宅というのはいろんな縛りがあることは事実です。私も前回その縛りを乗り越えて運用している大和郡山モデルの提案もいたしました。また他の地域でも調査をしたんですけども、どの地区も同じような悩みを抱えておられます。それで、聞きに行った中で私はこれがいい方法だと感じたことをここで発表しときます。

改良住宅を町営住宅とし、賃貸する方法。

1、改良住宅はその地区を改良するために立ち退きに協力いただいた家庭の方のみ安価な家賃で賃貸しますが、それ以外の家について入居する場合は町営住宅として家賃を相場より安く設定する。例を挙げれば、わかりやすく言うだけなんですけども、例えば1万である家賃であっても4万円。多分相場は10万円くらいかと思います。

2番目、その地域の住民がその地域に1年以上住んでいるファミリーにしか貸さない。

3番目、賃貸の滞納予防に関しても防ぐ工夫がいろいろありました。

これだけ申し伝えておきます。

それでは、3番の空き家の状態は住める状態なのかをお願いいたします。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 3番の空き家の状態は住める状態なのかということで回答させていただきます。

改良住宅の明け渡し後、長期にわたり空き家状態が続いていることから住めるような状態にするには改修工事が必要と考えております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） それでは、今は手をかけないと住めない状態だということですか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 住める状態にするにはやはり改修工事が必要かなというふうに生活環境課の方では一応認識しております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） わかりました。そしたら、もう4番は先ほど答えをもらってますけども、現代化住宅の計画があったと思うんですけども、進捗状況はどうなっているのか教えてください。

さい。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 5番の現代化計画ということの進捗状況はどないなっているということでご回答させていただきます。

町営住宅現代化計画として進めておりましたが、現在は建てかえと基本策定計画として策定を進めております。公営住宅、町営住宅第1、第2住宅をどのように考えていくのかが基本でございます。バリアフリーの平屋で高齢者が住みやすい住宅をまず目指し、そして建てかえるのではなく、お住まいになっている方々の動向も調査し、移行してもらう計画でございます。また、耐用年数の経過により老朽化の問題等もありますし、高齢者がふえてくることから根本的に見直しが必要となってきます。また、町営住宅全体を見ても入居者の高齢は著しく、今後の高齢者に対する住宅支援が求められております。これにつきましても、北上牧地区内に町有地を活用することを踏まえながら現在は整理を行っているというのが状況でございます。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） なるほど、そうですね。第5、第6住宅、台風での屋根の修理費用がこの前上がっていたと思います。現代計画も改良住宅関連費用も原則、やっぱりお金の出るところは同じなんですよ。その状態の中で改良住宅の対応が可能なのかということと、そして現代化計画の中に改良住宅を組み込めないか。例えば、現代化計画では平屋ということやっただすけど、2階部分を使わなくて、下をリノベーションして使えるようにするとかそういうのがあるんですけども、本当に確かに改良住宅というのは縛りが多いのはもう重々わかっているんですけども、県のまちづくり推進局に問い合わせをすれば柔軟に対応していただけるということなんですが、この辺はいかがでしょうか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） まず、第5、第6住宅の屋根の改修工事につきましては補助金といたしますか、社会資本整備事業で執行させていただきます。

（「第5だけ」という者あり）

○都市環境部長（杉浦俊行） 済みません、第5だけを屋根改修工事で補助金で執行させていただいております。改良住宅の耐用年数の問題もございます。それと現代化計画による高齢者の住宅支援等の活用問題もあるし、県の補助金等のことも絡めながら町営住宅も含めた長寿命化計画5もあり、整理しなければならないことをまだまだ時間も要します。慎重に今、

原課の方でどういうふうにしたらいいのかというのを時間をかけながら検討しているというのが現状でございます。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） そしたらもう最後になりますね。今の部長にお話を引き継ぐ感じになると思うんですけども、改良住宅はいつリノベーションするのか。また除却する方が費用がかからないのか。計画はどのようになっているのか。さっき答えていただいたので重複すると思いますが、お願いいたします。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 先ほどのダブる回答になるかなと思います。まず、改良住宅は昭和61年度から計画的に建設を実施してきました。一部改良住宅では法定耐用年数45年の半分を経過した改良住宅もあります。改良住宅の除却については考えておらず、改修工事について今後、検証、研究、検討を重ね、計画的に行っていかなければならないと考えております。ただ、タイミング的な問題もございます。現段階ではおおむね法定年数であります45年をめどに考えております。改良住宅の延命を図ることで、先ほどの現代化計画もあり、高齢者に対する住宅支援等の活用ができればなと考えておりますので、町営住宅等を含めた長寿命化計画も今後進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） わかりました。計画自体がなかなか進まない状態にあることがわかりました。しかしながら、私に相談された方の内訳を報告しておきます。1つ目、ただ単に改良住宅に住みたい人。2つ目、隣が空き家で心配。3つ目、よい家なのにもったいない。4つ目、どれぐらい先までこのままなのか。放置に対する不安。5つ目、子どもが戻ってきたいが改良住宅は入れないか。これを機に先ほど答弁いただきました具体的な計画を速やかに報告お願いいたしまして、この質問については終わります。ありがとうございました。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） それでは、有害鳥獣駆除の現状についてお願いいたします。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 1番の有害鳥獣駆除のいつから実施しているのかということで、上牧町では平成の21年ごろからアライグマによる農作物の被害が出ております。上牧町の有害鳥獣駆除捕獲許可事務取扱要綱を平成22年1月に施行し、捕獲おりの貸し出しを行っております。これはアライグマ等で10個ほど原課の方で確保しています。それと24年ごろから五

軒屋地区にイノシシが出ていると。30年ごろから下牧地区に出ていると。今現在、下牧地区でかなり被害が出ており、猟友会の協力のもと、箱わなや足わなを仕掛けていているという現状でございます。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） 部長、今3番ぐらいまで言ってもうたですね。これであればね。でも、ちょっとお聞きしたいんですけども、南上牧地区にも先月回覧板が回ってきたと思うんですけども、この南上牧地区に何の駆除でどのような回覧を回されたのですか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 今、五軒屋と下牧ということもあるし、今出ているのはイノシシなんですけども、イノシシというのは結構臆病な動物なので夜しか活動せえへんから、今の時期でしたら作物、芋等を食べに回るの、そういう被害を出た場合に注意をしてくださいということで、特に五軒屋、南上牧町、下牧等に配らせてもうたというのが現状でございます。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） わかりました。その中にカラスは含んでいるんでしょうか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） カラスを含んでいるということで、2番目の方の地域と有害鳥獣の種類という形で述べさせていただいてよろしいですか。

○1番（牧浦秀俊） はい。

○都市環境部長（杉浦俊行） 実施している地域については、アライグマについては上牧町全域でございます。イノシシについては先ほど言いましたように、五軒屋と下牧地区に今出ております。有害鳥獣の捕獲には種類ということでイノシシやニホンシカ、ニホンザル、ハクビシン、イタチ、アライグマ、それと鳥類というかカラスもそこに入っております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） ほかの部分はわかるんですけども、カラスの捕獲というのはどうなんでしょうか。できるんでしょうか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 毎年電線等が鳥と、スズメとかもございまして。関電の方も捕獲をしたいということでわなを仕掛けてもらっているというのが状況でございます。カラスも生き物なので夜にねぐらに帰っていくということもあるし、なかなかちょっと捕獲という

ころまではやっぱり難しいかなと思います。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） そうですね、カラスに関してはちょっと難しいと思います。

それで、もう3番、足わな、箱わなまで言ってくれはったんで、その安全対策。それと、それから警察の関与もあると聞きましたがどうでしょうか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 先ほどの3番の方法と実施しているのかということで、上牧町全域、狩猟というか鉄砲なんですけども、一応禁止区域になっています。その中で捕獲するのはそういう足わなとか箱わなというか、箱、おりですね。そういうようなものを一応実施しておるとい状態です。それと今現在、原課の方で持っているのはおりが2個、それと足わなが15個ということがあります。今現在、下牧地区にイノシシが出ているということで、足わなを15個お配りさせていただきました。それとあわせて1メートル50のくいを300本、一応近々もう持っていきます。それと50メートルの網を50個用意して、きょう網については自治会の方に配っております。土曜日の方に材料が予定して入ってくるので、早急に自治会に配りたいというふうに思っております。

それと、足わなの安全性と警察の関与ということですけども、一応箱わなの利点というのは初心者でも非常に取り扱いが簡単であるということと、捕獲したら動物が暴れないということもあるんですけども、それと足わなにつきましては処理がやはりちょっと大変なこともあるし、足わなはそんなにお金がかからないということがあります。それと、足わなについては一応免許の取得が必要なので猟友会の方に来ていただいて設置をしてもらっているというのが状況でございます。

それと、上牧町としては農作物に被害が出ておるんですけども、一応警察の方に通知して、自治会、また学校、そういうことに連絡しながら、足わなについては危険を予防するために看板等も設置して安全対策は十分図っております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） 安全対策にしては何かわかったんですけども、警察の関与というのはなぜ必要なんですか。それとも何かほかに理由があるのかどうか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 農作物のところについては一応猟友会が、免許を持っている人がしているんですけども、住宅街等に出た場合については猟友会もそうやし、警察の応援も

当然必要なので、まず先ほど言うたように、わなを仕掛けようと思ったら捕獲の免許が必要なので、警察に届けると。また、最後には住宅に出る場合もございますので、警察にも応援を依頼しているというのが今、状況でございます。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） これで警察の関与が必要であるということがわかりました。

それでは、その効果なんですけども、出ているんでしょうか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 現在はアライグマに関しては捕獲の実績はあるんですけども、冒頭でも説明させてもらったように24年から五軒屋地区にイノシシが出ているということでありますねけども、捕獲をしたということはありません。住民の方はイノシシについてはここにおったとか目の前で見たとかというので私どもの方に電話連絡があって、見に行ったらおらないというのが状況でございます。効果についてもいまだちょっと出ていないのかなというように思います。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） わかりました。例えば捕獲したイノシシであるとかアライグマであるとか、あと聞きたいのはイタチ、ハクビシン。捕獲しますよね。その後、町がどうするのか。またはそれ以外で。多分イタチはちょっとなかなかこれ、殺したらいけなかったのかな。ちょっとわからないんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） イタチについては自分で逃がしていただかなあかんと思います。アライグマについては役場へ持ってきていただいて、郡山の試験場等で殺傷するというような状態です。イノシシについては一応、先ほども言うたように狩猟による捕獲はできないので、わなで仕掛けまして息が途絶える瞬間に鉄砲で撃つというような状況でございます。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） わかりました。それでは、これはいつまで実施されるのか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 野生動物の繁殖能力はすさまじく、有害鳥獣を減らすというのは極めて難しいかなというように思います。引き続き有害鳥獣の駆除を実施していく予定でございます。有害鳥獣対策は本町にとって深刻な問題となっており、今後はさらに有効な対策を模索していくこととともに、そのために財源確保についてもあわせて検討していく必要

があると原課の方では考えております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） わかりました。それでは、最後に聞かせていただきます。町民が有害鳥獣が出た場合、どうするのか。もう連絡するだけなのか。それと住宅内で出た場合、箱わな、足わなはどうするのか。これをお願いいたします。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 有害鳥獣が出た場合ということで、まず対応窓口でありますまちづくりの方に電話をしていただき、猟友会とともにまちづくりの方の担当の方と現場を見に行きまして、連携をとりながら対応していくというのが今の現状でございます。それと住宅内のそういう箱わな、足わなについては、基本的にはおり等は設置できないという状況なので、これもあわせてなんですけれども、猟友会、ここにちょっと。警察にこの間行ってきたんです。そういう民家であれば一応警察も応援させていただきますというように快くじゃないけども一応回答もいただいておりますので、猟友会と警察、ここでちょっと学校にも十分、それと住民の方にも知らせんなあかんということもありますので、その辺の体制も考え、万全に、要は人に被害を及ぼすということもあるので、住宅内についてはそういうことも考えながら対応していきたいというふうに思っております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○1番（牧浦秀俊） いろいろいろいろわかりました。こうやって一つ一つ問題解決を図って、町全体のまた環境を上げていくと。それがこれから先も上牧町はいいところやということで、また人口増加につながると、こういう有害鳥獣駆除についても上牧町はこんなやっているよとこういうこともひっくるめて、ただ改良住宅、あれだけはちょっと、ほったらかされというのをやってもらえればね。例えば、45年にこういうことしますでもあれば、もっとみんな待ってくれるんじゃないかなと。

一つ一つ環境を整備していただきまして、私の質問はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（服部公英） 以上で、1番、牧浦議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時00分

○議長（服部公英） それでは再開いたします。



◇石丸典子

○議長（服部公英） 次に、10番、石丸議員の発言を許します。

石丸議員。

（10番 石丸典子 登壇）

○10番（石丸典子） 10番、日本共産党の石丸典子です。議長の許可をいただきましたので、通告書の内容で一般質問を行います。

今回は3点ですが、まず1つ目は学校給食費補助について、2つ目、幼児教育・保育の無償化に関して、3つ目、国際交流事業についてです。

まず1点目の学校給食費補助についてですが、この質問につきましては昨年の12月議会でも取り上げさせていただきました。

まず、1点目の公会計への取り組み状況を伺いますという質問の趣旨ですけれども、忙し過ぎる教員の負担軽減、いわゆる働き方改革の一環で公立の小・中学校においては給食費の徴収に関する会計事務を学校以外が担うべき業務とされ、文部科学省ではこの公会計化を進めています。現在、学校給食費は私会計、私の会計ということで、それぞれの学校で給食費を徴収し、管理をされています。これを公会計化すると自治体の会計に含めることです。歳入を学校給食費、歳出を食材調達費に計上します。そして会計区分は一般会計、それと特別会計に入れることも可能だとされておりますけれども、実施されているほとんどのところ、92.5%のところが一般会計に組み入れられています。このように学校給食費の会計を公会計化することにより、透明性の向上、公平性、そして給食の安定的な実施が行われるとされています。上牧町でも現在この小・中学校の学校給食費を公会計化へ取り組みが行われているところだと思いますけれども、体制の整備、そして業務システムの導入など準備期間がおおむね2年程度必要だとされています。上牧町における取り組み状況をお伺いいたします。

2点目は、多子世帯などへの学校給食費補助を提案いたします。奈良県では、全体で39の自治体のうち53.8%である21の自治体で何らかの形で補助を実施されています。そして、完

全無償化は4つの自治体です。今回公会計への検討がされる中でぜひこの多子世帯への補助をこの中で組み入れた形で実施をされますよう提案するところです。

2つ目の幼児教育・保育の無償化に関してです。本年10月から3歳から5歳児の保育料は一定の条件で無償になりますが、これまで保育料に含まれていた給食のおかず代、副食費と言われますが、これは実費徴収になります。今月14日時点で全国で100を超える自治体が副食費を無償化する方針です。少子化、人口減少が進む中での助成事業は子育て世代を支援するものです。また、無償化することで給食費を徴収する現場の事務負担も軽減されます。

そこで3点にわたり、お聞きをいたします。

まず1点目、給食費の徴収実務は各保育施設とされ、事務負担の増大が心配されますが、対応をお伺いいたします。

2つ目は、滞納が出た場合の対応をお伺いいたします。今回の条例改正の中で規則の改正等を見させていただきましたが、滞納対策実施規則の改正ではこれまで主食費だけであったものが主食費と副食費という項目に分けられております。

そして3つ目は、給食は保育の一環という観点から副食費の無償化で子育て世帯の支援を求めるところですが、町独自で給食費助成をする場合の費用をお伺いいたします。

3つ目、国際交流事業についてです。この事業は今年度の主要施策の中でも挙げられ、また、各地で町長がみずから説明を行っておられるタウンミーティングでも説明が行われておりました。7月24日から26日まで2泊3日の行程で台湾での国際交流事業が行われました。この事業については本会議の初日、9月6日に報告書を提出されておりますので、参考にさせていただいております。この国際交流事業は目的として外国語に対する、また外国人への関心を深める。そして語学における興味や意欲を深める。外国人との相互理解を進める、異文化に触れる。そして、もう1つの大きな目的として国際感覚を持つ人材育成とされているところです。学校教育事業として行われる事業は本来は全員が参加できる取り組みが望ましいと考えているところです。今回報告書などでも参加された方は大変よかったという感想が寄せられておりますけれども、この事業の報告と今後の計画についてお伺いいたします。

再質問につきましては質問者席からお伺いいたしますので、よろしく申し上げます。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） それでは、最初の項目、公会計への取り組み状況をお願いいたします。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 現在公会計への取り組み状況で、先ほど議員がおっしゃったとおり

そのような目的でやっているところではありますが、取り組み状況につきましては、まず法整備と申しますか、条例、規則の整備を行っているところであり、また近隣の市町村の移行されたときの状況等、問題点等も今、洗い出しているところでもあります。そして、ただ先ほど言いました条例や規則の策定に当たって、その中でももっと細分化して規則には乗らないけれどもルールというものもあるというのでその辺も今構築しているところでもあります。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 準備中ということでもありますけれども、実施はどのようになりますか。管理する情報をさまざま把握、既にされているのかと思いますけれども、業務システムの導入がもし仮に来年度から実施であればこの7月、8月、9月ぐらいにシステムの導入が必要だと思われましても、7月31日付で文部科学省の通知というのをちょっと見させていただきましたけれども、その中にはそのような一応工程の見本が書かれておりましたが、スケジュールはどのようになりますか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） まずシステムの導入ということですが、システムについては今、研究もしていますけれども、あえて特別なシステムというのは入れなくても今のところ可能かなとは考えております。また工程ですが、来年度当初からの公会計化を目指しておりますので、当然次の議会等にはもう議案、条例案等の提出をしながら、あとは住民、保護者の方々への連絡、通知、周知を図らなければいけないとは考えております。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 来年度、令和2年度から実施をするために12月議会には条例や規則が上程されるということなんですね。特に準備でいろいろ大変だったかと思われましても、どの辺が課題か何かありましたか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 移行に移りまして、やはり多い少ないの問題はありますけれども、まだこれは決まった話でもないので、今まだ弁護士等も相談しながら、まず1つは滞納というのが私会計の部分の一番大きな問題だと考えております。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 滞納というのは件数はそんなになかったかと思われましても、この公会計になりますと税などのほかの債権も含めて債権管理担当課が一元的に管理をされるということですので、機械的な対応にならないようにというのは大変心配するところですが、

その辺は学校の現場と離れますけれども、直接子どもたちや家庭へ状況をよく把握されている小・中学校の先生方とちょっと離れる形になりますので、その辺が大変心配するところですが、その辺はいかがですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 現在におきましても学校との一緒にやっている部分があり、まず、担任の先生についてはほとんど給食についてはかかわっておられません。今、給食費に関してかかわっているのは学校事務と教頭先生、校長先生ということになります。滞納があった場合は、いち早くその方を参観日や学校に来られたときに校長室でお話しするという形で滞納の回収の話をしているところです。その場合において担任の先生が仲介というかちょっと校長室にお寄りくださいという程度ではしていただいています、そういう状況で今やっているところです。このシステムについては公会計化になってもある程度は同じような体制を協力しながらやっていきたいと学校と相談しております。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） わかりました。それで、もちろん一般会計に含まれるという理解でよろしいですね。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 完全にはまだ決まっておりませんが、方法としては特別会計か一般会計とありますけれども、その方向で進めたいとは今、協議しているところであります。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） わかりました。実施に向け準備されているということでお聞きをしたいと思います。

それで、この公会計システムに変わるに当たり、多子世帯などへの学校給食費補助というところに対してのお考えはいかがでしょうか。ほかの分野では、例えば国民健康保険の子どもが多いほど負担が多くなる等々でいろいろ町の施策として取り入れられておりますけれども、この学校給食費についても、やはり1人当たり小学校であったら4,300円、中学校であったら1カ月4,600円ということでかなり負担になると思います。やはり経済的な支援を一番求めているらっしゃるというのが現実だと思いますので、何らかの形で給食費補助を検討するというお考えはどうでしょうか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 現在におきまして、支援というわけではありませんけれども準要保護

について、生活保護並みの家庭やひとり親世帯については準要保護という給食費の補てんじやないけど行政の方から補助金を出して、それを使っていて本人負担はないという状態です。ただ、基本的にはやっぱり食べるということは衣食住の基本でありますので、できることなら全ての方にさせていただきたいんですけども、やっぱり金銭的な問題があるとは。ただ、その部分について多子等については今のところは考えていないところです。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 昨年の12月議会でも一部紹介をさせていただいたんですけども、一部補助の例として、1人につき年2,000円補助であるとか1食につき30円の補助であるとか、また牛乳1本につき1円の補助であるとか、多子世帯においては第2子は半額、第3子は全額補助等の具体的な例もあるんですけども、多子世帯ということであればそんなに人数は出てこないのではないかと思いますけれども試算等されたことはございませんか。何らかの形で一部補助をされている近隣町では、西和7町のあたりでは平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、それと北葛、北葛城郡では広陵町、近隣では三宅町等も何らかの形で補助が行われているんですけども、ぜひ公会計化に伴って一般会計の中で支援ができると思いますので、その辺をぜひ検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） まず、概算ではありませんけども、多子世帯については小学校だけで言わせていただきますとほぼ960人中230人程度が多子世帯になります。そういうことで3分の1程度になっていくという形になっていきますので、その部分の負担ということになってくるので、やはり、その部分だけではかなりきついものだと思います。また、多子世帯の部分については多子世帯云々にかかわらず、給食費については本町といたしましても県や国の補助を求めていくという方向は貫きたいとは考えております。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 12月議会の答弁の中で給食費無償化を行うと食材のみで6,000万円、人件費、光熱水費を入れると8,000万円というふうな、答弁の中からそのような形が出ておりましたけれども、食材費、この会計は給食の副食代として徴収されるんですけども、大体これが小・中学校で年間7,600万円ぐらいかとちょっと資料の方から見ましたけれども、そうです。食材のみで6,000万円ということですので、食材の変動があっても何とかこれで収支はやっていけるというふうな計算になっているのかと思いますけれども、あと、この支援、人件費であるとか光熱水費を入れると8,000万円ということで大変な額だというふうに言われま

すけれども、子育て支援策としてその辺ぜひ検討いただきたいと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（服部公英） 町長。

○町長（今中富夫） この話は石丸議員からも前回伺ったお話でございます。基本的に私の考え方として食べることはこれはやっぱりみずから行うのが原則であると、私はそのように考えております。ただ、いろんな事情のある方がおられるわけでございますので、その人たちは今の制度の中で十分助成をされているというふうに考えております。今は教育委員会、小・中学校のお話でございます。また違う場面、保育所等、俗に言う幼児の給食の問題も当然出てくるわけでございますが、トータル的なものの考え方をやっぱりこれからしていく必要があるのではないのかなというふうに思います。当然財源の問題も我々は頭に入れながらお答えをさせていただかなくてはなりませんので、やっぱりやるとすればそれなりの財源が必要になってくると。今、国の方から出ております部分については剰余分といいますのか、そういう部分は当然今年度分としてはあるわけでございますが、来年度からどうなるのか。ちゃんとした形で、はっきり目に見えた形で国から支給されてくるのかどうか。いや、出していますよと言いながらどこかに紛れ込んでいるというような財源の出され方では我々としてはやっぱり将来的な問題があると。こういう施策というのは、人気とりに今年度だけやって二、三年度たったらやめますとそういうような制度ではないわけでございますので、しっかりとやっぱり考えて長くやっぱり子どもたちのためにやるというものの考え方にしなくてはならないのかなと。

今、給食費だけの話でございますが、それ以外にもやっぱり保護者の方からいろんな要望が上がっているものがございます。今の石丸議員の直接のお答えにはちょっと外れますが、例えば学童保育の問題であっても時間延長をお願いしたいであるとかいろんな問題があるわけでございますので、我々はトータル的に子どもたちの支援をどのようにしていくのかをこれからしっかり考えて、やるべきものは来年の4月からしっかりやらせていただくと。そのための準備をこれからはさせていただいて、また一定の時期になりますと、全員協議会であるか議員懇談会であるかわかりませんが、議員の皆さん方に説明をさせていただく、ご相談をさせていただく、そういう場面をつくらせていただきたいとも考えております。やる、やらないという今の答えではなしに、そういうことも含めた全体的な考え方をこれからやらせていただいて、一定の時期に示させていただきたいなというのが私の今の答えでございます。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 町長、ありがとうございます。思い返せば12月議会でも答弁いただいたんですけど、少し前向きになっておられたかなという感じがいたしました。無償化は考えていないというふうな、食べることについてはそれぞれ負担していただくというところと保護が必要などころでは助成されているということも含めてそういうお考えでしたけれども、今後長い目でいろいろ検討課題の1つとして考えていかれるというふうに受け取らせていただきました。ありがとうございます。何度もこの問題を取り上げまして恐縮ですが、しっかりとまた検討いただきますようよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

それでは、幼児教育・保育の無償化に関して、徴収などの実務の業務負担がふえないかという点でお願いいたします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 2番目の質問で給食費実費徴収の部分で事務負担の増大、これを心配されていますということで、まず、これまでも行事費、教材費等費につきましては各保育施設において実費徴収していただいております。それと同様に給食費を徴収していただく形となりますが、その分多少の事務負担はふえるかと思いますが、今までどおり各保育所での対応が可能であると思います。また、上牧町立幼稚園におきましても、食料費の徴収事務は以前より現行の行事費等により実施させていただいております。それと公立保育所におきましては、これまで給食費は保育料に含めて徴収していた経緯があることから幼児教育・保育の無償化の開始に伴い、別途行事費と同様に施設から徴収していただくという形をとらせていただきたいというふうに思っております。また各園につきましても十分に制度の概要等をご説明申し上げて、ご理解をいただき、その分のお願いをしたいというふうには考えております。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） この徴収実務の中には、その徴収に至る制度の改正である説明であるとか、請求書を発行したり、条件がいろいろありますので徴収しない子どもと徴収する子どもといろいろありますね。それとか徴収管理とかいろんな業務がありますけど、これら全て実質はそれぞれの幼稚園や保育所の保育士さんとか幼稚園の先生の負担になってはこないかということで大変危惧されているところですが、このことによって長時間労働になったり、過密労働にならないかという心配も出されています。町立であつても町が一定かかわったとしても、やはり現場のそれぞれの施設の職員さんの負担がふえるのではないかと思います、その辺は十分対応は可能ですか。必要であれば行政の方で人員配置等も要るかと思います、

その辺の体制はいかがですか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） まず、今おっしゃっていただいた部分について副食費、それと無料になる方と全額お支払いいただく方というのは多分当然出てきます。これはその都度私どもの方が、この方はこういう形のパターンであります、この方は全額のパターンでありますという情報、これを行っておられる園の方にお渡しさせていただき予定をさせていただいています。これはもう十分個人情報の取り扱いになりますから、その辺のところは気をつけてご利用いただく形になると思います。ただ、園の方でその辺のそれを分けてください、この方はこうです、この方はこうですというふうにじゃなしに、私どもの方から、この方については副材料費は無料ですという形の一応名簿のようなものをお渡しさせていただいて、その中で、その分は若干ご足労はかけるかもしれませんが対応は可能であるというふうには考えております。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） あと、その徴収された費用は、これは保育料として一緒に徴収の場合は町の方で管理ができるわけなんですけども、保育料はなしで副食費だけ要る方もあり、両方無料の方もありますね。その管理はそれぞれの施設の管理なんですか。そのあたりもちょっと業務の負担というところに入ってくるのではないかと考えるわけですが、その辺はいかがですか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 今おっしゃっていただいているように、私立の幼稚園の部分になりますと、多分私会計になってきます。私どもの方のお預かりさせてもらっている町立の部分、今後、教育委員会の方も幼稚園の方になりますが、4月からは公会計に移らせていただきますので、その辺の部分は明確に分けさせていただき形になり、公会計の部分は公会計させていただき。ただ、預かっていただくのは当然園の方が最初に預かっていただくわけですから、その辺の部分は若干ご足労かけさせていただき可能性も出てくるようじゃないかなと思います。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） それぞれの保育施設等の職員さんからも十分ご意見など聞いていただき、それをしっかり、業務の負担にならないような形の対応でお願いしたいと思います。お聞きをしておきます。

それでは、滞納が出た場合の対策、対応をお伺いいたします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 2つ目の滞納が出たときでございます。当然、保育料などにも未納付が出てくるように、給食費についてもこれはあり得ないということはないとは思いますが。給食費が納付されない場合は、その都度、金額が少ないうちに送迎時や電話連絡等により適時適切に納付を促してまいりたいというふうに考えております。また、児童手当法第21条第1項または第2項の規定に基づきまして、児童手当受給者が児童手当を受給する前に主食費、副食費の支払いに充てる旨を申し出た場合におきましては、市町村の判断で児童手当の方から徴収をすることが可能となっております。この部分につきましても保護者の合意の上、児童手当からの徴収も視野に入れてその部分を整理していきたいと考えております。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 今答弁いただいた児童手当からの徴収ということですが、これは機械的に児童手当から徴収をするのではなく、保護者から申し出があった場合しか認められないというふうな条項です。事前に確認書を配る等ではなくて、保護者から申し出があった場合に限るという理解でよろしいですね。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 今おっしゃっていただいたこれはあくまで保護者の同意及び申請が必要となっております。勝手に私どもの方が滞納が出たから児童手当から天引きするとそういうふうにはできません。あくまで保護者の方の同意を得た上でその部分で徴収させていただく。あくまで保護者の同意が必要という形で考えていただければというふうに思っております。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） お聞きをしておきます。

もう1つ、滞納した場合とかにということで、内閣府が出しております自治体向けのよくある質問の項目の中に、今回のこの幼児教育・保育の無償化を進めるに当たって、もし滞納が出た場合は保育の中断をするかどうかということも検討するというふうなことも少し触れられておりましたが、決してそういうふうな動きにさせてはいけないと思っているところですが、そのような示唆がありますか。滞納が出た場合はこのまま保育を続けるかどうか検討の項目になっていくというふうなところ、ちょっとぼやかした形で書かれているかと

思いますけれども、上牧町ではそういう対応ではなく、しっかり、滞納だから即保育を受けられないということのないようにお願いしたいんですが、その点はいかがでしょう。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 今おっしゃっていただいたように、何々が滞納になったから何々をとめる、何々がなくなったから何々をとめる、そういう考えは現在持っておりません。ただ私どもの方にはもし滞納が発生した場合には、誠意をもって納めていただく旨をさせていただいて、またそのときにおきましても、いろんな方からまた相談、またその部分もどういう状況なのか、生活困窮の方なのか。そういうふうなものであればまた分納という形もとらせていただくなど、いろいろな措置をとらせていただくつもりはさせていただいておりますが、ただ今おっしゃっていただいているように滞納が出たから保育を中止するその考えは全く持っておりません。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） ありがとうございます。それでは、町独自で給食費を助成する場合の費用ということでお伺いしますが、この副食費の免除の対象者というのは年収360万円未満相当世帯の子ども、そして所得階層にかかわらず第3子以降の子どもについては無料ということで、保育料の無料のところとリンクしてきているんですけれども、この年収360万円未満というところで切られるあたりについては大変厳しいと考えるところですが、委員会等でも資料を出していただいて今回保育の無料化が進むに当たって副食費の免除対象者も確かに大きく広がっているんですけれども、もともとは保育料に含まれていましたので、この副食費月額、上牧幼稚園であれば2,175円、町立の幼稚園、保育所であれば4,000円ということでこれまでの保育料と余り変わらない額になる層もあるのではないかと思いますけれども、そのあたりで町独自にこの給食費助成する場合の費用というのはいかがなものでしょうか。

ちなみに今回の一般会計の補正の第2回では子ども・子育て応援交付金ということで今年度10月から6カ月分で約2,300万円計上されています。今年度のこの6カ月においては多分無償化の財源はこれで賄えるというふうなことだと思うんですが、今後国がどういう形で本当に子育て支援策として交付金を続けるかどうか。これは消費税10%増税とセットで出してくれていますので、先ほどの町長の答弁ではないですが、長い目で見ると本当に子育て支援策、保育の無償化、子育て支援となるのかどうかというのが大変心配するところですが、そのあたり町で助成する場合の費用をお伺いしたいと思います。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 3つ目の質問の町独自で給食費助成をした場合の費用ということでお尋ねだと思いますが、まず町独自で給食費の助成の場合の費用とは主食と副食費の合計と判断させてもらってもよろしいでしょうか。

○10番（石丸典子） はい。

○住民福祉部長（濱田 寛） それですと、まず冒頭でもう1つ、公立とか私立の幼稚園、保育所等の給食費はまた施設によって一定の金額でないということもご理解いただいた上で概算だけでお答えをさせていただきたいというふうに思っております。

まず、副食費がまだ確定しないところの場合につきましては国の公定価格において算出した4,500円で計算させていただきます。その場合、副食費の免除対象とならない児童の副食費、人数としては約250名程度おられると思います。これを免除した場合、3歳から5歳の児童に対しましては年間約990万ほどの金額が出るのではないかというふうに試算させていただいております。続きまして主食費です。主食費につきましては各保育所、もうこれ先ほど申しましたように設定金額はございません。だから一律500円という部分で主食費の部分を500円という形で計算させていただくと233万円の試算となります。

それに加えまして、基準額を主食費500円、副食費4,500円と仮定させていただきますと、3歳から5歳児の就学前児童の主食、副食費の全ての助成する場合におきましては約1,230万ぐらいがかかってくるのではないかというふうな試算が。申しわけございませんが、あくまでこれは先ほど言った園によってとかいろんな場合によって金額がまちまちになっております。だから、その辺は先ほどの主食費500円、副食費4,500円と仮定した段階というふうにだけご理解いただいた数字ということでご理解いただけたらと思います。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 試算ありがとうございます。これは、副食費の免除にならない方で、それを町が負担した場合の試算ですね。わかりました。

今回の保育・教育無償化で、上牧町ではこれまで保育料等国の基準よりはるかに抑えた形で保育料を設定してきておられましたので、その観点から見ると今回無償化が進むことで町の財源は浮いてくるというふうな、単純にそう考えがちなんです、それはそのような理解は無理ですか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） おっしゃいますように、保育料で町は独自で独自軽減分という

ことでさせていただいたのは多分おっしゃっていただいて、ご存じだと思います。それと、もう1点、先ほど議員の方が申されました一般会計の第2回の補正予算の中で子ども・子育て支援臨時交付金ですか、この部分で約2,326万円を計上させていただきました。これは入の部分でございます。それと、そこから出の部分はいろいろやっぱり出てきます。当初予算組んだときには保育料といたしましては、3歳から5歳の部分もまた加味しておりました。その保育料の減額分といろいろな部分を相殺させていただくと、やっぱりその部分を全部相殺させていただくと約1,000万円強ぐらいな剰余分がまた出てきます。

そういう形で今おっしゃっていただいた、それともう1つなんですが、先ほど町長の方も申されたように、今回につきましてはこの確定した額が約2,300万という形で半年分という形です。令和2年度この分におきましては、この分は交付税算入される方向にあります。この特別特例交付金という子ども・子育てに関する交付金という名目ではなしに、基準財政、交付税の中に算入されて、令和2年度からは交付税の中の1つとして交付するという形を国の方は示しております。この場合につきましては、このように特例交付金という名目で幾ら入ってきたという場合でしたら幾ら幾らという数字はわかりませんが、要するにどの部分でどれぐらいの計算になるのか基準をどういう形で持っていかれるのか、それによってはやっぱり令和2年以降ははっきりした額がわかりにくい不明確な部分があるということだけご了承くださいというふうには思っております。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 文教厚生委員会でもお聞きをしたんですけども、この保育料と副食費の無償化のところにかかる費用については子ども・子育て臨時交付金で措置されるわけなんですけれども、公立の幼稚園、保育所について運営費の部分は公立は交付金の対象ではないというところは変わらないですよ。運営費においては地方交付税措置というところで今回保育の無償化のところ、無償化に係るところについては交付金ということですので、そもそも地方交付税措置というところに戻るという理解でよろしいですか。私立の方は国庫負担金からずっと運営費補助というのが出てきた仕組みに変わっているんですね。それで、やはり公立がなかなか運営しにくくなるのではないかとされているところですが、そういう理解でよろしいですか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 運営費とかいう部分はそのまま。先ほど言いました交付税算入されるというのは3歳から5歳の無料化になった消費税分の増額分で臨時に交付される部分、

この部分については要するに令和2年度から交付税算入。だから、こういう形で子ども・子育て臨時交付金という形の名目は一切なくなりまして、その分に関しては交付税措置という形に考えていただけたらと思います。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） わかりました。この幼児教育・保育の無償化については今後しっかり見守って、しっかり国が責任を果たせるよう、また国にも要望もしていきたいと思います。ありがとうございました。制度がいろいろ難しく準備される側もいろいろ大変だと思いますけど、今ごろになってやっとテレビの方でもいろんな番組でこの仕組み等が流されていますけども、なかなか理解しにくいところで実際私の場合はどうなのということで大変疑問も出ているかと思いますが、しっかり説明もいただいて、無料の部分はしっかりと無料となる部分を使っただけのよう進めていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは最後の国際交流事業の報告ということで、大体大まかなところは説明いただきましたので、本来なら全員参加できる取り組みが望ましいというところを壇上でも言わせていただいたんですけども、これは予算は30名の人数でしたけれども、実際に行かれたのは21名ということで生徒たちのニーズはどうであったのかなというのが大変、私はこの参加人数のところでしたんですけども、財政的な支援も一応されていたかと思いますが、その辺も含めて事業の報告、今後この事業をどのようにされるのかということをお願いいたします。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） この事業において全員参加というのは確かにできたらそれに越したことはないと考えておりますが、やっぱり金銭的に、また外国ということもありますので、今の現状ではそれは難しく、まず希望者のみという形になっております。また希望者につきましても、30名の予算を組んでおりましたが、今回については21名の参加ということになりました。これについては個々の家の事情はわかりませんが、いろいろな事情はあったというのは思いますが、最初ということで様子見じゃないですけど、ちょっと躊躇された方もおられるのかなとは考えております。また、先ほど保護者負担についても各生徒全部に配った募集のチラシにつきましては保護者負担について、本事業に要する費用に充当する参加費1名につき渡航費用10万800円の5割、5万4,000円は保護者負担といたします。ただし要保護世帯や準要保護に属する世帯については、要保護世帯については全額、準要保護世帯については7割の減免をするという部分をちゃんと通知はしているんですけど、ただ今回の参加者

の中にはおられなかったというのが1つであります。

それとまた、話は飛んで申しわけないですけども、今後という話ですけども、まず先ほども言われましたように、全生徒が行けたらこれに越したことはないのは事実です。そういうことで交流ということで今度は隔年にはなりますけども、次年度は桃園中学校の方から生徒が来ていただき、1日学校で授業や交流を行った後でホームステイということを考えているところです。また、それにあわせて、来年度から、次は来年度以降になるとは思うんですけども、現在インターネットの世界ではありますので、テレビ電話的なものを使って向こうの中学校との学習交流も今後は考えていきたいとは考えております。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 行かなくてもいろんな交流ができるという点では1つの方法かと思えますけれども、それで隔年に行ったり来たりということと、あと今回姉妹校の提携をされたということも入っておりましたが、それで姉妹校の提携ということで特に何か新しい、変わってくるというのはないわけですね。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 交流についての姉妹校提携なので行ったときと来られたときのお互いに交流していくという部分が主なので、別にこれにしたからといってどうのこうのというのはないと思います。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 今回の挙げられている主要施策の国際交流事業というのは台湾に出向く、また向こうから来ていただくということなんですけども、例えば、異文化に触れて、外国の人との相互理解を深めるというのであれば近隣町に居住する外国の人との交流なども十分可能ですのでもう少し、行かないといろんなところに関心を寄せられないということでも、外国に行くというところでもその時点で「ああ、無理」とか「僕はいい」とか「私はいい」とか外国語が余り得手でないとかいうところでやはり拒否されるというのが大きいと思うんですね。教育というのは関心を持ってもらうようにするというところでいろんな形でアプローチも要ると思いますので、関心のない子どもたちもちょっと関心を持っていただいて、いろんな知識やまた外国の人との交流ができるよう、理解ができるようということで工夫が要るかと思しますので、これは私の意見であります。

この事業はこの事業として進めていかれるということですので、お聞きをしておきますが、1つ最後に確認をしますけれども、今回議長が参加されましたけれども、私は議長が参加す

る必要ないと思いますが、次回以降は議長の参加というのはありませんね。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 今回、事業初年度ということと国際交流の調印式もありましたし、向こうの方のそういう意味ではちょっと研修もありましたので、今回は行っていただきましたけど、次からは行ってもらうとは考えておりません。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） ちょっと時間が余りましたが、一応質問の相手のところにいろいろお名前を書かせていただいていますので、教育長、いろいろご協力いただいているかと思えますけれども、一言お願いいたします。

○議長（服部公英） 教育長。

○教育長（松浦教雄） このたびの国際交流事業に関しましてはさまざまな資料で報告をさせていただいておりますので、あえておおむねという言葉を使わせてもらいますが、おおむね参加した子どもたちもよかったなという、私どももさせていただいてよかったなというその成功の域に達しておるかなというふうに私自身は感じております。ただ、隔年実施ということもございまして、台湾の校長先生はホームステイを中心に考えておられました。本町の約100倍の都市でございまして、日本でいう成田市と同レベルの国際空港を持っておる都市の中の一中学校、千五、六百名の大きな学校との交流をさせていただきましたので、子どもたちも戸惑う部分もある一面、やはり行かせてもらってよかったな。自分が行って、親がこんな後押しをしてくれたなというそういう感謝の気持ちも持ちながら21名が参加をしてくれたなと感じております。

このたびは国際交流事業ということで姉妹校提携をさせていただきました。これは町長とも話をしておるんですが、近い将来できることなら姉妹都市提携と、ただ規模が100倍という大きな都市との提携はなかなか段階、ステップが高いと思いますので、東京でいう23区的な区との姉妹都市提携も視野に入れていけたらなと。

来年度の今ごろ、7月、8月ぐらいには本町にまた、今度は提携の後、2回目、実はこの冬も来てくれるんですが、これは正式な学校との交流だけに終わります。来年7月、8月に来てくれる場合は本町も夏休み期間中ということがございますので、子どもたちにも呼びかけ、学校との連携のもとにこの受け入れ体制を構築していきたいと考えております。受け入れにはもちろん行った子どもたちの保護者を中心にホームステイの受け入れ家庭として考えていきたいんですが、全ての家庭がその形に収まるかどうかわかりませんので、広く住民

さんにも呼びかけて公募しながら、この受け入れに賛同していただける方がおられればいいかなとそんなふうに考えております。この事業がこれからも長く続いていけるように今後も努力をしまいたいと考えております。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 教育長、ありがとうございました。結構です。ありがとうございました。そうしましたら、国際交流事業についてはよく理解をさせていただきました。

これで全質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（服部公英） 以上で、10番、石丸議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、再開は2時10分といたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時10分

○議長（服部公英） 再開いたします。



◇上村哲也

○議長（服部公英） 次に、3番、上村議員の発言を許します。

上村議員。

（3番 上村哲也 登壇）

○3番（上村哲也） 3番、上村です。よろしく申し上げます。議長に発言の許可をいただきましたので、一般質問通告書に従い質問させていただきます。

質問の前に6月の一般質問のときにも防犯カメラについて言わせていただいたんですけども、そのときの話では予算的にも難しいとのことで増台はいい返事はもらえなかったんですけども、今回、交付金が多額についたため3台増台していただけることになりまして、思いが少し通じたのかなと思います、うれしく感謝いたします。ありがとうございます。

それでは、質問に入らせてもらいます。質問は1つだけなんですけれども、（1）前回同様住民の方々の安全・安心の観点から年3台の防犯カメラ設置と決まっていたんですが、やはり

その増台は望めないのでしょうか。

(2) 令和8年までに今回の3台プラスされて39台設置するとの説明が前回ありましたが、台数や設置場所等をどのように決めているのか教えてください。

(3) 防犯カメラ設置業者の選定はどのように選定をしているのか。

(4) 防犯等の観点から上牧町住民の安全・安心のまちづくりの早期実現に向けて前回質問以降、理事者側はどのような検討をしていただけたか教えてください。

再質問は質問者席にて伺います。

○議長（服部公英） 上村議員。

○3番（上村哲也） それでは1番目の、年3台、各校区ごと1台ずつ3台は今後も増台される見込みはあるのでしょうか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） まず1つ目の回答でございます。今回の第2回補正におきまして、先ほど壇上の方で言っていただきましたように内示額が多額に交付されたため防犯カメラ3台分の増額計上させていただき、可決をしていただいたところでございます。今回の補正部分と当初の計画をさせていただいた部分を含めまして、令和元年度は6台分を増設させていただきまして合計18台となる予定でございます。

○議長（服部公英） 上村議員。

○3番（上村哲也） ありがとうございます。それでは、2つ目の令和8年までに39台というのは説明がありましたが、台数と設置場所等どのように決めているのか教えてください。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 2つ目の回答でございます。前回6月議会のときにおきましては、令和8年度までに36台を設置するというふうなお話をさせていただきました。今、壇上でお話をさせていただきましたように予定では39台の予定をさせていただいておるわけですが、設置場所につきましてはきょう本日午前中の議員の質問の中に合同点検のお話がありました。そういう部分も含めまして設置場所等につきましてもPDCAサイクルじゃないんですが、そういうふうな検証も改善も見直しをしながら行っていきたいと、そういう部分の防犯カメラの推進もしていきたいというふうには考えておるところでございます。

○議長（服部公英） 上村議員。

○3番（上村哲也） とりあえず39カ所、場所は決まっているとおっしゃっていたと思うんですけども、この場合、とりあえずまず通学路メインになるのか、それとも上牧町、通学路外

でも住民の方が危険やと思うている箇所とかの設置は後回しなのか、その辺もお聞かせください。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 一応通学路と危険な箇所を含めまして9月19日、本日でございますが、安全確保の合同点検を実施させていただいております。この部分につきまして通学路と危険な箇所を含めながら検討をしていくというふうな形で運用の方をしていきたいというふうに考えております。先ほども少しお話をさせていただきましたが、検証や改善やそして見直し等も行っていきながら、その場所の選定にあつては通学路でも一番危ないところ、それとまた交差点でも危険な箇所を優先させていただきながら防犯カメラの設置を進めていきたいというふうには考えております。

○議長（服部公英） 上村議員。

○3番（上村哲也） その選定の案の中に、例えば自治会から要望をとるとかそういった実施はしていただけますか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 自治会から要望いただきました部分につきましては、その合同点検の中で確認をさせていただきながら、どの部分が危険な場所なのか、それとまた通学路においてどの部分が危険な場所なのか、そういうふうな部分も含めまして総合的に検討の方をさせていただきたいというふうには考えます。

○議長（服部公英） 上村議員。

○3番（上村哲也） 決定とかいうのは我々議員とか住民側にはお知らせいただけないものでしょうかね。場所の確定というのか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 決定をさせていただいた後には町のホームページ上に掲載をさせていただいておるところでございます。

○議長（服部公英） 上村議員。

○3番（上村哲也） わかりました。では、よろしく願います。それと、今39台、これは例えば本日の決定の結果、40台、50台要るなどかいう可能性もあるわけですか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今言っただきましたように、40台、50台というお話もございませう。ですが、先ほども言わせていただいたように、検証と改善と見直しをしながらどうい

部分が一番大事なのかという部分も含めまして、今は39台と壇上で言うていただきましたが、それよりもまた少なくなるかというのをそういうふうな総合的に検討をしていかなければならないというふうには考えておるところでございます。

○議長（服部公英） 上村議員。

○3番（上村哲也） 了解しました。勝手な意見ですけど、あればあるほど安心かなと思うんですけども。

それでは3つ目ですが、防犯カメラ設置業者の選定なんですけども、教えていただけますか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） ③のご回答でございます。この部分につきましては指名競争入札で行っております。

○議長（服部公英） 上村議員。

○3番（上村哲也） それは何社で。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 令和元年度につきましてはまだ行っておりませんが、平成30年度でお話をさせていただきますと3社で行わせていただきました。

○議長（服部公英） 上村議員。

○3番（上村哲也） 僕も個人的に単価とかも調べたんですけども、僕が調べたのは2社あるんですけど、そこやったら年3台言うてはったのがもう1台つくかなという値段なんですけども、どういう選定か。僕のとった2社ともこちらの方が安いので、どういう。この業者と、言うたら今度の入札には参加できないものですかね。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） まず、入札に参加できるかできないかという部分のご回答でございますが、その業者さんにつきましては指名願いを提出されておりますか。まず第1点が、そこが一番大きなところになってきますので、指名願いを提出していただかなければ入札には参加できないということになっております。

○議長（服部公英） 上村議員。

○3番（上村哲也） 了解しました。とりあえず調べれば値段が安いものでちょっとふやせるのかなと僕なりに思ったので、その辺は一定おいおい調べていきますので。

それでは、4つ目の防犯等の観点から上牧町住民安全・安心のまちづくり早期実現に向け

て、前回質問以降理事者側はどのような検討をさせていただけたか教えてください。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今言っていただきましたように、安全・安心なまちづくり実現に向けて、子どもたちの登下校の様子を記録し、交通事故、犯罪等の抑止力を高めることを目的として町内での通学路及び交通量が多い交差点に防犯カメラの設置を進めているところではございますが、全国的に子どもたちの登下校時には車が突っ込み巻き込まれるという事故が相次いでいますことから、交差点に防護柵の設置等もさせていただいているところでございます。また、県内の交通事故の特徴といたしましては、自転車等二輪車による死亡事故の半数以上は交差点での出会い頭事故などの報道もされております。そのような観点から、今後防犯カメラの設置につきましてはスピード感を持って進めていきたいというふうには考えております。

○議長（服部公英） 上村議員。

○3番（上村哲也） 大変よくわかりやすい説明ありがとうございます。しゃべることがなくなりました。理事者側のご丁寧なお返事により大変わかりやすく検討していただいているのも通じましたけども、住民の安全・安心の観点から今後この僕が言わせていただいている防犯カメラ設置事業に対して町長はどのような見解でおられますか。

○議長（服部公英） 町長。

○町長（今中富夫） 上村議員、今質問していただきまして、総務部長から答えをさせていただいております。そのとおりなんですけど、防犯カメラ、犯罪や事故には有効でございますし、また重要でございます。これはもう国民の皆さん方、いろんなテレビ等で報道されておりますので、その認識は十分お持ちいただいているふうに思います。そういうことからいきますと、しっかりと必要な場所にはつけていくというのはもう当然の話でございます。ただ、今まで我々、計画を立てながら、中長期財政計画でございますとかそういう中に盛り込んで今まで事業執行をしてきております。ただ、スピード感を持ってやれという上村議員の今の力強い質問もございますので、今年度は当初3台であったものが6台ということでございますので、必要性は十分私もわかっておりますので来年度からもう少しスピード感を持って、3台と言わずにできるだけ予算の許す中でつけられるように努力もいたしますし、また指示もいたしたいというふうに思います。

それと、先ほど上村議員、あればあるほどというようなお話でございましたが、1つ、やっぱり注意しなくてはいけないのはどこにつけてもいいということではございませんので、

やっぱり個人のプライバシーがございます。当然皆必要な、例えば交差点は必要だと、事故があると。例えば、暗いところに子どもがさらわれるおそれがあるようなところ、これは当然住民さんも理解していただけるわけがございますが、例えば、防犯カメラがあるそう重要でないところというような認識があったとして、そこにお住まいの方がたくさんおられるわけがございますので、そういうところに自分のやっていることであるとかいろんなものが映り込んでいくと、こういうことになりますとやっぱりプライバシーの侵害というようなことも発生するのではないのかなというふうにも考えたりいたしますので、その辺も十分配慮しながらおっしゃるようにスピード感を持って進めていきたいというふうに思います。

○3番(上村哲也) ありがとうございます。そう言っていただければ言ったかいがあります。

僕の質問はこれで終了させていただきます。ありがとうございます。

○議長(服部公英) 以上で、3番、上村議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、再開は2時40分といたします。

休憩 午後 2時26分

再開 午後 2時40分

○議長(服部公英) 再開いたします。



◇康村昌史

○議長(服部公英) 次に、8番、康村昌史議員の発言を許します。

康村議員。

(8番 康村昌史 登壇)

○8番(康村昌史) 8番、自由民主党、康村昌史でございます。議長の許可を得ましたので一般質問を行わせていただきます。一般質問通告書に従って一般質問を行います。質問事項の2番目の教育についてはさきの議員と重なるため、ここでは割愛させていただきます。

そこで、私の質問事項は障害者福祉についての1点となります。

質問の要旨、1、ヘルプマークについて。去年の9月議会で長岡前議員がヘルプマークの

周知について質問されましたが、その後の町当局の対応を教えてくださいたいと思います。

2番目、マゼンタ・スターについてです。マゼンタ・スターの普及についての町当局の対応を教えてくださいたいと思います。

最後になりますが、手話言語についてです。上牧町での手話言語の普及について教えてくださいたいと思います。

ここでこの私の障害者福祉の質問に関しまして、障害者基本法第1条の目的が非常に重要ですので、ここで読み上げさせていただきます。

「障害者基本法第1条、目的。この法律は、全ての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする」となっております。

それでは、再質問につきましては質問者席で行わせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（服部公英） 康村議員。

○8番（康村昌史） まず、このヘルプマークなんですけれども、去年の9月議会で長岡議員が質問されたんですけれども、まずヘルプマークとは何かを再度ここで話ししておきます。これは奈良県のパンフレットなんですけれども、配慮を必要としている方のためのヘルプマークの普及に取り組んでいますと。義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など援助や配慮を必要としていることが外見からわからない方がいます。そうした方々が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで援助が得やすくなるようヘルプマークを作成し、普及に取り組んでいますと。

その内容なんですけれども、電車、バスの中で席をお譲りください。外見では健康に見えても疲れやすかったり、つり革につかまり続けるなどの同じ姿勢を保つことが困難な方がいます。また、外見からはわからないため優先席に座っていると不審な目で見られ、ストレスを受けることがあります。2つ目に駅や商業施設などで声をかけるなどの配慮をお願いします。交通機関の事故など突発的な出来事に対して臨機応変に対応することが困難な方や立ち

上がる、歩く、階段の昇降などの動作が困難な方がいます。最後に災害時は安全に避難するための支援をお願いします。視覚障害のある方や聴覚障害のある方などの状況把握が難しい方、肢体不自由児・者などの自力での迅速な避難が困難な方がいますと。最後にヘルプマークはお住まいの市町村の障害福祉担当課において配付していますと。こういったパンフレットがございます。

そこで質問ですけれども、以前長岡議員が質問されたことについて、いろいろと質問していきたいと思います。

まず1点目です。上牧町は平成25年8月、県のまほろばあいサポート運動を推進し、障害者の手助けとなるサポーター育成に力を入れていると思われるとの質問に対して、部長の答弁は、上牧町はあいサポート企業の団体認定を受けている。そして平成30年度に町職員全員を対象にサポーター研修を受けさせる計画であるという答弁でしたが、その後どうなりましたでしょうか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 今のご質問のまず、あいサポートからお答えさせていただきたいと思います。平成30年度の上牧町は企業としてさせていただいて、それと上牧町全職員、人数で111名がこの受講を受けて、私もここにあるようにあいサポートバッジ、これが修了したという証明になります。これを講習を受けさせていただいて障害をお持ちの方の合理的配慮等々を勉強させていただいて、そこの知識は入れさせていただいているかというふうに思います。

○議長（服部公英） 康村議員。

○8番（康村昌史） 今ちょっと聞き漏らしたんですが、何人の方ですか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 111名の職員が受けさせていただいております。

○議長（服部公英） 康村議員。

○8番（康村昌史） ということは111名ですね。部長の答弁では町職員全員を対象にしたいとおっしゃっていましたが、約半数なんですけれども、この後、皆さんが受けるのでしょうか。いかがですか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） どうしても日程というのは出先の方であったりとか、いろんな業務で抜けられなかった方がこの部分から引かれている部分があると思います。ただ、その

方々にも日程の調整さえつければまた政策の方とも相談させていただいて講習を受けさせていただき、それはまた今後課題として取り上げていきたいというふうには思っております。

○議長（服部公英） 康村議員。

○8番（康村昌史） よくわかりました。それでは、2点目の質問です。障害者の手助けとなるヘルプマークは非常に重要との部長の答弁がありました。上牧町独自のヘルプカードはないが、希望者にはヘルプマークとカードの申し込み申請があれば手渡している。その当時、配付枚数は34枚でしたが、現在はどのような枚数になっているのでしょうか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） まず配付枚数としましては、まず平成29年度、ここの部分については先ほどと同じになって、かぶってくるかもしれませんが14件、それと平成30年度では23件、今現在、今年度、令和元年度9月1日現在でございます。これで21件。今トータルで発行させていただいているのが58件。それと以前、長岡全議員がおっしゃっておられたヘルプマークというのとヘルプカードというのがございます。これはまた県の方にも依頼をしまして、今年度にヘルプカードをつくりました。それで今、福祉課の方でカードも配付させていただく予定となっております。

○議長（服部公英） 康村議員。

○8番（康村昌史） そのカードというのは上牧町独自のカードを配付するということですか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） いえ、これは私どもの町単独ではどうしても上牧町でしかわからないというふうな部分がございます。これが王寺の方へ行かれたら王寺で乗られた方、王寺の方が上牧町独自の物であればわからないというのが、これは意味をなさないと思うんです。ヘルプカードというのはこういう方がつけて、こういう方のときにはこういう支援をするというカードでありますので、これは県にまず統一していただかなければならないと思います。だから要望をしまして県の方でこういうカード、これが見本でございますが、これ、折りたたみられて簡単に入れられると。ヘルプカードで出したら、やっぱり出してしまって、ちょっと大きいかさばる部分もありますので、こういうカード、ここにいろいろな名前とか書かせていただくこのカードを要望させていただいて、県がことしつくっていただいた。それで私どもの方もこれを受けて、また携帯にも便利ですので、これでしたらお財布の中とかいろんなポケットにも入るか、そういうふうな利便性の部分もあって、もし頼むのであれば両方持っていただいたら目に見える部分と目に見えなかった部分はこういうのをさせていた

だとか、そういう部分で今年度こういうものをつくらせていただいたとそういう形でございます。

○議長（服部公英） 康村議員。

○8番（康村昌史） よくわかりました。その当時、長岡議員は上牧町独自のヘルプカードをつくってはどうかという、その弊害がよくわかりましたので、この質問はこれで結構でございます。

それでは3点目なんですけれども、その当時サポーターの人数は一、二名だと、福祉課の職員で賄っていたが活動実績はないとの答弁でありましたが、その後どうなっているのでしょうか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 今おっしゃっていただいているのは講演をする者という形で町の方には1名。現在もまだ1名のみ、そのまま増員はなっておりません。

○8番（康村昌史） もう1回説明。

○住民福祉部長（濱田 寛） 要するに、こういう講習を受けてこういうサポーターになる方、私どもはこういう講習を受けたらサポーターにはなります。ただ、この講習を受ける前の講習をされる方、これが、その指導員のようなのが1名というふうなお答えをさせていただいているんですけど、うちの方の職員にもまだまだ福祉の担当の部分が1名だけ、増員はまだ現在はなっていないという状況でございます。

○議長（服部公英） 康村議員。

○8番（康村昌史） よくわかりました。それでは4点目なんですけれども、このヘルプマークの推進についてです。その当時、部長は、広く住民に知ってもらわないといけないと。それとヘルプマークの悪用がされないよう、この2点を特に注意して奈良県全域で啓発活動を進めていきたいとの答弁がありましたが、これについて見解をお願いいたします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 一番大事な部分でございます。その内容等々をわかっていたかかないと、以前、長岡前議員の方にもお答えをさせていただきました。何かしらにお答えさせていただくと、悪い事例でございますが、体に全く不自由のない方が持たれて、障害を持っているんやというふうなことであったということ。その部分につきましては、上牧町といたしましてはその後、ヘルプマークの周知でございますが、本庁舎、2000年会館、中央公民館、文化センター、片岡台出張所、及びアピタささゆりルーム前と随時掲示させていただ

たりとか、それとあとは当然図書館では、昨年12月の障害者週間以降チラシを常時常備させていただいている。私どもの方も団体さん、要するに民生児童委員の方々にも講習を受けていただいたりとか、今後はまたおっしゃっていただいているようにいろんな形で県がやっていただいている形のヘルプマークのリーフレットというのがございます。これについてもまた数をいただいて、これを小学校とかお願いに上がるかもしれませんが、ご協力を願って、小学校の子どもさんとかにそのリーフレットを渡させて、いろんな部分で多方面に考えていきたいなというふうには考えております。

○議長（服部公英） 康村議員。

○8番（康村昌史） よくわかりました。それでは5点目、障害者の方へのヘルプマークの啓発活動も必要であるという答弁がありました。個人の意思もあり配付方法等を見直すと。それはどのようになったのでしょうか。お答えください。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） その部分につきましては、やはり個人、受ける方というんですか、その助けを必要とされる方が一番重要、これ、手を差し伸べる方にも重要だと思います。ただ、その部分についてもまだ周知の方を、個人さんの方にももっともっと周知を重ねていかなければならない。その方法ではどういう形をとればいいのか。以前、長岡前議員の方がおっしゃったように全部を郵送で送ってはどうかという形もありました。ただ、それを全部郵送で送ってもその理解をいただいておらなければ、こら何のカードやというふうなところもありますので、その辺も十分に検討していき、今後はそういう方々にどのようにしていけばもっと周知ができるのか。もっと考えて検討させていただいて方向を定めて、そういう部分で周知をしていきたいというふうには考えております。

○議長（服部公英） 康村議員。

○8番（康村昌史） ということはこの点に関してはまだ検討中というふうに理解いたしました。

それでは最後なんですけれども、長岡議員がヘルプマークを片岡台出張所等の公の場所でもらえるように検討してはどうかという意見がございましたが、これについてお答え願います。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 先ほどの周知の部分というのは片岡台出張所とかでも置かせていただいているということ、今後、言うように片岡台出張所にも置かせていただいている

ですが、それがそのパンフレットを読んでいただいで十分ご理解いただけ、ただお渡しだけでご理解いただけるのであればそれは可能かと思ひます。ただ、この部分についてはやっばりお渡しする際に関しては十分内容を理解していただいで、ご説明できる職員とかがいない限りは、逆に何もかんも渡してしまふと、悪用と言うたら失礼ですが、その可能性もありまふので、その辺は今後、私も出張所の方の職員にも1回こういう説明をさせていただいで、置けるものでしたら、また今後は検討させていただきたいというふうには思っております。

○議長（服部公英） 康村議員。

○8番（康村昌史） よくわかりました。この点に関しては今も検討中ということで理解しました。それでは、この質問、ヘルプマークについてはこれで終わらせていただきます。

次に、2点目のマゼンタ・スターについてです。恥ずかしい話なんですけれども、私もこのマゼンタ・スター、初めて聞いた言葉なんですけれども、本当に勉強不足だなということで、もういろいろと調べさせてもらいましたが、まず、このマゼンタ・スターとは何かということをお話しさせていただきます。

マゼンタ・スターとは東京大学の学生が中心となって立ち上げたエンパワープロジェクトで、このマゼンタ・スターを身につけることで自分が協力したい気持ちがあることを声を出さずに伝えられるというものです。また、エンパワープロジェクトとは誰かの力になりたいけれど声をかけにくい。支援してほしいけれど頼みにくい。こんな経験が誰でもあるのではないのでしょうか。せつかく優しい気持ちを持っているのにそれが行動に直結しない。それはとてももったいないことだと私たちは考えました。この課題に取り組むために協力したい気持ちをあらわすマゼンタ・スターのバッジが生まれました。マゼンタ・スターを身につけることで自分が協力したい気持ちがあることを声に出すより簡単に伝えることができます。このちょっとした一押しで、困ったとき、協力してくれる人を見つけやすく、誰もが誰かのためになれる世界を実現していきたいと思っております。また、マゼンタ・スターとは支援が必要な人が使うものではなく、協力したい人がマークを着用する逆転の発想が話題を呼び、アメリカ・ニューヨークの国連本部でも取り組みを発表しています。

以上から、マゼンタ・スターとヘルプマークは表裏一体のものと私は考えています。手助けを求めている方と手助けをしたい方を言葉を使わずに表現する方法だと思ひます。そこで上牧町のマゼンタ・スターへの取り組みをお伺ひいたします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） マゼンタ・スターのご説明ありがとうございます。先ほど議員

のおっしゃいましたヘルプマークというのは補助が必要な方、受け手になる方と思います。今度はマゼンタ・スターというのは手を差し伸べられる、もう相互の関係だと思っています。マゼンタ・スターは配慮や援助を必要としている方に対して周りの方が協力しようという意思表示をするためのシンボルマーク、これ、丸いマゼンタの形というか、ピンク色の中に星が入ったような形のものを東大生の方々がマゼンタ・スターの部分とバッジとしてつくられたというふうに思っております。これは東京大学の学生の方たちが考案し、世界中にそのマークを周知する運動をさせているものとこれは認識させていただいております。

現在奈良県下におきましてマゼンタ・スターに関する取り組みははっきり言ってございません。広く障害についての理解を深めてもらうために、先ほど出てきたあいサポート運動、これもまたマゼンタ・スターに同じような形だと思っています。これを、あいサポート運動を推進されているのが今現状でございます。この運動は平成21年度に鳥取県でスタートしてから全国に広がりを見せ、地域や学校、職場、職員などの研修において実施され、先ほども申しした私が受けさせてもらったあいサポート研修、その奈良県のあいサポーター研修では障害の特性や合理的配慮、手話言語について学び、この研修を受講された方はあいサポーターとなるというふうな説明をさせていただきました。

私どもマゼンタ・スター、あいサポーターとかいろんな、これ、ごっちゃになってもまた。どちらも支援するのは同じ方向でありますし、でき得るものであれば奈良県下を挙げてやっているあいサポート、こちらの方にウエートを置いて、手助けされる方自身も受けられる方もいろいろ種類があり過ぎると、またこれ、混乱してわかりにくいところも出てくるのじゃないのかな。あくまで今現在におきましてはマゼンタ・スターという部分についてはまだそんなに知名度は多分そんなにないと思います。だから私どもとしては、であるならばあいサポート運動で同じような行為をさせていただく。この目印、バッジも、大きい小さいはあるかもしれませんが、同じであると考えた上でそちらの方を推進してまいりたいと思っております。ただ、またマゼンタ・スターにもご理解というふうに、そういうふうなことをとっていきたい、そういうふうに考えております。

○議長（服部公英） 康村議員。

○8番（康村昌史） このあいサポート運動なんですけれども、これは奈良県だけですね。じゃないですか。そこを教えてください。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） これは平成21年に鳥取県でスタートした運動でございます。こ

れはもう全国に波及をしております。今ちょっとだけお待ち願ったら、ちょっとお答えさせてもらって長くなるかもしれませんが。これが今、全国のあいサポート運動実施状況というのがございます。まず平成21年には鳥取県、22年では島根県、23年、広島、長崎、それと平成25年には奈良県、それと以下いろんな、山口県、岡山、和歌山、北海道、これ日本全国でございます。この日本全国で実施されて、今現在31年3月末現在であいサポーターとなる方が45万5,874名おいでになります。それと先ほどの講師とかされる方のあいサポートメッセンジャー、これで全国で3,724名おられます。それとあいサポート企業、団体が全国で今、3月末現在で1,905団体。この方が今、全国であいサポート運動の実施状況という形でございます。

○議長（服部公英） 康村議員。

○8番（康村昌史） よくわかりました。それではこの質問はこれで終わらせていただきます。

それでは、最後の手話言語についてです。まず、ここで手話とは何かをお話ししたいと思います。手話とは物の名称、抽象的な概念等を手や指の動き、表情等を使用して視覚的に表現する言語であり、両者が情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図るために必要な言語として使用されているものである。また、鳥取県の平井知事がアメリカでの仕事の経験があり、大学で手話の勉強をした方ですが、手話は英語でサインランゲージといますので、ランゲージという言葉がありますので手話と訳すのはおかしいということで、平井知事が手話言語と訳されたそうです。その後、平井知事のお世話もあって、地元の聾啞団体と話し合いを重ねて全国初の手話言語条例を制定したと聞いています。また、全日本聾啞連盟が手話言語法の制定を求めています。その理由は聾者の一層の自立と社会参加のため手話が言語として認められ、聾者が日常生活において安心して手話を用いることができる環境をつくるために手話言語法の制定を求めています。

また、全日本聾啞連盟が手話言語法の制定を求めていますその理由は、手話言語法の制定の効果として手話が言語であることが認められることにより、次のような社会の実現が図られます。1、手話の教育環境が整備され、聾児やその保護者が手話に関する正しい情報を得るとともに、手話を習得することなどができる社会の実現が図られる。2つ目に、聾者が日常生活や職場などで自由に手話を使ったコミュニケーションをとることができる社会の実現が図られると。さらに2020年の東京五輪、パラリンピック開催を前に手話が言語と認められれば、どこでも手話が使え環境整備が国の責務で進められるためと思われれます。そこで、手話言語について町当局の見解をお願いいたします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） まず、今、手話言語についてですが、これ、言語の普及、どういう形、言語に対してのことでお答えさせていただく。先ほどおっしゃいましたように、手話言語に当たってはいろんな形で、町にでも3つのサークルとかございます。そこでもいろんな手話言語をされております。もう1つでございますが、この言語、先ほど、ここに質問になるのかなと思うんですが、今現在障害の方のサービスといたしましては、障害の支援、コミュニケーション支援事業ですか、そちらの方でさせていただいて、普及という形では一応もうすぐ出てくるかと思うんですが、障害の冊子のようなものが今、作成させていただいております。この中にも触れさせていただいて、周知とかは図っていくというふうには考えております。

○議長（服部公英） 康村議員。

○8番（康村昌史） 上牧町には障害者地域生活支援事業実施要綱というのがあるのはわかっております。私がここでお願いしたいのは、まず奈良県が平成29年4月1日に手話言語条例を施行しました。この近辺では大和郡山市が平成27年4月1日、広陵町が平成31年4月1日、そのほかにも天理市、橿原市、桜井市、奈良市、大和高田市、五條市というところがこの手話言語条例をもう施行されていますと。この近辺で大和郡山市の手話に関する基本条例、これがうまくまとめているなどと思って、今読ませていただきます。一部分だけですけども、前段部分です。

「障害者の権利に関する条約や障害者基本法において。言語として位置付けられた手話を市民が使いやすい環境にしていくことは、市の責務であり、その取組を進めていくことが必要です」と。「ここに、手話が言語であるとの認識に基づき、市民が手話の理解の広がりを実感できる大和郡山市を目指し、この条例を制定するものです」。こうあります。

そこで、もうずばり伺いたいします。上牧町でこの手話言語条例を制定する考えはございますか。いかがですか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） まず1点、先にお断りさせていただきます。今、奈良県を含む近隣の7市1町で手話言語条例が策定されております。一応一通り私も読ませていただきました。手話の何がどういうふうにかかれておられるのかなというか、1つの町の部分を読ませていただきますと、要するに手話に対する理解及び手話の普及。もうほとんど普及に関すること、それに対して理解の普及というふうなことが書かれておられるのかなというふうな理解をさせていただきました。今現在ちょっといろんな方、手話の方にサークルとかにいる

いろ顔を出されている方にお会いして、いろいろ最近もお話を聞かせていただきました。また、この手話言語条例を制定するにおきましても、一番重要となるのは地域の障害者や手話関係者の意見を十分に反映したものでないと意味を持たないのではないかと。ただ単に周知をさせていただく。同じようにどこの市町村の丸写しのようなものをつくらせていただく。それはつくるのは安易なことなのかもしれないが、その方もおっしゃっていたのが「実のないものつくってもらっても困ります」と。だから十分に意見を取り入れてもらって、十分に意見を聞いていただいて、そこから考えていただいてつくっていただくんでしたらつくっていただくというふうなことを進めていただきたい。

だから私どもで考えて、私どもの方も担当の職員の方にサークルとかいろんな会合がありましたらそこへちょっと入らせていただきたいと、その方に声をかけさせていただいています。十分にその方々の声を聞かせていただいて、何が必要なのか。ただ単に啓発をさせていただいて周知をさせていただくことが基本となるものなのか。その辺も中へ入らせて、いろんな情報を吸い上げてさせていただいて、それでもこれはそうしたらそういう形のものが必要である、こういう部分の分を入れなければならない、そういうふうなものを勘案させてもらって、今後はその方向でつくらなければならないものであれば考えていくとしますが、まず先に当事者が必要なものは何か、それをこちらの方からいろんなことを、事情を聞かせていただいて、そこから考えさせていただきたいというのが私の本音でございます。

○議長（服部公英） 康村議員。

○8番（康村昌史） 初めのころにお話ししましたように、鳥取県の平井知事、この方がつまり地元の聾啞団体と話し合いを重ねて手話言語条例を作成したとこのように聞いておりますので、部長のおっしゃるように十分会話を重ねて、この手話言語条例の制定に向けて、本当に実のある手話言語条例を制定していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 条例につきましては、現段階においてはまだ制定する制定しないというお答えはちょっと控えさせていただきます。まず先ほど申しましたように、十分に理解をさせていただいて、十分に聞かせていただいて、その中から判断させていただきたい。だから、今現状何年後につくるとか、方向性で進めていかせていただくとかいうふうなものの発言はちょっと控えさせていただきたい。ただ内情等をはっきり聞かせていただいて、何が必要なのか、そこを十分先に捉えてさせていただきたいというように考えております。

○議長（服部公英） 康村議員。

○8番（康村昌史） 最後に、この手話の団体等と月に1回とかそういった接点を持つ、その辺の説明をお願いいたします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 上牧町にはサークルと言われる部分、上牧町の手話サークルですか、3つの団体さんがこれはおられます。だから、そこではまず毎週火曜日とかいろんな日時でされておられますので、そこに打診をさせていただいて、パイプの方もおられると思うんですが、その方にも打診させていただいて、職員とかがその中に入れさせていただいていろんなことを意見聴取させていただきたいというふうには考えております。

○議長（服部公英） 康村議員。

○8番（康村昌史） よくわかりました。それでは、私の質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（服部公英） 以上で、8番、康村議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○議長（服部公英） 本日はこれで散会いたします。

どうも皆様、ご苦労さまでした。

散会 午後 3時15分

令和元年第3回（9月）上牧町議会定例会会議録

議事日程（第3号）

令和元年9月20日（金）午前10時開議

第 1 一般質問について

2番 東 初子

7番 富木 つや子

5番 竹之内 剛

4番 木内 利雄

11番 東 充洋

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	牧 浦 秀 俊	2番	東 初 子
3番	上 村 哲 也	4番	木 内 利 雄
5番	竹之内 剛	6番	吉 中 隆 昭
7番	富 木 つや子	8番	康 村 昌 史
9番	遠 山 健太郎	10番	石 丸 典 子
11番	東 充 洋	12番	服 部 公 英

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	今 中 富 夫	副 町 長	西 山 義 憲
教 育 長	松 浦 教 雄	総 務 部 長	阪 本 正 人
総 務 部 理 事	中 川 恵 友	都 市 環 境 部 長	杉 浦 俊 行
住 民 福 祉 部 長	濱 田 寛	水 道 部 長	中 村 真
教 育 部 長	塩 野 哲 也	総 務 課 長	山 下 純 司
税 務 課 長	松 井 良 明	ま ち づ くり 創 生 課 長	松 井 直 彦
福 祉 課 長	青 山 雅 則	生 き 活 き 対 策 課 長	林 栄 子
住 民 課 長	岸 田 孝	教 育 総 務 課 長	丸 橋 秀 行
社 会 教 育 課 長	森 本 朋 人		

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	山 本 敏 光	書 記	山 口 里 美
書 記	高 木 寛 行		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（服部公英） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

◎議事日程の報告

○議長（服部公英） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。

————— ◇ —————

◎一般質問

○議長（服部公英） 日程第1、一般質問について。

一般質問の持ち時間は、理事者側の答弁を含め1人1時間以内です。質問者はその点、十分心得て質問し、理事者側は的確かつ簡潔に答弁をお願いいたします。

————— ◇ —————

◇東 初子

○議長（服部公英） それでは、2番、東議員の発言を許します。

東議員。

（2番 東 初子 登壇）

○2番（東 初子） 2番、公明党、東初子でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づき一般質問に入らせていただきます。

ことしも豪雨や台風などによる被害が相次いでおります。現在も千葉県において、台風15号の甚大な被害を受けた被災者が、2週間近くたって、いまだに停電、断水、電波障害等が続いているという大変なご苦勞をされておられます。衷心よりお見舞い申し上げます。この

ような災害はいつどこで起きても不思議ではありません。我が上牧町においても同様です。そこで、質問事項の1番目に、防災士の現状についてお伺いします。

防災の基本は行政による公助、地域住民らで助け合う共助、そして、一人一人がみずからの身を守る自助が重要となります。1995年の阪神・淡路大震災の折、行政による公助の限界が浮き彫りになり、そのことを教訓に自分たちの身は自分たちで守るという自助と共助の意識が高まり、2003年防災士が誕生したという経緯があります。2011年の東日本大震災を契機に関心が高まり、年間1万人以上が取得するようになっております。去年は過去最多、2万3,275人が取得され、ことし8月末現在、17万7,000人を超えました。決算特別委員会の質問と重複する部分もあると思いますが、本町における防災士の現状についてお伺いいたします。

1、本町の防災士資格取得者について。2、資格取得された方々の活動状況について。

質問事項の2つ目、歩道整備についてお伺いします。町内至るところの歩道の整備が必要となっていると思いますが、今回は桜ヶ丘地域の歩道の整備とれんが通りの安全対策についてお伺いします。

1、れんが通りの滑りどめの対策について。2、歩道の舗装の計画についてお伺いします。

質問事項の3番目に、芝桜の植栽についてお伺いします。芝桜植栽工事の計画を伺いました。住民の皆さんとともに芝桜の植栽を行ってはどうかと考えております。本町の計画をお聞かせください。

再質問につきましては質問者席にて行わせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（服部公英） 東議員。

○2番（東 初子） 1番目に、本町の防災士の資格取得者について教えてください。男女別と年代別の人数も含め、お願いたします。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） まず、第1点目の防災士の資格取得者についてご報告させていただきます。令和元年8月31日現在、資格を取得されておられる方は、合計で111名です。その内訳といたしまして、男性88名、女性23名の方が資格を持っておられます。

それと、年代別でございますが、20代で11人、うち女性2人、30代で21人、うち女性4人、40代で17人、うち女性6人、50代で20人、うち女性5人、60代で18人、うち女性5人、70代では18人でうち女性1人、それと80代で6人、合計111名の方が防災士の資格を持っておられる状況でございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○2番（東 初子） 防災士の資格を取得されている方の若い方の比率は、この状況を見ますと多いというふうに思われますでしょうか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今のご質問でございますが、比率的には若い方はなかなかこの資格の部分につきまして、現状は少ないのかなというふうな認識を持っております。

それと、こういう若者世代の防災士の資格取得について、いろいろと方法論といいますが、1つの部分に対しましては、愛媛県では大学を通じて取得する啓発等もされております。そういう部分につきましては、大学等がある部分で、そういう啓発も可能かなというふうには考えておるわけでございますが、上牧町の場合としましては、大学等もございませんので、なかなかそういう啓発につきましては、現状としては難しいのかなというふうには考えておるところでございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○2番（東 初子） そうですね。やっぱり大学が上牧町にはございませんので、大学生対象はなかなか難しいと思いますが、地域におられる大学生、また高校生とかもおられますので、そういう若い方が力になっていただけるために、防災士の資格を勉強していただいて取っていただくということは、非常に意義のあることではないかと思えます。若い人はやっぱり活動量とか活動力がありますので、年齢を重ねている人よりもすごく動いていただけるのではないかなと思ひまして、そういうふうにご考えております。また、女性の資格取得の方も、なかなか全体のパーセンテージからするとあれですね。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 先ほど、東日本大震災が起きたときには、2011年当時でございますが、4万4,000人だった防災士の方が現在は17万7,000人だったと壇上でお話をされておりました。その内訳としまして、2011年度当時は、女性の比率で申し上げますと9%だったのが、現在は16%に伸びているというふうな状況もございまして、本町の場合におきましては、防災士の比率を見ましたら、20.7%というふうな割合の状況でございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○2番（東 初子） やはり女性の防災士、防災に関して勉強されるということは、女性目線の細やかな防災に対する対応ができるのではないかと思います。子育てだとかいろんな面で配慮が行き届くのではないかと思いますので、女性の方の防災士資格取得を啓発していただけたらと思いますが、その辺、若い女性の方の啓発の状況をお願いいたします。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今の防災士の方の女性の視点云々というふうなお話もございます。

まず1点目につきましては、上牧町の方で今年度4月のはじめに防災のガイドブックを各家庭に配布させていただきました。その中でも、女性の視点に立った男女共同参画にはなってくるわけなのですが、そういう視点になった部分も、そのガイドブックの中に掲載させていただいている状況でございます。

今ご質問の防災士の啓発につきましては、町といたしましては、町の広報かんまき、それと町のホームページ、また自治会を通じてお願いしておるわけでございますが、実際のところ、なかなか女性の方の資格を取っていただくというのは、今のところ少ないのかなというふうな現状ではあります。今後に向けてはそういうふうな分析もさせていただきながら、どういうふうな形で進めていけばいいのかという部分も視野に入れながら、検討、研究の方をさせていただきたいというふうには考えております。

○議長（服部公英） 東議員。

○2番（東 初子） 4月にガイドブック、女性の視点を盛り込まれたということで、お配りいただいてまして、また、広報、ホームページ等でお知らせしていただいているということで、ありがたいと思います。

1つの例なんです。徳島県の例がありまして、徳島県では、高校生に防災士の資格を取っていただくという活動をされております。防災に意欲がある高校生への防災士資格取得費用を助成し、高校在学中に取得した生徒は514人、18年度末現在です。地域の避難訓練に参加したり、小学校での防災教育の出前講座を実施するなど、地域の実情に応じた活動を展開しています。高校卒業後に社会人として消防団に入団する人もおられるということです。県の教育委員会の担当の方は、防災士の資格を持った高校生が、5年後、10年後に地域防災の中核となってもらいたいというふうに話されています。高校生といえば本当に18歳にもなるのかという方々です。そういう意味で、そういう方が取られていくと、本当に今ここに書かれているように、消防団という方向にも頑張ってもらいたいという事例もございますので、そのように考えていただければというふうに思っております。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） やはり、先ほどから、若い方の力は必要だという部分につきましては、徳島県の高校生の514人と大学生も交えて出前講座等々されておるというふうな状況でございます。こういう部分も大事なところではございますが、上牧町におきましては、一例と

言ったら変になるかもわからないですが、毎年サバイバルキャンプというのをやっていただいております。その中で、まだ小学生の子どもさんではありますが、その子どもたちが大きくなって、防災、それと減災に対しまして、そこでどういうふうな形で防災力を高めていくのかと、小学生なりの考えを持ちながら、今現在はそういうふうな形でサバイバルキャンプ等も毎年やっていただいている状況でございます。高校生も大事でございます、それと、また大学生も大事でございますが、今、防災士の資格を持っておられる方を通じまして、そういう部分も含みまして、情報共有をしながら進めていきたいと考えております。

○議長（服部公英） 東議員。

○2番（東 初子） よくわかりました。小学生のときからずっとサバイバルキャンプを体験されてということで、その方たちが大きくなっていくと、またそういうふうな方向に行くのではないかと思います。本当にいい活動をされていると思います。

では、2番目に、その資格を習得された方々の活動状況について教えてください。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 活動状況でございます。実際のところ、上牧町におきましては、なかなか活動できていないという状況でございます。全国的に見ましても、防災士の方は取得するためのプロセスは確立しておるんですが、その後のフォローができていないというのが現状ではないのかなと考えております。

まず1点、上牧町では、上牧町の総合防災訓練をさせていただいております。昨年度から防災士の方に案内等を出させていただきながら進めておるような状況でございます。その防災訓練の中で初期消火訓練のお手伝い等もさせていただいているような状況でございます。今年度におきましても、防災士の方も同じような形で協力してもらいながら進めていこうというふうには考えているところでございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○2番（東 初子） わかりました。今お話しされたことと重なるかもしれませんが、防災士に期待される役割を教えてくださいたいと思います。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 防災士の役割でございますが、一般論でございますが、社会全体の経済的な防災力の向上をお手伝いしてもらおうというのが1点でございます。

もう1点につきましては、平常時には、日ごろから地域の職場や防災活動に取り組むボランティアになってくるわけなのですが、そういう部分も含めまして、防災の活動を行ってい

ただくと。それと、災害時には公的支援が到着するまでの間、時間がございますので、被害の拡大を軽減するため、そういうふうな活動を担っていただくというところでございます。

それと、もう1点につきましては、今、地区におきまして防災士の方の人数のばらつきがございます。そういう部分もございますが、防災士の資格を持っておられる方につきましては、その地区で防災計画の策定や避難訓練の企画運営などの地区のニーズに合った活動に取り組んでいただくような環境も整えていただきながら、資格を持っておられる方のノウハウを発揮していただきたいというふうには考えているところでございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○2番（東 初子） 今お話しいただいた地区でニーズに合った活動は、非常に大事なというふうに思います。ニーズにばらつきがあるということですが、なるべく多くの方に地区で平均的に防災士になっていただいて、そういう活動をしていただけたらというふうに思います。

防災士の活動というのは、今おっしゃっていただきましたように、ボランティアの部分で被災に遭った場合に、初期消火とか避難誘導、避難所開設などの発災直後の対応をリーダー的にやっていただくということですが、まず一番に防災のところで大事なことは、やっぱり防災、減災に関する知識とか技能を生かして、まずは自分と自分の家族の身を守り、また地域の人の身を守ることが大事かというふうに思います。資格取得後の知識の向上とか、防災士同士の交流、先ほどの地域でということもございましたが、それも大切なことではないでしょうか。

では、本町の自主防災組織の現状を教えてください。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 自主防災組織の現状につきましては、24自治会がございまして、23の自治会が自主防災組織を結成されている状況でございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○2番（東 初子） 24自治会のうち23自治会ということで、国の結成率の全国平均が80%を超えているところですので、今計算できませんけれども、国と平均的にしますと合っているようなものではないでしょうか。80%を超えているのではないかと思います。やっぱり上牧町としての取り組みはすばらしいのではないかとというふうに思います。その中で、本町の自主防災組織の中に防災士は何名おられますでしょうか。

○議長（服部公英） 総務部長。

- 総務部長（阪本正人） 各地区の防災士の数ですか。24自治会あるので、その中に防災士の数がまんべんなくと言ったら変ですけど、先ほど少しお話しさせていただきましたが、人数的にはばらつきもあるんですが、自治会ごとに報告させていただいたらいいんですか。
- 議長（服部公英） 東議員。
- 2番（東 初子） 自主防災組織の各地区の中には必ずいるという、23ということは、1自治会にはないということでしょうか。
- 議長（服部公英） 総務部長。
- 総務部長（阪本正人） 先ほどの自主防災組織のお話の中で、24自治会のうち23の自主防災組織があるとご報告させていただきました。24の自治会の1団体できていない自主防災組織の中におかれましても、防災士を取得されておられる方がおられます。ですから、24自治会、全部防災士の方がおられるという状況でございます。
- 議長（服部公英） 東議員。
- 2番（東 初子） わかりました。全ての自治会に防災士がおられるということで理解しました。では、防災士資格取得にかかる費用と本町の助成金額を教えてください。
- 議長（服部公英） 総務部長。
- 総務部長（阪本正人） 防災士の助成金額でございますが、1人約1万2,000円でございます。
- 議長（服部公英） 東議員。
- 2番（東 初子） 防災士資格取得にかかる費用は、全体の費用というのは。
- 議長（服部公英） 総務部長。
- 総務部長（阪本正人） 個人さんには、この部分を1万2,000円助成させていただくわけですが、この費用の中には、防災士の本代と資格取得試験の受験料と認証登録申請料と郵便切手代及び払込手数料が1万2,000円の中に含んでおる状況でございます。
- 議長（服部公英） 東議員。
- 2番（東 初子） わかりました。あと、防災士の認定をいただくという最終的なところになりましたら、資格認証登録料というのがありまして、認定をもらうためには登録料を支払わないといけないということで、合計6万円程度かかると私は認識しておりますが。
- 議長（服部公英） 総務部長。
- 総務部長（阪本正人） この1万2,000円の中に認証登録料も入っておりますので、6万円と言われているのは少しわからない部分があるんですが。
- 議長（服部公英） 東議員。

○2番（東 初子） 最終的に資格認証登録料を含めて約6万円かかるんですか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） その6万円かかると言っておられる金額につきましては、その辺の内容がどういう意味でおっしゃっておられるのか、私の方が理解できないのですが、先ほどから資格を取る部分につきまして、約1万2,000円というお話をさせていただきましたが、先ほどから説明させていただいているような内容が費用的に発生するというところでございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○2番（東 初子） 最終的に防災士の資格を取得して、認証登録までしていただくということになりますと、私、申し上げたように、新聞とかにも書かれていますので、合計約6万円が必要です。その金額なんですけど、住民さんの声としては、ボランティアのための個人負担としては非常に大きいということだとか、全額補助はしてもらえないのかということ、また、せめて2分の1でも補助があれば等の声が聞こえております。ほかの市でも全額助成というところもございます。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今おっしゃっていただいている部分につきましては、例えば、受講料が4万円ぐらい発生して、それで、先ほど私の方が説明させていただいていた内容で6万円ぐらいの金額になるという解釈をさせていただいているんですが、防災士の資格につきましては、市町村の県を通じて申し込みさせていただいて、受験をさせていただくシステムになっておりますので、受講料の4万円につきましては要らないという形になります。ですから、個人さんで町を通さなくても県へ直接お申し込みされまして、資格を取得されましたら、町の方にご報告していただきましたら、1万2,000円の補助は町の方から助成させていただくという流れになっています。

○議長（服部公英） 東議員。

○2番（東 初子） わかりました。県に直接申し込んで町の方から1万2,000円をいただくという形で、ほかの金額は一切かからないということでしょうか。そしたら、理解できました。その辺のことを住民の方はご存じなくて、やっぱりそれだけかかるんだったらちょっと無理というお声が聞かれますので、そうであればもっと多くの方々、また若い方も防災士の資格を取ろうというふうに思っただけかもしれないので、その辺、私も勉強不足だったと思いますが、また調べていただいて、きっちりとしたものを皆さんにお知らせしていただけたらと思います。地域に防災士がいる意義は本当に大きいと思っております。本町として防

災、減災に今後も力を入れていくためにも、そういう形で人材をふやしていただけたらと思
いまして、この質問を終わらせていただきます。

○議長（服部公英） 東議員。

○2番（東 初子） 歩道の整備についてお伺いします。町内の至るところの歩道n o整備が
必要となっていると思いますが、今回は桜ヶ丘地域の歩道の整備とれんが通りの安全対策に
ついてお伺いします。その前に、住民さんからの喜びの声をお伝えいたします。桜ヶ丘のバ
ス通りの歩道の点字ブロックの劣化がひどく、浮いたりはがれたりしており、つまずいたり
転んだり大変危険な状態で、補修してほしいとの声、あわせて、れんが通りのコケ等が原
因で滑り、けがをされているので何とかしてほしいとの強いご要望を受け、まちづくり創生
課へお願いに行きました。現状を確認していただいたところ、これは危険だという判断をい
ただき、迅速な対応をしていただきました。この対応に住民さんが本当に喜ばれ、感謝され
ておられますことをご報告させていただきます。

そこで、1番のれんが通りですが、滑りどめの対策について、今後の対策の計画をお聞か
せください。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） まず1点目の桜ヶ丘のれんが通りの安全対策と今後の方向性
ということで、桜ヶ丘5号線については、通称れんが通りとなっております。西大和開発のと
きに、緑道的な自然を生かした構造となって、町が寄附を受けている道路でございます。先
般、今議員がおっしゃっていただいたように、住民の方から電話があって、コケが生えてい
るということで、すぐさま現地確認させていただいて、コケもそうなんですけれども、れん
がの間に草等もあって、まず職員が草刈りとコケの洗浄をさせていただきました。様子を見
ていたのですけれども、一定のコケが生えることなく、やったかいがあったといえますか、
経過を見ておってちょっと感じたんですけれども、先般、もう一度コケを入れてはいけ
ない、滑ってはいけないということで、上の方から順にコケの洗浄をさせていただきました。
今現在、様子を見ているという状況でございます。また、コケ等危険ということがあれば、こ
ういった対応でまちづくりの方でやらせてもらうということで、今のところ考えております。

○議長（服部公英） 東議員。

○2番（東 初子） やっていただいたということで、再度感謝申し上げます。そしたら、今
のところは、毎年この形で行っていくという理解でよろしいでしょうか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 一定の効果が見られるということで、原課の方では考えていますので、こういった方法でやっていこうと思っております。

○議長（服部公英） 東議員。

○2番（東 初子） 理解いたしました。では、また毎年よろしく願いいたします。皆さんの安全のためにありがとうございます。

では、2番の歩道の舗装の計画についてお伺いいたします。歩道に穴があいたりたがたがしていたり、でこぼこしていたりと劣化がひどく、特に桜ヶ丘2丁目の安達内科医院から西和消防署に向けての道路の歩道が大変危険な状況です。高齢の方も多い地域で、つえをつきながら歩く方もおられます。免許を返納されて、歩く比率もすごく高くなっている状態の中、道路自体が車の交通量も多く、スピードを出して走っています。転倒したときに、もし車道の方に倒れた場合、大きな事故につながりかねない状況です。住民の方の悲痛な声をいただいております。舗装の計画についてお聞かせください。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 全般的な歩道の整備につきましては、バリアフリーとともに町全域の歩道修繕計画を立てていきたいと考えております。このことから、実施に当たりまして、段差解消や有段勾配など問題を抱えている状況でございます。計画を立てる前に当たって、バリアフリー問題と同時に検討していく必要があるというふうに認識しております。歩道の安全、通行を確保するために計画を立てなければいけないと考えております。

今、議員がおっしゃっていただいた安達内科医院前につきましては、現状を把握している中で、植樹柵が残っておってアスファルトがしてあったりとか、アスファルトのでこぼこがあるということで、そういったことについては、原課の方ですぐさま現地を見に行かせてもらって、危険なところ、修繕をするように指導して、担当にも伝えて、現場を早急に安全確保するように指導させていただきます。

○議長（服部公英） 東議員。

○2番（東 初子） よくわかりました。住民さんの声を聞いていただいて、危険なところからいち早く対処していただけますようお願いいたします。

歩道の整備につきましては以上でございます。

次に、芝桜の整備ということで、芝桜植栽工事の計画を伺いました。上牧町第5次総合計画書「ほほ笑みあふれる和のまちづくり」の中で今中町長がおっしゃっておられますが、抜粋させていただきますと、子育て支援や教育の充実、健康、生きがいにづくりに取り組むとと

もに、誰もが幸せを感じることでできるほほ笑みあふれる和のまちづくりを目指しますとあり、さらに、総合計画書の80、81ページの魅力づくりのところで、イベント等の開催により、町の活性化を図りますともあります。この芝桜の植栽を工事として行うだけでなく、住民の皆さんとともに芝桜の植栽を行ってはどうかと提案させていただきます。本町の計画をお聞かせください。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） この芝桜の参加型の取り組みという提案ですけれども、今の補正予算で、議員の方で芝桜ないし片岡城の桜と滝川の再整備の考え方、それと、県と一緒になった水辺創造計画という形で、町長は今まで点をやってきたけど、線として考えていくんやと、反対に線を点として考えていくんやという取り組みの中で、上牧町は今まで考えていなかったことを、もう少し町のアピールをしていきたいなと考えております。その中でこの芝桜、法面がちょっときついので、ある程度業者に植えてもらって、私どもは、小さい子どもから小学生、中学生、高齢者にそういうところを芝桜を植えてもらって、上牧町のアピールをしていきたいというふうに、今考えておりますので、植えるときにはまたボランティアを募って考えていきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（服部公英） 東議員。

○2番（東 初子） よくわかりました。やっぱりそういうふうに住民さんが参加していただくと、芝桜に対する思いも違うのかなというふうに思います。町長のご意見を。

○議長（服部公英） 町長。

○町長（今中富夫） 今、担当部長の方からお答えさせていただいておりますが、ちょっと補正させていただきます。今、東議員がおっしゃっているのは、芝桜を住民の全員というわけにはいきませんが、参加を募って、やっぱり上牧町を自分たちも明るくしようという考え方から、一緒にやったらどうだというご提案でございます。現地はかなり斜面が急な部分もあるわけでございますので、参加を募るといってもちょっと難しいところはあるんですが、私が考えておりますのは、できましたら子どもたち、保育園の園児でございますとか、幼稚園の児童でございますとか、小学生の低学年、日が合わなくては学校の場合なかなか難しいかなとは思いますが、子どもたちに植樹してもらったら記憶に残る。それと、きのう、遠山議員の質問にもございましたふるさとという思いがしっかりと心の中にのこるのではないかなというふうに考えております。全てを子どもたち、また住民が植樹するのはなかなか難しい部分があるわけですが、その一部をつくって、そういう形で進めていきたいなと。

それと、もう1つ、議員の中にもマリッジサポーターに参加していただいている議員さんもおられます。原課の方も一生懸命に努力していただいて、なかなか結果が出てこなかったんですが、どうも結果が出るような動きも出てきております。きちんとした書類的なものがあって初めて形が成立するわけでございますので、まだ、今、早々しく言うというのが、今の段階ではどうかなとは思いますが、もし、そういう形になったとしたら、その人たちにも記念植樹をしていただいて、今は花が咲きませんので、あくまでも植えるだけでございますので、花が咲いた時点でもう一度、その前で写真を撮っていただくということも、私としてはいい催しになるのではないのかなというふうにも考えておりますので、そういう花だけではなしに、それをやることに、子どもたち、またはマリッジサポーターの方々も努力していただいておりますカップルが誕生したとしたら、そういう彩りも添えるのがいいのではないのかなというふうにも考えておりますので、また、そのときには、議会の議員の皆さん方にもお知らせさせていただきたいなというふうにも考えております。

○議長（服部公英） 東議員。

○2番（東 初子） よくわかりました。本当に今中町長をはじめ、皆様のご努力下、上牧町に彩りを一生懸命添えているということに感動しております。また、先ほどのマリッジサポーターの話もございましたが、小さい子からまたそういう方たちのためにイベントを行うことによって、住民の皆さんが芝桜を見るたびに、先ほど書かれておりましたように、ほほ笑みがあふれるのではないのでしょうか。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（服部公英） 以上で、2番、東議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、10時55分再開といたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時00分

○議長（服部公英） 再開いたします。



◇富 木 つや子

○議長（服部公英） 次に、7番、富木議員の発言を許します。

富木議員。

（7番 富木つや子 登壇）

○7番（富木つや子） 皆さん、おはようございます。7番、公明党、富木つや子でございます。ただいま議長より発言の許可が出ましたので、通告書に従いまして、大きく3点について質問を行ってまいります。

天災は忘れたころにやってくると言いますが、近年は、天災は忘れる間もなくやってくると言われていています。また、台風17号も発生いたしました。7月の九州北部の大雨、先日の千葉県の大規模台風15号と自然災害により甚大な被害を受けられた皆様にお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧を願っております。九州北部の佐賀県の大規模大雨は、私と主人の出身地でもあります多久市や小城市を襲いました。幸い家族に被害はありませんでしたが、周辺の武雄市や大町町など被害がひどく、いまだ片づけに追われる生活を余儀なくされています。私の友人はこれまでに経験したことのないような大雨が一晩中降り続き、明け方には多くの河川が氾濫、避難する間もなく、一瞬にして濁流が自宅を襲ったと言っておりました。以前に町長は災害時には空振りでもいいからとにかく早めの避難が大事とおっしゃっていたことを思い出しました。繰り返される災害の教訓から学び、平時から準備と早めの避難について、日ごろから家族で確認し合い、備えることの大切さを痛感いたしました。まだボランティアを必要としている地域もあるようですから、この月末には少しでもお役に立てばと、災害ボランティアとして佐賀へ向かう予定にしております。

前置きが長くなってしまいましたが、質問に入ります。

それでは、1の優しいまちづくりについて。超高齢化社会を迎えた我が国では、2035年には国民の3人に1人が高齢者の時代を迎えると言われていています。本町においても確実に高齢化が進んでおり、65歳以上が平成20年には5,103人、高齢化率は20.6%、10年後の平成30年には7,363人、高齢化率は32.74%、10年間で2,260人の増加、伸び率で44.29%ということになります。そして、令和元年8月1日現在の高齢者は7,460人、率では33.4%と高齢化率の上昇は今後も続いていきます。町内でも多くの高齢者が暮らしておられますが、つえをつき、リュックを背負った高齢者によく出会います。日ごろ、多くの方々とお話しする機会がありますが、ほとんどの高齢者が外出時に困ることは、道路の段差や休憩するベンチがない等の点を挙げられています。今後、ますます高齢化が進展していく中で、高齢者の外出の機会をふ

やして、バスなど公共交通の利用促進を図り、ユニバーサルの観点からも、高齢者、そして障がい者にも優しいまちづくりと生活しやすい環境の整備が求められています。ベンチの設置についてお考えをお伺いいたします。

①バス停の屋根やベンチの設置状況、②バス停に設置しているベンチの適切な維持管理、③バス停や歩道で休憩できるベンチの設置ができるよう、制度として町民の皆様によりよい暮らしを提供するために進めていただきたいと思います。

大きな2、生活道路の整備について。町内、年々道路整備は進んでおりますが、狭い町内では多くの車両が走っており、道路の傷みや地域によっては危険で不便な地域もあります。暮らしに密着した生活道路の整備が必要な箇所が多く見受けられます。以前から松里園地域から要望されていた県道上中下田線危険箇所の側溝整備と生活道路の確保について、住民より、次の2点についてお尋ねがありました。お聞かせください。

①県道上中下田線側溝の設備になっておりますが、整備についての進捗状況と設置の時期は。②松里園に設置した香芝市で住宅開発していますが、松里園から香芝への道路の接続は。

大きく3、地域生活支援拠点等について。障がいのある人の新たなニーズの対応やみずからが望み、地域生活を送るなど、障がい者福祉施策全般の充実について取り組む第5期障がい福祉計画において、地域生活支援拠点等の整備について具体的な取り組みが定められております。国の指針では、障がい者の重度化や高齢化などや、親亡き後を見据え、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することとし、地域生活支援拠点等の整備について、2020年末までに各市町村または圏域に少なくとも1つを整備することと基本があります。本町としての整備計画の取り組みは、現在、西和7町障害者等支援協議会で議論が重ねられています。整備の進捗状況を教えてください。

①地域生活支援拠点等の整備、②地域生活支援拠点とは、③目的と必要な機能は、④拠点の整備手法は。

以上が質問の内容でございます。

再質問は質問者席で行ってまいりますので、理事者側におかれましてはよろしく願い申し上げます。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 以前にもベンチの件は、アピタ前のバス停のベンチの質問をさせていただいたことがあります。今回、再度質問した理由でございますが、壇上でもお話しさせていただきましたように、町内でも高齢者の方がふえて、高齢者の方々がたくさん生活してお

られて、つえをついたり、リュックを背負ったり、このような高齢者の方とよく出会うことがあります。壇上でもお話ししましたが、高齢者の方、外出時に困っていることはどんなことですかとお聞きすると、道路の段差、また休憩するベンチがない等で、特に買い物、病院帰りはしんどくて、バス停のベンチがなければ本当につらいというようなお話をお聞きしております。また、外見上は障がいを持っていなくても、内部障がいを持っている方々、また妊婦さんは立っている時間が長くて本当につらいということと、ちょっと腰かける椅子があればありがたいなというお声を随分いただいてまいりました。今、高齢化の中、また、バリアフリーが進む中でのベンチの必要性を、このような状況から本当に感じております。そのようなことから、今回、今後を見据えた道路管理者のきちんとした取り扱いのルールが必要ではないかと本当に思いましたので、取り上げさせていただいております。

質問ですけれども、①の質問からの回答をお願いいたします。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） ①バス停の屋根やベンチの設置状況ということで回答させていただきます。上牧町内の全バス停は32カ所ございます。屋根がないところは24カ所、ベンチがないところは16カ所でございます。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 今、状況等をお聞きしたわけですが、その状況から現状についてなど、次の質問になりますけれども、バス停に設置しているベンチの適正な維持管理についてお願いいたします。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 適切な維持管理ということで、現在、本町ではバス停にベンチ等を設置していないというのが現状でございます。しかし、バス停にベンチを設置していることを確認しております。そのことから、バス停利用の奈良交通に問い合わせたところ、奈良交通の方もバス停にベンチ等を設置したことはないという回答でございました。結果、バス停に設置しているベンチ等につきましては、適切な維持管理ができていないということが伺えます。また、報告を目的としたベンチ等が見受けられることから、これを適切に管理することのできる事業主など、バス停にベンチ等があれば、ちょっとした休憩施設にもなり、高齢者や足の不自由な方の利用される方々にとって、とても親切になるというふうに思っております。本町としましては、まず基準づくりをしっかりとさせていただき、今後考えていきたいというふうに思っております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） また1番に戻りますけれども、先ほど設置状況をお聞きしましたが、全バス停の32カ所のうち8カ所は屋根、奈良交通の設置ということと、それからベンチ16カ所は広告を目的とした設置となるということでよろしいですか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 今、議員の質問でそういう形で設置されたと思います。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 逆に質問しました。町内の全バス停32カ所あって、屋根がないところは24カ所ですから、8カ所は設置してあるということ、それから、ベンチがないところは16カ所ですから、あとの16カ所は広告のということで設置していただいているということで、今お聞きしたわけですが、わかりました。

次ですけれども、ところで先日、片岡台2丁目のバス停でこれまで置いてあったベンチが撤去されております。この経緯を教えてくださいたいと思います。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 奈良交通の方から片岡台2丁目のベンチが破損してあるということで、使用するに当たって危険であったという連絡がございました。担当が現地を確認しに行きまして、ベンチを見たところ、全て破損していたということで、奈良交通と協議の上、奈良交通の方で撤去されたということで、認識しております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 広告ということで、でも、やはりいろいろなことを好意的にベンチを置いていただいているところ辺もお察しをするわけですけれども、その後ですけれども、撤去した後、バス停に高齢者が待っておられて、たまたま見かけたんですけど、そのバス停の地面のところに敷物を、新聞紙か何かわかりませんが敷いて座っておられました。その光景を見たときに、ああ、これはどうかなとちょっと心を痛めたんですけども、これまで置いてあったベンチがなくなったりすると、やはり高齢者の方々、また障がい者の方々、いろんな荷物を持っておられるの方々、本当につらいと思います。しかし、これも皆さんのことを思って置いていただいているベンチということですから、好意的に置いていただいたとしても、何年もたつとせっかくのベンチが老朽化してくる、壊れるということで、その点で住民の方がけがをしたりする場合もありますので、そういうときにやっぱりお互いに嫌な思いもしたくありませんし、道

路管理者の町の責任も問われたりすることもあります。今、部長おっしゃいましたように、今後のことも考えると、どのような形が一番いいのかなとなりますけれども、私はやはり適切に維持管理されるベンチの設置方法にするべきだと思いますが、そこで③、次の質問でお願いいたします。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） ③どのような形でベンチが設置できるのか。制度として町民や利用者から寄附をいただいて活用したベンチの設置など等、どのように考えているかお聞きしたいと思います。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） ③の回答でございます。道路交通法令をちょっと見させていただいて確認したところ、ベンチを置くということで、車椅子が1メートルの交互通行で2メートルが必要ということで、現在、2メートルを置くということが、歩道の確保が必要だと。そこに、上屋というか屋根とベンチを設置した場合にプラス2メートルが必要なので、あわせて歩道の幅員が4メートルが必要ということで、今現在、原課の方で冒頭で言いましたバス停の32カ所については、全てその基準外ということで、今のところ、ベンチを設置した場合には、1メートル必要なので、歩道の2メートルとベンチをしたら3メートルとなります。その中で、本町では、条件を満たすバス停が12カ所あり、そのうちベンチについては6カ所がない状況でございます。

今後については、先ほど言いましたように、上牧町全体のベンチのあり方、老朽化していることもございます。ないところもございます。今後の取り決めも含めまして、再度言いますけれども、しっかり原課の方で検討し、研究し、早急に考えて高齢者ないし体の不自由な方を助けるために、原課の方で基準づくりをしっかりとやっていきたいと思っております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 今、屋根の件について、やはり歩道の幅が4メートル確保できないと設置できないということで、32カ所は全て無理だという話、それから、あとベンチについては、設置できる場所は16カ所あるので、ベンチがないところは6カ所あるということでございます。今後、町全体を見据えたベンチの設置のあり方等を考えた基準づくりを、先ほど早急に検討していきたいとのことでしたけれども、この基準づくりの方法、例えば寄附や補助等の具体的な取り組み方法、また基準づくりについては、上牧町においては、道路占用料に関する条例もございます。ほかの市町村についても、ほかに要綱の中でまとめていたり、

それから、また違う形でルールづくりをしているところもさまざまなのですけれども、その辺をどのようにお考えなのか、どのような基準づくりをしていくのか、お考えをお聞かせください。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 今、他町とのいろいろな事例を見てみます。滋賀県の大津市では寄附を募った形のやり方もございます。近隣の王寺町でも補助金を使ってやっているところもございます。上牧町としましては、適切な維持管理ができないことや設置案に対して適切な維持、やっぱり清掃、そういった体制も確保し、また、けがされたときの保険等も、いろいろな問題もあります。その中で議員がおっしゃった寄附等も募るという考え方もあわせて、補助金等も視野に入れて考えて、まちづくりとして再度、何度も言いますが、そういう体制づくり、基準をしっかりと見据えてやっていきたいなというふうに思っております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 今回、やはりしっかりした維持管理ができる、また協力していただく方々が気持ちよく皆さんに使用していただく、安心して過ごせる町ということで、基本的にはそのような考え方で、今後は設置、補助なり、それから寄附なり、そのような形をしっかりとまとめていただいて基準をつくっていただき、それから進めていただきたいと思います。今、ベンチがないところは、しっかりとベンチが設置できる状況だと思いますが、その箇所については、今後、設置していただくというお考えでよろしいですか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 先ほども言いましたように、まず基準づくりをしっかりとやらせていただいて、寄附もありますし、そういった基準もありますし、県等の補助も見据えて、両方を兼ね備えたやり方で、今後も取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 先ほど、補助も寄附もいろんな形で奈良県も補助をしているということで、そのようなことも活用していただきたい。大津とか福岡のベンチプロジェクトとか、それから、斑鳩町についてもユニークな取り組みをされておりまして、斑鳩町はコミュニティバスについてしておりますけれども、メモリアルプロジェクトみたいなので、記念、さまざまな結婚したり、それから子どもが生まれたり、お母さんがお誕生日の日とか、そういう行事のたびにベンチを提供していくということで補助をする、寄附をするという形で設置しているというユニークな取り組みもやっております。大津なんかは、ベンチを設置す

るための費用の一部、1基あたり8万から15万円程度の、大きな市とかについては金額的な多額な補助になっておりますけれども、補助をしたりとか、それから、寄附をされた方に費用の一部を補助するというのもやったりとかしているところもございます。河合町の方にも見に行っていたと思います、背もたれ式とか、それから、奈良県の木を使うとか、さまざまな取り組みが行われておりますので、その辺もしっかりとお取り組みの中で協議していただきまして、今後についても取り組みをお願いしたいと思います。

それで、先ほど芝桜の植栽の件もありました。やはり上牧町、現在、上牧笹ゆり回廊を中心として、自然環境とか歴史文化とか、資源活用をされて、ある資源を使って町内外から多くの方に訪れ、めぐっていただきたいと、上牧町、すばらしい独自の観光的なPR、整備事業に取り組んでおられますが、ただ、訪れていただいた方がバス停のベンチや歩く途中に腰かけて休憩するベンチがないということもないように気遣うことも大事ではないかなと思います。せっかく来ていただいた方に来てよかった、また来たいと思っていただけるように、来年はここでおもてなしの精神を持ち出しますけれども、オリンピックもございます。上牧町でもおもてなしの思いでバス停だけではなしに、ちょっとした設置可能な道路のスペースにも休憩ができるベンチを設置していただきながら、優しい町を目指していただきたいと思っておりますけれども、この点について、町長、申しわけございませんが、ちょっとご意見いただきたいと思っております。

○議長（服部公英） 町長。

○町長（今中富夫） 今おっしゃっていただいていることは当然のことでございますが、道路の法律の問題も、いろんなことがあるわけでございますが、そういうものを相対的な判断として、やっぱりしっかりくつろげるような居場所づくりは必要でございますので、そういうことも考えながら、先ほどおっしゃっていただいた、同じベンチを設置するのであれば、奈良県特産のものを使うというのも1つの方法でございますし、金額的な問題もございますので、例えば業者さんにそういう意向も伝えながら、もしくは町がみずからやるということも考え合わせながら、上牧町、どうしても幅員が狭いわけでございますので、至るところに設置というのはなかなか難しいというふうには思いますが、滝川沿いの部分も当然、笹ゆり回廊というネーミングで表現もいたしておりますので、ところどころにでも休憩するような場所を設けながら、これから整備計画をしっかりやっていきたいというふうには思います。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 今、道路の状況等もございますし、また、財政的な面もやはりござい

ます。いろんなことが兼ね備えた形のものというのは大変難しくなりますけれども、今後、しっかりとしたお取り組みをお願いしたいと思います。町長が奈良県トップインタビューということで、8月30日付で奈良新聞に掲載されておりました。最後のところに、町長が住民の健康志向にも対応されているということで、住民が健康で長生きしていただくために、町を周遊できる遊歩道、笹ゆり回廊を整備している。下牧の片岡城跡、画文帯神獸鏡の上牧久渡古墳群などをめぐって町を一周できるコースだと掲載されておりました。このように、町内が見渡せる、また訪れてよかったというようなまちづくりが今後、あわせてこういうことも必要になってくると思いますので、よろしく願いいたします。

最後ですけれども、アピタの前のバス停のベンチの状況はどうなっていますでしょうか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） アピタの方の状況でございます。幅員は一応3.5メートルございますので、今、合わせたことも考えながら、寄附や補助金等も募って、今後は取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） この点について長いこと質問させていただきました。ありがとうございました。しっかりお取り組みお願いいたします。

それでは、次の質問に行きたいと思います。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 大きな②の①の上中下田線の側溝設置等の状況と設置の時期はということで、現在、9月に現地立ち会いを行う予定で、その後、登記の手続に入ります。10月中ごろに完了しまして、10月中には工事の発注及び警察等の協議を行い、11月ごろに着手できるということで、完了は令和2年3月末までにやってもらえるということで、高田土木から聞いております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） わかりました。この県道のところについては、主に中筋出作、また松里園の住民の生活道路として、日ごろから利用されていることから、これまで住民の安全確保を求められてきておりました。今、完了が令和2年3月末を予定しているということでございましたので、今後、危険も回避できるようになり、安全に通行していただけるようになると安心いたしました。この件については、ちょっと時間もかかりましたけれども、本当に担当課の方には、土地の所有者の件とか、県道とのいろいろ協議であるとかやりとりをして

いただいて、大変ご苦勞していただきましたことを、本当にありがとうございました。また、住民の方々にもお伝えしていきたいと思えます。

では、次お願いいたします。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 大きな2番の②です。香芝市の住宅開発にしている松里園からの香芝市への道路の接続はということで、今回の開発をされる区域については、香芝の行政区でござえます。香芝市の方で受託されるということで、今、事前協議にかかっております。その道路の接続ということで開発業者に聞きましたら、松里園の方からの接続は今のところ考えていないということでござえます。そのことから、上牧町としましても、開発業者に対して香芝市と松里園の方に結ぶ道路の設置の要望をしておりますが、民間開発であることから、要望に対してお答えしていただけるかどうかかわからないけれども、努力しながら、業者に働きかけながら、進めていきたいというふうに思っております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 今、部長の方からござえました。状況等もお話ししていただいた中で、結果的には香芝と松里園地区を結ぶ道路の接続は、今のところは考えていないようであるということでござえました。以前から松里園の方々、日常、通学、それから通勤、買い物等、生活していく上で、香芝の方に抜ける方はたくさんいらっしゃるんです。やはり、そうすると一旦県道の下まで出なければなりません。上から下までずっと、それも、行くときに大変、地域内では道路が2本しか路線がありませんので、それが狭い道なんです。そのためにやはり、香芝の方へと抜ける近道、トンガ池のところを、あそこは大変危険なんですけれども、通っていかれるということで、住民からさまざまな声をいただいております。たまたまといいますか、時期的なことが、住宅開発が行われているということで、すぐ松里園の隣接なので、道をつないでいただいて、きちんとした道で、ルートで香芝に抜けられないのかというご意見をたくさんいただいております。その件で、接続がちょっと難しいということでござえましたけれども、今後も香芝の住宅開発業者との道の接続について、住民が本当に望んでおられますので、今後とも、住民の利便性とか安全確保のために、引き続き業者との要望の検討をしっかりとし続けていただきたいと思えますが、いかがですか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 先ほど議員がおっしゃったように、松里園の2本の道路が狭くて県道も整備されていないということで、大変危険な状態というのも認識しております。以

前からも、松里園の自治会から道路の要望等もごございます。引き続き、上牧町としては、業者に接続してもらえるように努力しながら、働きかけながらやっていきたいと思っております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） しっかりと取り組んでいただきたいと思いますけれども、やはり住民の方々の生活をこれからだんだんと、この地域も高齢化に向かっていっておりますし、下の道は大変に混雑する県道でございまして、その点も含めた上で、お取り組みをよろしくお願ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

じゃ、次行きたいと思ひます。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 次の、大きく3ですけれども、地域生活支援拠点等の整備についてでございますが、これは現在、第5期障がい福祉計画においての地域生活支援拠点等の整備が具体的な取り組みが行われていると思ひます。これについては7月30日、平群、三郷、王寺、河合町と私たちの議員有志で上牧町の保健センターで集まりまして、福祉課にお願ひいたしました。部長はじめ課長、また福井課長補佐から詳しい説明、わかりやすい説明をしていただきました。研修会ということで開いていただきましたけれども、その節は大変にお世話になりました。ありがとうございます。お礼申し上げます。しかしながら、1回ぐらい勉強しても、大変難しい問題だったと思ひまして、今回改めて質問させていただいております。

では、①の質問からご回答をお願ひいたします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） まず、①の地域生活支援拠点等の整備でございます。先ほども議員の方からもご説明願ったと思ひますが、平成18年度障害者自立支援法の施行により、市町村において障がい福祉計画の作成が義務づけられ、障がいサービスの提供体制を計画的に整備する仕組みづくりが導入されました。地域生活支援拠点等の整備につきましては、国の基本指針により令和2年度末までに各市町村または圏域において少なくとも1つを整備することが示され、上牧町におきましても第5期障がい福祉計画において、西和7町障害者等支援協議会とも協議を進めながら、令和2年度末の圏域整備に向けて目標を定めているのが現状でございます。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 整備の進捗状況といいますか、進め方について、わかる範囲で結構ですからお願ひいたします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 整備の進め方と進捗状況という形になると思います。まず、いろんな年度、平成29年度から実施させていただいております。まず7つの項目に区分させていただきました。進捗状況といたしまして、まず、平成29年度行わせていただいたのは、ニーズの把握、住民ニーズ調査を行わせていただきました。それと2番目に拠点整備の共有ということで、関係機関への説明会、それと3番目、平成29年度実施させていただいております整備方針の検討、理念、定義の共有をさせていただきました。それと、平成30年度におきましては、地域資源の把握を圏域内事業所へのアンケート調査を踏まえて、地域生活支援拠点ワーキングチームを立ち上げさせていただきました。その中には西和圏域マネージャー委託相談事業所と西和7町の行政等がかかわり、ワーキングチームを立ち上げたという形になっております。

それと、今後の進め方になりますが、次に令和元年とことしになるんですが、課題の共有を目標に上げさせていただいております。これは、関係機関による報告と協議、それと、地域の有する機能の確認、これにつきましては組織図の作成、役割の確認と実際の運営の協議、支援のフローチャート、それと予算措置をどうしていくのが7つ目で、この区分に分けさせていただいて進めさせていただける状況でございます。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 先ほども私、申しましたとおり、1回ぐらい研修を受けたところ、大変難しい、そのものの状況等も、機能も、内容も理解できていない部分があります。しかしながら、今、拠点の整備の進め方としては、7項目に分けてニーズ調査、ニーズの把握、拠点整備の共有、整備方針の検討、地域資源の把握、課題の共有、地域の機能確認、実際の運営の協議など、7項目に分けて進めているということで、流れを教えてくださいました。その点については、流れとして理解させていただいております。

では、②の地域生活支援拠点とはということで、ご説明をお願いしたいと思います。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 続きまして、②の地域生活支援拠点とは、障がい児者の重度化、高齢化や親亡き後を見据え、障がい児者が地域で安心して暮らしていくための機能を有し、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支える提供の体制が地域生活支援拠点ということになります。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 地域生活支援拠点等の内容についてお聞きしました。障がい児、また障がい者の方、また高齢化になって親亡き後に地域で安心して生活ができるような体制づくりを今回、このような形で整備していくという理解でよろしいでしょうか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） そのようなご理解でしていただければありがたいと思います。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） では、次にまいります。次、③なんですけれども、地域で安心して生活できるような整備づくりのための目標と必要な機能はどういうようなことか教えてください。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） それでは、目標と必要な機能、まず、目的の方からお答えさせていただきます。

国の指針では、地域生活支援拠点の目的は大きく2つに分かれます。まず、1つ目については、緊急時に迅速、確実な相談支援を実施し、受け入れ等を可能にすることにより、地域における生活に安心感を与える機能をつくること、それと、もう1つでございますが、グループホームやひとり暮らしの体験の機会や場の提供を通じて、施設や親元からの生活の場の移行をやすくする体制をつくることで、障がい児者の地域の生活を支援すること、この2つが大前提の目的となっております。

○7番（富木つや子） 続けてお願いします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 続きまして、必要な機能になります。必要な機能としては、5つの機能が上げられておられます。1つは相談です。コーディネーターを配置し、必要なサービスの相談、その他必要な支援を行う機能、次に緊急時の受け入れや対応、これは介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受け入れ医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能、それと、3つ目になります。体験の機会や場所です。地域移行支援や親元からの自立に当たり、サービスの利用やひとり暮らしの体験の機会や場の提供を与える機能、次に、専門的人材の確保や要請になります。医療的ケアが必要な者や高度障害を有するもの、高齢化に伴い重度化した障がい者に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保、専門的な対応ができる人材の要請を行う機能、最後の5つ目になりますが、地域の体制づくりになります。コーディネーターを配置し、地域のさまざまなニーズに対応できるサービス提供の体

制の確保や地域の社会資源の連携体制の構築を行う機能となり、地域の実情に応じた工夫により整備することが求められています。この5つの機能が大きな機能になります。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 目的と必要な機能についてでございますが、ここで確認させていただきます。まず目的としては、大きく2点が述べられたように思います。1つは緊急時の迅速確実な相談支援の実施、もう1つはグループホームやひとり暮らしを体験して、親元や施設の生活に移行しやすくする支援でございます。それはよくわかりました。今後、障がい者の方々が生活をしっかりと地域で、1人になって、親亡き後もちゃんと生活できる体制を大きく2つ、今言っていました。

では、その目的のための必要な機能として、5つの機能を実情に合わせて整備していくことを今示していただいたと思いますけれども、ここで5つの機能を地域の実情に合わせて整備することになりますと、西和7町の圏域の取り組みの中で機能がスムーズにいかないというか、そろわない部分もあると思うのですけれども、やはり、5つの機能の中で相談体制、また緊急時の受け入れが最も重要なことで、難しいことではないかなと思っているんですけれども、受け入れ先なども含めてどのようにしていくのか、お願いいたします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 今おっしゃっていただいた部分が大変難しい部分、これが今、いろんな協議の中でクリアしなければこの制度が行えない形になっております。先ほども申しましたが、その機能の中でも、国の方では24時間、365日体制のコーディネーターを置きなさいと。それと、そのコーディネーターを担う事業所も整備しなければならない。それと、その中でもいろんな項目がある中で、今私どもがおつくりさせていただいているのは西和7町の圏域内でのコーディネーターになります。これが実際、利用者様がそのコーディネーターに相談されたときに、県内の圏域外でされるときにどうなるの、連携はできるのという課題もあります。これは県を通じまして県全体のコーディネーターの連携を県に要望を出して、その後の部分をいろんな部分でクリアさせていただきたいという、まだ障壁とかいろいろな部分が残っておるのが現状でございます。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 相談体制ということで、コーディネーターさんに365日、24時間ということで常駐するという体制をとらなければいけないということと、それから、それを受け入れる事業所があるのかどうか、そのあたりが大変大きな問題となっているということで、今

お話がございましたけれども、この受け入れ先などはめどといたしますか、どのようなことになっているのかなと思います。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） いろいろ事業者様にも協議会でお話しさせていただいている、まだ確定ではないのではっきりとしたお答えは出させていたいただいているのですが、一応、受け入れ体制、短期の部分であればこの施設にお願いする、それと、グループホームに関しては現にやっておられる方をお願いして、それを受け付けさせていただくとか、まだはっきりしたオーケーとかはいただいておりますので、水面下のお話、お願い、その体制を整えていく旨、事業として進めさせていただいているのが現状でございます。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 今はっきりしたことは言えないので、この町であればここ、この町であればこの施設というような形を言われたかと思います。今後、また協議を重ねた上で、しっかりと決まっていくことになると思いますので、わかりました。

次お願いします。④の質問なんですけれども、この5つの機能を集約した形で地域に応じた整備がなされていくわけですけれども、西和7町の中では拠点の整備手法というか、形といたしますか、どのような形になるのか教えてください。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） この拠点の手法、要するに地域生活支援拠点等の整備手法としましては、2種類ございます。1つが多機能処理拠点整備型というのが1つと、面的整備型の2種類の整備の手法がございます。

まず、多機能処理拠点整備型につきましては、先ほどご説明いたしました5つの必要な機能を1つに集約し、グループホームや障がい者施設に付加した体制となります。もう1つの手法としましては、面的整備型となります。面的整備型は、複数の機関が分担して5つの機能を担う体制になってきます。上牧町では拠点整備を進めるに当たりまして、単独町ではどうしても不足する資源を補うため、西和7町の障害者支援協議会と連携をとり、西和7町により面的整備型を目指し、圏域整備を進めたいというふうに考えております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） わかりました。多機能となりますと、しっかりと整備がなされている、充実しているところでないといけないということで、大きな市であるとか、そういうところかなと思います。上牧町については、それぞれの持っている役割をしっかりと集約し

て、皆さんで協力して面的でやっていきたいと思いますということで、全てのそのような5つの集約した形をとっていくということでした。

ちなみに、多機能拠点というのは、多機能をやられるところはどのようなところですか。県内にありますか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 今、県内でお聞きしている部分は、多機能型というのは奈良県ではないのかなと。やっぱり大都市になったりするのかなと。ただ、奈良県内で確認したところでは、多機能型にはないというふうな状況は出ております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 生駒は違いますか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 生駒につきましては、今、議員がおっしゃっているように、両方の機能を備えているような形をとられているのかなと聞いているので、今、多機能型だけという形でお答えさせてもらったので、多分生駒の方は、多機能型と面的の部分のいいところというか、両方を兼ね備えた部分でやっておられるかなというふうな認識でございます。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） わかりました。大体いろんな機能であるとか目的機能、それからいろんな事業所等の整備等については、イメージ的には教えていただいたので、理解させていただいたところです。

この拠点の整備が30年度から令和2年度にかけてまでに整備を目指すとなっているのですが、このあたりは令和2年度までに設置できますか。上牧町ではどうですか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 先ほども29年度から整備に向けて進めさせていただいております。私どもも先ほど議員がおっしゃいました障がいの計画の中で2020年、令和2年度までに実施したい。先ほども申しました7つの項目をクリアさせていただいて、いろんなまだまだ先ほど説明させてもらったコーディネーターの体制云々がありますが、クリアすべき体制はあると思います。しなければならないところはたくさんありますが、まず着実に令和2年度末の実現に向けて取り組みは続けていきたい、その旨、できれば2年度までには実施していきたいというふうに考えております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） これ、ホームページに全国の市町村の整備状況等公開されておりまして、実施予定があります。上牧町、この圏域については、平成29年度に協議会を立ち上げ、体制整備、また30年度には地域資源の確認作業を予定している、それから、平成31年度に行政や運営に参画する法人との役割の確認及び運営に係る予算措置をしていくということで、令和2年に最終的に設置していくことになると思います。いずれにしましても、障がい者の方々が、今後地域の中で生活を行っていく上で、少しでも安心して、親亡き後の生活ができる、皆さんで支えていくというようなまちづくり、そのためにも課題は多く大変ですが、しっかりと協議を重ねていただいて、お取り組みをしていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。お願いします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 私もよく障がい者団体さんとお話をさせてもらうときに、親御さんというのは、子どもが障がい児だったりとかする場合は、どうしても親御さんの方が先にお亡くなりになる、僕が亡くなったらこの子をどうしようという心配は必ずありますので、先ほど申しましたように、2年度までにしっかり取り組みを行い、これを可能にしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 私もそのような方々からのお話を、相談がありましたので、この件については本当に勉強、学習というか研修を行っていただいて、勉強させていただきましたことはありがたいと思っています。またしっかりお取り組みをよろしくお願いいたします。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（服部公英） 以上で、7番、富木議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

○議長（服部公英） 再開いたします。



◇竹之内 剛

○議長（服部公英） 次に、5番、竹之内議員の発言を許します。

竹之内議員。

（5番 竹之内剛 登壇）

○5番（竹之内剛） 5番、竹之内剛です。議長の許可を得ましたので一般通告書に従いまして一般質問させていただきます。

私の質問は大きな項目1つになります。近年、スポーツが町内でも非常に活発になってきたという声を聞きます。2020年、来年になりますけれども、東京オリンピック・パラリンピックが開催されるに当たりまして、日本全土におきましても障がい者のスポーツ、健常者のスポーツともに活発になってきているという声を聞いております。それに伴いまして、我が町は非常にコンパクトだということ、大きなスポーツ施設ありませんが、町長の方針にもありますように、コンパクトであるがために有利なところもあるということで、今回、スポーツ人口もふえてきたところで、スポーツ施設のあり方、これからの展望について質問させていただきたいと思っております。

それでは、通告書に移らせていただく前に、1点訂正がありますので、お願いします。質問の中の3番、「住民が利用し合い」になっておりますが、「し合い」を訂正していただきまして、「しやすい」に変更していただきますようお願いいたします。

それでは通告書に入ります。大きな項目、町営の公共施設の使用について。町営の公共施設のより効果的な運用に向けた取り組みについて。

1、公共施設の利用状況について、上牧町文化センター（ペガサスホール）・中央公民館、2000年会館、体育館、グラウンド、その他について。2、施設利用に関する住民のニーズや要望について。3、住民が利用しやすい、より効果的な運用方法への取り組みについて質問させていただきます。

再質問は質問者席から行わせていただきますので、よろしく申し上げます。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） それでは、1番目の項目ですけれども、その他は後ほど質問しますので、その他以外の上牧町文化センター、そして2000年会館、体育館、グラウンドについての状況をお願いいたします。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） それでは回答させていただきます。

まず、文化センターについてですが、30年度の実績状況から報告させていただきます。文化センターの利用件数につきましては、年間75日で小ホールの利用件数につきましては、年間241日となります。

次に、中央公民館の利用件数についてですが、中央公民館には会議室3室、和室、茶室、実習室、工芸室、調理実習室と8つの部屋があります。会議室等におきましては、年間80%程度の利用率があります。実習室等につきましては、約50%の利用率となっております。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） その次に、2000年会館の利用状況をお伝えさせていただきます。

まず、平成30年度、館内利用は758回、8施設、時間的な部分で利用時間が2,029時間で、これを換算いたしますと、1回の平均が2.7時間ご使用いただいていると思います。これは館内の利用でございます。それと、あと1点、ゲートボール場については、館外ですが、257時間の利用がされておられます。それと、さかのぼりまして平成29年度になりますが、館内利用902回、これは9施設、それと利用時間2,285時間でございます。それと、この分を割り戻させていただきますと、1回の利用が2.5時間が平均になるかと思えます。それと、ゲートボール場になりますが、308時間の部分での利用がありました。先ほど申しましたように、30年と29年、施設の数えを1つ減らさせていただいているのはご存じかと思えますが、第3会議室がありました。30年度から社協がそちらに移りましたので閉鎖させていただいた、この時間の差はそういう形でございます。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 続きまして、体育施設の説明をさせていただきます。まず、第1体育館の利用件数につきましては、年間594件、第2体育館の件数につきましては、年間1,260件、健民グラウンドの利用件数につきましては、年間304件、桜ヶ丘東公園グラウンドの利用件数につきましては、年間432件、釘池グラウンドの利用件数につきましては、年間58件となっております。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） ありがとうございます。それでは、少し質問させていただきます。今、施設の利用状況を報告してもらいました。その中で、1週間あると思うのですが、休館日を設けておられると思うのですが、休館日を教えてもらっていいですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 教育委員会管轄の全ての施設につきましては、月曜日が休館日となっております。月曜日が祭日の場合は、次の日の火曜日となっております。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 続けさせていただきます。上牧町保険福祉センターにつきましては、設置条例施行規則の中にうたっておりますように、休館日としては月曜日、その日が国民の祝日に関する法律で定めのある場合は、規定により翌日が、その日以後において最も近い日、ただ、一応休館日は月曜日、それと月曜日が祝日の場合は、後ろにずれていくという形になっております。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） ありがとうございます。それでは、少し個別に聞きたいことがあるので、まず、ペガサスホールは大きなホールと小ホール、頻度から言いましたら小ホールが200日とあったんですが、200日はどのくらいの団体が使用されているか、お問い合わせできますか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 先ほど言いました件数であって日にちではないということだけまず言っておきます。あと、団体につきましては、基本的にダンス系統のスポーツクラブ、また文化協会のダンスにかかわるようなところが主に使われております。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 前回の質問でもお聞きしたんですけど、小ホールにつきましては、使用できるということはあまり知られていないので、その辺もあったのかなと思って、数個の団体が借りておられる。ダンスは以前から水曜日借りておられるとお聞きしたんですけども、時間帯は、例えば、午前中、午後、夜と区切るとしたら、どの時間帯になりますか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 1つだけさっき漏れたのがあるんですけども、ペガサス劇団も使っております。基本的に午前中、午後という普通の5時までの期間はクラブ、教室の方が主に使っておられ、夜についてはペガサス劇団等が使っていることが多いと。あと、大ホールの貸し出しに伴い、その練習として貸し出すこともあります。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） ここは以前の質問のときに課長から、大と小は、大を借りた人のリハーサルとか、そういうことのために使うのでということで、利用料金のことでもいろいろ説明いただきまして、理解しています。

では、2000年会館についてお聞きできますか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 2000年会館の方は、高齢者の方からいろんな方が、団体数がい
ろいろあると思いますが使っておられまして、突出して今お答えさせていただきたい、まず
設置規則の中にうたっております2条でございます。開館時間は9時から5時までとなっております。
先ほどいろいろな施設の部分でお答えさせていただいた稼働率とかがあるんです
けど、規則、条例の方に載せさせていただいている8つの施設、その中で多目的会議室1、
会議室2、和室1、和室2、カラオケ室、工房室、調理室という形が今現在存在しておりま
して、一応、和室2が一番利用の時間、頻度が高いという結果が出ております。多分、囲碁
とかされておられる方もいろいろおられます。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 和室の利用率ですね。よく上牧町広報でも囲碁されている写真とか写っ
ておりますので見ております。今、利用時間の話をさせていただいたので、そのことに関して
お聞きします。今、2000年会館の利用は9時から5時と。ほかの施設の文化センターについ
ての利用時間はお願いできませんか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 文化センターについては、朝の9時から夜の9時までとなっております。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） ありがとうございます。では、2000年会館のもう1点なんですけれども、
ゲートボール場、先ほど説明していただきましたけれども、利用率を答弁いただきましたけ
れども、ゲートボール場については、見ていると、非常に使い勝手というか、多目的に使え
そうな施設になると思うんです。土が敷いてあって、平らで、屋根があって雨をしのげると
いうところで、以前にも何度か出ていると思うんですが、その都度検討させていただくとい
うことで、他の議員の方々も答弁を受けておられるんですけれども、それ以降、ゲートボ
ール場については、何かこれから、いわば多目的グラウンドというふうな形で考えはあるのか、
そこを1点だけ教えていただけますか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） まず、ゲートボール場の利用でございます。議員もおわかりだ
と思いますが、ゲートボールというのは、球の転がりを入れたりします。もともとゲートボ

ール場として貸していただいて、それを違う部分で貸し出しというのはあるかと思いますが、ただ、またゲートボールで使うときに、どうしても地面がぼこぼこになってしまいます。ゲートボールをしたときにぼこぼこになって使えるのかという部分が、その辺の部分があると思うんです。ゲートボール場という形で今利用させていただいてますので、あくまでゲートボールが中心、それ以外のものでもすることは可能になるとは思いますが、そしたらそのメンテ、ぼこぼこになったときに次の方がゲートボールが果たしてできるのかというのが一番の大きな使いにくい部分になるのかな、シートを敷いてもどうなのかな、その部分がありますので、あくまで現状ではゲートボール場ということで銘打っておりますので、ゲートボールが一番しやすい状況でゲートボール場をお貸しする、私どもも利用料をいただいております部分に当たりましては、その整備とかも十分にしておかなければなりませんから、その辺、やっぱり難しい部分があるのではないかなと考えております。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） ゲートボールについては今答弁いただきましたけれども、平らであるところでやるという基本は日本に根づいておりますが、従来ゲートボールはいけないというのではないんです、ヨーロッパの方から伝わってきたスポーツで、本来はでこぼこのところでやるスポーツだったんですけど、ですからその辺、それでいけるのかなと僕、短絡的に質問してしまいましたが、ゲートボールを実際にやっておられる人にしたら、それが普通であるので、大きな視野で見たら、そういうのだって何かに多目的に使うこともできるのかなという質問でした。これから、いい考えがあれば、その方向に向けて、今の答弁の中でも含んでおられると思うのですけれども、その方向で考えていただきたいと思います。

以上です。

続いてよろしいでしょうか。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） それでは、今説明いただきました中の下の部分で、その他のところでちょっとお聞きしたいのがあります。体育館、グラウンドの施設の中に、コンパクトな町であるので、総合管理計画の中にも心配されてましたけれども、ある施設を有効利用して住民の方により多く利用していただきたいという形があると思うんです。小学校、中学校の施設も、体育館、グラウンド、開放されていると思うんです。その件について少しお聞きしたいんです。まず、小学校、中学校施設につきましては、有料であるのかなのかと、まずそこをお聞きできますか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 学校開放につきましては、現在のところ、無料で行っております。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） わかりました。ありがとうございます。まず、上牧町の施設を使うに当たっては、体育館、グラウンド、今言っていた小・中学校の施設があると思うのですが、体育館に限っては、例えば家族で借りたいから1時間使いますと申請して、あいてればいけると思うのですが、この場合は有料になると思うのですが、ただ、体育館、学校施設につきましては、細かいところはちょっと私の方では理解していないのですが、もし、そういう決まりがあるのであれば、少し触れていただきたいと思うのですが、例えば、家族一見で行っても使えません。もしかしたら、スポーツ少年団に加盟している団体もしくはスポーツクラブの団体かとか、想像で言っていますけれども、その辺の規約があれば教えてもらえますか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 基本的に貸す部分の条件はあります。それにつきましては、上牧町に在住の方、もしくは在学の方で10名以上の団体で、成人が含まれている団体だったら貸すことはできます。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 補足しますが、10名以上の団体、例えばバスケットでこれに乗れば、子どもが10名ということですか。子ども、大人含めて10名ですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） コーチ含めて10名でもいけます。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 理解できました。この場合の窓口は社会教育課でよろしいのでしょうか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 社会教育課になりますけれども、体育施設ということで、第1体育館の社会体育係が担当となります。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） この件では、学校施設を貸しておられるということで、小さいクラブ、団体等が使えないと思っておられるところも多くて、その辺のいろいろな兼ね合いがあると思うんです。ただ、学校施設だけにデリケートな部分もありますし、施設もしなければいけ

ないし、安全面もあると思うので、その辺、後で総合的に質問させてもらいますけれども、10名以上のコーチ、子どもを含む団体であれば、町内で使うことはできると理解してよろしいですね。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） そのような理解でいいと思います。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） わかりました。それでは、その他の施設についてはもう2つあると思うんです。プールについてとささゆりルームなんです。プールにつきましては、7月、8月限定にはなると思うんですけれども、前回の委員会の方で少し話も出てまして、利用人数等はお聞きしていますので、こちらは結構です。プールにつきましては1点だけ、例えば団体も利用されていると思うんです。どのような方が利用されているか、そこだけちょっと教えてもらっていいですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） まず団体ということで、1つは障がい者団体の方の利用はあります。

また、それとあわせまして、総合スポーツでの、プールでの水泳教室も利用されております。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 上牧町のプールにつきましては、一旦閉鎖されて、子どもたちのために検討していただいて、再開していただきました。私も子どもが夏休みのとき、今でもそうですが、シーズンに10回は行くんです。非常に水がきれいということで、管理されている方もそれは自慢されていました。管理者の方もしっかりしておられて、アルバイトされる方の安全面を考慮して、30時間の講習をきっちり受けさせて、きちんとした講習をされていると。嬉しいことに、上牧町プールにおいては事故が1件もないという報告を聞いております。水もきれいで、1点、これはちょっと寂しいんですが、入場者が少ないということで、代表の管理者の方とも話をさせてもらったんですが、何かイベント的なもの、先ほど言われたプール教室とかもあると思うんですが、小学生、中学生、大人も含めて、何か町民体育大会のようなイベントがあればと思うんですが、その辺の何か検討される余地はあるでしょうか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） イベントにつきましては、現在、考えてまして、実質行っていないのが事実であります。今、検討という話がありましたので、今後の活動の中でそういう部分も考えていきたいとは思っています。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） わかりました。もったいないので、本当にきれいなプールで、近くの福祉施設の方も、団体で来られている。ことしは、私がお会いしたのは、学童保育の方も来られてまして、そして、地域の野球の、上牧小学校で野球を練習しているというグループがおられて、団体でお母さんと付き添われて、10人ぐらいで「きょうはプールやねん」と来て楽しんでましたけど、やっぱり夏の風物詩というイメージもあって、水で親しむというのは非常に有効なことですので、これからもプールは続けていただきたいなと思います。プールに関しましては以上です。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 続きまして、ささゆりルームについてですけれども、アピタが閉店されて、今、改装期間中になっていると思うんですけれども、次の新しい施設が来て、始まりが11月26日だと聞いています。その期間、ささゆりルームは利用は可能なんでしょうか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） ささゆりルームにつきましては利用可能です。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） ありがとうございます。ささゆりルームというのは、町民の方が利用するというので、あの中に施設を建てさせていただいてますけれども、規則として、利益を求めない、利潤追求しない団体である、ボランティア団体を含めたものとあるんですけれども、前回お聞きしたんですけれども、その辺の規約はこれから続いていくのか、またある程度の緩和で何か変えていかれるのか、その辺をお願いします。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） ささゆりルームにつきましては、現状のまま、考え方は同じ運用の仕方をさせていただきたいというふうには考えております。なぜならば、例えばの話なのですが、民間の営利を目的とされてささゆりルームをお借りになられた場合とします。そして、アピタさんから今度は名前が変わりますけど、そこの営業にも影響が出てくるというふうな部分も含めまして、現状のまま使用のお願いをしていこうというふうには考えています。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） ありがとうございます。ささゆりルームですけれども、例えば、有効利用としての提案なんですけれども、前日、遠山議員の方からまきっ子塾の質問がありまして、私も前回質問させてもらったんですが、まきっ子塾に行きたくても行けない人がいる。遠山

議員は出前のなものであってもいいのではないかとおっしゃいまして、僕も前回、寺子屋的に地域でできるものではないのかなということを提案しましたが、例えば、時間帯をちょっとずらして、たしかささゆりルームは9時まで使えたと思うんです。ですから、その時間帯にお母さんと買い物に来て、ちょっと勉強しときとか、そういう提案もできるのかなと思い、もう1個は、これも教育的な質問でさせていただいたのですけれども、フリースクール、例えば不登校の子ども、もしくは予備軍といった子どもたちの集まりの場として使えるのではないのかなという案もあるので、その辺についてはいかがでしょうか。でも、答えは出ないと思うので、考えがもしあれば答弁をお願いします。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 今、フリースクールというお話が出ましたけれども、当然、そういう部分も考えていかななくてはならない時期にだんだん来ていると思いますけど、ただ、アピタにこだわることもないと思っていますし、学校にもこだわる必要もないと思っています。まず、施設に対しましてはほかにもあるので、そういう部分も含めて、今後の課題だとは考えております。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） ありがとうございます。施設の内容や、私の考えについては今述べさせてもらいました。

それでは、次の項目に移らせていただきたいと思います。2番目、施設利用に関する住民のニーズや要望について、これ、幅広くなると思うんですけれども、毎回質問してしまっているんですけれども、例えば、何かニーズといいましたら、大人の方であれば文化教室があると思うんです。文化教室を1年間、抽選、何がしで参加されたら、それ以降、3年間その文化教室には入れないということで、どこにも所属されない方があらわれます。そのときに施設を使いたいけれどもない、団体をつくりたいけれども、例えば10人集まらないとなった場合の質問をさせてもらって、月曜日、中央公民館をあけられませんかという話をさせてもらいました。そのときは、人件費等いろいろありますが、メンテのこともありますということだったんですが、中央公民館の月曜日の開館については、ニーズにも入っていると思うのですが、その辺を含めてちょっと聞かせてもらえますか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 現在、中央公民館につきましては、月曜日閉めているという状態です。それについては当然、職員の最近の働き方改革もありますし、人数がふえるわけでもな

い中で、不安視とかそういう意味ではないですけれども、働くという感覚では、やっぱり1日の休暇は必要だと考えております。普通でしたら、土日休みが一般の働き方改革ですけれども、その部分を何とか職員の方で繰り合わせてくれて、別の日に休んでくれて、月曜日プラスだけの休みでとどめている状態でありますので、現状ではちょっと難しいかなと考えております。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） わかりました。小ホールについては、職員の方の時間をずらして、いろいろ操作しながらやると聞きましたので、そのあたりについても、例えば体育館についてはシルバーの方に委託されていると。そうであれば、大ざっぱな言い方かもしれませんが、月曜日をシルバーの方に委託する、月曜日の日中は無理なのであれば、午後は何時からか委託するとか、そういう方法もあるのではないかなと思うのですが、いかがですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 今おっしゃられました部分に、確かに体育館ではそのような使い方もしてはいますが、体育館は施設的に一施設という形になっており、公民館の場合、いろいろな部屋もありますし、都合によっていろんな部分で管理も変わってくる部分もありますので、ただシルバーに開け閉めだけをお願いするわけにはいかないと考えております。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 現段階では難しいということでお聞きしておきます。

ニーズについてなんですけど、もう1つ、次は2000年会館の施設についてお聞きします。先ほど、2000年会館は休館日は月曜日とおっしゃいましたが、月曜日に設定されておりますが、今、月曜日は庁舎の福祉課等があちらに移動しまして人がたくさんおられます。住民の方も用事で来られます。これは住民の方からの意見なんですけれども、なぜ月曜日は使えないのかなという声を聞くんです。その辺について、少しお聞かせ願えますか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 月曜日の利用でございます。まず、休館は月曜日という形で要綱でうたわせていただいております。今、議員おっしゃっていただいておりますように、平成30年度から福祉部門が2000年会館の方に移りました。多分、おっしゃっていただいているのが、その人数がおられるのに月曜日だけ閉まっていると。

まず、今まで現在、この施設の利用に関しては指定管理を設けまして、社協に委託しておる部分が1点と、月曜日、ほかの職員がいるのであれば利用は可能であるのではないかと

うのは、そういう声とかが多数出てくれば、まず、その辺を考えなければなりません、そうしたら、このメンテをいつするのか、どうしても月曜日というのは何かしらのメンテとかをさせていただいている、いろんな部分で、1日は掃除していただいているのですが、大がかりなメンテをするときとか、メンテナンス日みたいな形で月曜日は、今現在はさせていただいていない。その部分で、この規則云々で変更させていただいて、月曜日をあけさすという方向性も可能ではあると思いますが、そしたら、どういう状態のとき、本当にメンテナンスが要るようなときは、そのときは月曜日は閉めるのか、何曜日に移すのかという部分のいろんな、やっぱり一長一短という言い方は失礼ですが、一足飛びには云々の話は難しいのかなど。その辺の部分をいろいろクリアさせていただいて、それであれば、要綱の規定の中にも月曜日という部分を外し、メンテ日はという形で入れさせていただくのも可能ではないかと思いますが、その辺は今後、もう一度、今おっしゃっていただいたように、本当に月曜日がそれほどニーズが高いのか、月曜日をあけないとだめなのか。いろいろな方、今後ご利用される方、ご利用していただいている方、これから利用されていると思われる住民の方、ここの声を1回聞かせていただいて、それが多数であるならば、当然、いろんな形で月曜日をあけていくことも視野に入れて考えていかなければならないかなどは考えております。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 今、福祉部長の方から答弁いただきました中で、少し質問させていただきます。今、メンテと言われました。掃除等、ほかに休んでしなければならないメンテがあるならと思ってしまったんです。そのことと、あと、答弁の中で可能ではあるかもしれないという、期待も含めて今言っていたのですけれども、その後、果たして月曜日にあけて、どれぐらいの稼働をされるのか、利用があるのかという、そこをちょっと疑問なんですけれども、要望があって希望をかなえるのが大体仕組みだと思うんです。ところが、最初からあいていないと決まっていたら声を上げられないところもあると思うのです。ですから、僕のところに質問が来たわけです。今、月曜日は閉まっていることは間違いないけど、僕が理解しているところでは、多目的室と会議室、そして機能訓練室、子どものプレイルーム、陶芸室、調理室とあると思うんです。これも月曜日は全て閉まっている、稼働していないということですか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） その役場の行事がございます。それに対しては、役場側の行事として利用させていただいて、その分でやっていただいている分がありますが、その分に対

しては、一般という言い方は失礼ですけれども、その行事に対しては、月曜日の利用はさせていただきます。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） さすがに毎日掃除もされます。それもメンテをしていただいています。大がかりなメンテ、やっぱりいろいろなことが出てくると思います。2人室であることをしたときに、いろんなそういう部分の入れかえとか、大がかりな、若干時間がかかる部分であったりとか、そして、やらせてもらったりとか、もろもろのメンテはいろいろ出てくるとは思いますが、もし工事、もしくは何かでかかったときは集中的に月曜日を利用させていただきます。その日は休館になっておりますから、こちらの方も月曜日にしていただいたらありがたいというふうなこともできますが、ただ、月曜日にあけていて、予約が詰まっていた段階で何かになったときにいつするのという話に、いつ集中的にその工事はやっていくのというふうになったら、今のところ、月曜日が休みですから、私どもも何かあった場合、月曜日にいろいろな大きなものを入れかえ、点検とかをさせていただくような形をとらせていただいております。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 役場の行事等で、例えば、いろいろなことで多目的室を使われることは理解しています。もしも、「ごめん、ちょっと月曜日あいていないのはわかっているんだけど、ちょっと使わせてくれませんか」、これはないですね。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） それは言われているように、一般の方になると思いますので、その部分については、申しわけないですがお断りさせていただくようになります。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） そうしましたら、これから少し検討の余地はあるのかどうか、ちょっと質問を続けさせてもらいますけれども、プレイルームにつきましては、ずっと使えますよね。僕も子どもが赤ちゃんのときに、ボールプールとか絵本とか読んで遊んだ覚えがあるんですが、そこはずっと使えますか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） プレイルームにつきましては、設置条項の中の会館の使用の金額の部分にはうたっておりません。これにつきましては、子どもさん、福祉センターに多うございます。子どもさんを連れてきた家族の方が自由に使っていただける、過ごせるスペー

スとして、料金もいただいておりますので、月曜日来ていただいても使っていただけます。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） もう1点だけです。あと、機能訓練室、鏡の大きな部屋があって、自転車があって、あそこは名前のおり機能訓練室だと思うんですが、こちらはいろんな指導で月何回か入ったりするんですけども、非常に使い勝手のいい部屋なんですけど、ここもゲートボール場と同じ質問になるんですが、先ほど、ゲートボール場と書いてあるからゲートボールしかできないとおっしゃっていただいて、ここも機能訓練室と書いてあるから機能訓練のための部屋なのかなという答弁になるのかなと思うんですが、ここは大きな鏡があって、ヨガであったり、子どものダンスであったり、第2体育館で倉庫を改良していただいたみたいに、多目的室みたいな感じで一般使用ができるようにしていただきたいと思うんですが、ここはいかがですか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） おっしゃっていただいているように、設備はそのような機能訓練室となっております。私どももほぼ、今、この設置条例の中に書いている部屋で、機能訓練室はどうか、使えるかなと考えたこともあります。ただ、生き活き対策課が機能訓練のために使う、いろんな行事のために使うというのがあるので、やはりここは一般に開放させていただいたら、自分たちの行事が回らないこともあり得るので、やっぱり役場、介護関係とかで、役場の行事のものを主に使わせていただきたいというふうなことをいろいろ聞いておりますから、現在は一般に貸し出しさせていただく予定は考えておりません。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 部長の声がだんだん小さくなってきて、申しわけないです。これは、あくまで自分が、僕がこうであったらいいのかなという疑問を問うているわけであって、いろんな事情があると思うんです。2000年会館につきましては、多分これ以上、いろんな提案をしても、現段階では無理だということは理解しましたので、そのままなんですけど、3番の住民が利用しやすい、より包括的な運用方法への取り組みで質問させていただいています。これは、施設全部のことに言えると思うんです。私は今、長い時間にわたって自分の思いと、住民さんの願いとを伝えました。今、福祉部長の答弁の中にも、ここの部屋は生き活き対策課、ここの部屋は社協に委託している、ここは福祉課だということをおっしゃっていただきました。でも、課というのは、上牧町役場全体の中にも含まれていると思うんです。今、そちらでも僕、最初に述べさせてもらいましたが、来年度2020年、東京オリンピック・パラリン

ピックで本当に国が盛り上がり、県が盛り上がり、町が盛り上がり、障がい者の方も健常者の方も一緒にスポーツを楽しんでいこうという流れになっていると思うんです。東京オリンピックが終わっても続けていかなければならないということは、スポーツ庁の方で申されているとおりでと思うんですが、やはりそのあおりというか、その流れに乗って、健康寿命というのは、日ごろのスポーツ、子どもからのスポーツ、子どもから親しんできたものが大人になっても続けていく、生涯スポーツになっていくと思うので、やはり、今僕が質問させてもらった中では、ここで施設がちょっとこうであれば、ああであればなということを書かせていただきました。これからやっぱり検討していかなければならないし、創意工夫もしていただきたいと思うんです。やはりこういうときは、皆さん、専門の方も寄っていただいて、どうあるべきなのかという話し合いをしていただいて、進めてもらいたいと思うんです。これは本当に大事なことだと思うんです。ですから、長い時間を使って、大きな項目で1つで質問させていただいているんですけども、その辺はいかがですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） これからのスポーツ振興ということで、いろんな施設があって、使えるところは使いたいというご意向だと思います。それについては、先ほども担当部長も言われましたけど、確かに今言われたように、総合的に考えるというのは必要だと考えていますので、それについてはまた、その答えが前向きでは考えますけれども、どうなるかわからないけど、そういう会合はまた開きたいとは考えております。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） ありがとうございます。施設にかかわるところで、1点、ちょっと違う質問があります。以前、AEDの設置について質問させていただいて、学校にAEDが、ホームページの方でAEDの設置場所を描いてもらっていますけれども、体育館や職員室のところにあるAEDはどうやってとったらいいのですかという、スポ少の方から質問があって、部長に質問したところ、それは、ガラスを割って入ってくださいということで、答弁いただいたのです。そして、僕はそれを伝えました。割って入ってくださいと。それ以後は、時間がたつんですけども、最近、学校の施設を使わせてもらったら、体育館の入り口の横にAEDがあったり、体育館の側面にAEDがあったり、あれ、体育館の外につけていただいているなというところが目についたので、全部がそうなっているのか、ホームページを見ても前のままだったので、AEDの設置がふえて変わったのかなというところをお願いします。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 今、学校等のAEDのことを言われたと思います。これにつきましては、今まで使ってきたAEDが年も古くて入れかえ時期になったこともありまして、先ほどこから出ている学校開放、特に夏場等のスポーツを外でやったり、体育館の中でやるのがふえてきている状況の中で、やはり外にも必要性を感じたところでもあります。そういうことから、小学校3校、中学校2校、全ての学校に外用のAEDをつけさせていただきました。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 僕、スポーツ少年団の方に伝えることができないので、もしかして、もう伝えていただいているのかもしれませんが、それに伴ってホームページの方でも差しかえとかはされるのはありますか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） これ、9月1日だったので、うちの方からの報告も遅かったこともあって、もうそろそろ変わると思います。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） わかりました。やっぱり外にあると安心できます。外からでも入って使えるので、非常にそうしていただければ安全、安心につながると思いますので、先ほど部長に答弁していただきましたけれども、総合的な計画としまして、やっぱり上牧町からスポーツをして、一流になってもらって戻ってきてもらいたいという理念があると思うんですが、どの種目になるかわかりませんが、そういう思いを持っておられる町長から、きょうの僕の質問になるんですけれども、住民の方々の意見ですけれども、全般的な、少し見解を、短くて結構ですので答えていただければと思います。

○議長（服部公英） 町長。

○町長（今中富夫） トータル的に見解をとということでございます。まず、いろんな会議室とホール等の施設がございます。これらについては、我々行政側としては使っていただくことが一番いいわけでございますが、ものによってはなかなか頻繁に使うという部分でないものもございます。そんな中で工夫して使っていただきたいと考えております。そのために、我々としては、まずできることも、今おっしゃっていただいたようなことも考える必要があると思います。当然、条例、規則等もございますので、そういうものも変えていながら、これから内部で検討させていただきたいと思います。

それともう1つ、スポーツ施設でございますが、上牧町、立派なものが何もなく、中途半端なものばかりになっている町でございますが、そんな中でも先般、中学生の女子の2人

が100メートルと走り幅跳び、表敬訪問していただきました。立派な成績で全国大会にも出るということでございます。将来はその道でオリンピックを目指すような選手になっていただきたいと。あわせて、町内でもぜひスポーツを、指導者として広めていただいたらありがたいなというふうにも考えております。そういう意味からしても、できるだけ住民の方に使いやすいというのは当然でございますので、これからいろいろ工夫をする必要があるというふうに思います。それと、もう1つつけ加えて、議員さんは住民の方々の要望を町へ運ぶというお仕事、一番重要な部分になっていただいているわけでございますが、中にはいろんな考えの方がおられますので、やっぱりトータル的に、全体的にいいのかというのも、我々、判断する必要がございます。少ない人数で自分の利益ばかりを主張される方も中にはおられるわけでございますので、我々としては、やっぱり大きな声を拾うというのが一番重要でございますので、そういうことも考え合わせながら、これからそれぞれ所管のところで、また全体的に考え方をまとめさせていただきたいというふうに思います。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） ご答弁ありがとうございます。これから、町長の考えのもと検討していただけるということで、理解しました。スポーツですけれども、町の職員の中においても、野球をとってみれば全国大会でベスト16まで行った方々がおられる、スポーツ指導でもいけるのではないかなと思います。陸上であれば、職員の方で全国大会で名をはせた方もおられます。いまだに中学校の記録でその方の名前が残っているところもあります。バスケットにおいては、この中におられますけれども、高校時代にバスケットで国体の選考選手まで行かれた方もおられるということで、町の職員の中にもやはりスポーツを好きだという方もおられますので、その方の意見も聞いていただいて、これから前向きに検討していただけるかと。

町長がおっしゃっていただいたように、僕は施設はそんなに立派なものは建てていただかなくてもと思うんです。というのは、上牧町、スポーツは非常に強いんです。小学校の奈良県記録を持っている子もいます。中学校もいます。厚労省の表彰式には、非常に多くの全国大会に活躍された方が毎年表彰されていますので、施設が選手の強さにつながるのか、それはちょっとまた違うと思うので、限られた施設の中で、これからしっかり検討していただいて、皆さんに使っていただけるようになっていけばと思います。

長時間にわたりご答弁ありがとうございました。以上で私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（服部公英） 以上で、5番、竹之内議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、再開は2時05分といたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時05分

○議長（服部公英） 再開いたします。



◇木内利雄

○議長（服部公英） 次に、4番、木内議員の発言を許します。

木内議員。

（4番 木内利雄 登壇）

○4番（木内利雄） 4番、木内利雄でございます。議長の許可をいただきましたので、通告書に従い順次質問をさせていただきます。

質問事項は第1点目が、過日、町職員らで実施していただいた秩父池での不法投棄物の除去作業の報告を求め、今後の不法投棄防止策について伺います。

第2点目は、さきに実施された全国学力テストの結果が7月31日に公表されました。よって上牧町の結果についてお伺いをいたします。

第3点目は住民基本台帳法第25条に定める世帯変更届の届け出時における同法の適切な運用について、町当局の見解を伺うものでございます。

それでは、質問の内容に入らせていただきます。1点目の秩父池の件ですが、通告書にも記載させていただきました。まずは実施日、2点目が作業に携わった人数、3点目が所要時間、4点目が不法投棄されていた物品名と数量について、まず答弁を求めます。

次に、全国学力テストの結果についてお伺いいたします。7月31日に結果が公表された今年度の全国学力・学習状況調査、つまり全国学力テストは、知識偏重からの脱却を目指す新学習指導要領が来春から小学校で全面実施されることを受け、知識と活用力を一体的に捉える問題構成となった。だが、自分の考えをまとめて書き表したり、複数の資料から傾向などを読み取ったりする問題の正答率が低く、理解力があっても活用力や表現力などに課題があ

ることがわかったなどと、新聞各紙は伝えています。また、今年度のテストで成績を分析した文部科学省と国立教育政策研究所がまとめた報告の一部では、各教科とも知識の活用力、応用力、表現力などに関する指摘が目立ったと分析しています。具体的には、小学6年生の算数では、図形の性質などは理解しているものの、それを回したり裏返したりして、他の図形を構成することに課題がある。中学3年生の国語では、資料の中から必要な情報を取り出すことはできているが、伝えたいことをわかりやすく書くことに課題がある。また、中学3年生の英語では、基本的な語句や文法などの知識を活用することに課題がある等々と指摘されています。また、文部科学省は、小学6年生の国語については、自分の考えを明確にし、まとめて書く指導の工夫、中学3年生の数学については、問題解決の方法を数学的に説明する活動の充実、そして、中学3年生の英語については、話すこと、書くことの言語活動の充実などと具体的に示し、指導の改善を求めています。全国的には以上のように分析されていますが、奈良県に目をやると、県内の平均正答率は5教科全てで全国平均を下回るという厳しい結果となりました。そこで、上牧町の結果に関して、小学6年生、中学3年生、それぞれの正答率、そして分析結果、及び今後の取り組むべき課題についてまずは答弁を求めます。

次に、住民基本台帳法第25条に定める世帯変更届の届け出時における同報の適切な運用について、町当局の見解を伺います。具体的には、医療や介護費用の負担軽減のために行われている世帯分離について伺うものであります。総務省は生計を分けずに社会保障費の負担を軽減することを目的に世帯分離を実施するのは適切ではないとの見解を示しているのは当然のことです。そこで、先進的な取り組みをしている鳥取県大山町の取り組みを紹介いたします。以下は大山町が広報している内容の一部です。

過疎や高齢化が急速に進む中、実態が伴わない世帯分離が相次げば、保険料などの収入が減少し、町の財政に悪影響を与えかねないとの危機感を強めています。大山町では、独自のチェックシートを作成しました。台所やトイレが別々か、電気、ガスなどの料金を分けているのか、つまり、生計がきちんと分かれているのかを申請の段階で細かくチェックします。審査を厳格したのは12年前からですが、これによって、世帯分離の件数は15分の1まで減少したと公表されているところでもあります。大山町住民課の職員は、社会保障制度は地域全体で支え合う制度であり、限りある財源を適正に使っていくため、厳格な審査を進めていると語っています。そこで、以上のことにより、まずは上牧町当局の世帯分離に関する見解をお伺いするものであります。

質問事項は以上であります。再質問は質問者席で行わせていただきます。

以上でございます。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 秩父池の不法投棄の除却についての報告ということで、①の実施日です。令和元年6月25日から令和元年6月26日の2日間で実施させていただきました。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） ②の作業に携わった人数でございます。業者が2名、まちづくり創生課の方で2名、生活環境課で2名、地元代表として水利組合長が1名の計7名でございます。

③の所要時間、2日間とも午前9時から午後3時まで実施させていただきました。

それと、④不法投棄された物品個数でございます。清掃機1台、ホース1本、バイク9台、自転車1台、タイヤ19本、その他鉄くずを回収いたしました。ここであわせて、不法投棄に関する看板も、秩父池の方で設置させていただきました。

○議長（服部公英） 木内議員。

○4番（木内利雄） この人数のところですが、2日間要しているわけですが、延べ人数で言うと、7掛ける2で14ということによろしゅうございますか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 業者の方が1日でございますので、12名という形でお願いします。

○議長（服部公英） 木内議員。

○4番（木内利雄） 大変暑かったやろうに、大変ご苦労さまでございました。感謝申し上げます。タイヤ19本、ようさん捨てとったなという感じがします。バイクが9台、作業のしがいがあつて、さぞ、跡を見たらきれいになって、すがすがしい気持ちになったんちゃうかと思いますが、作業に携わった人はいかがですか。

○議長（服部公英） まちづくり創生課長。

○まちづくり創生課長（松井直彦） 携わらせてもらいまして、現状を見させてもらいまして、最初はひどいものだったのですけれども、掃除させてもらいました。きれいなものになりましたので、このまま、この状況で続けなと思いました。

○議長（服部公英） 木内議員。

○4番（木内利雄） 延べ人数10人で概ね2日間でやられたわけですがけれども、1万円に当たって12万円、2万円の単価だったら24万円かかっておるわけです。あとは処分費もかかるわ

けですから、今は人夫代だけ言うたわけですけれども、あとは処分費もかかるわけです。だから、そうすると多大な費用がかかるわけですから、今後、こうやったことをさせない、今、看板を立てていただいたとおっしゃいましたが、それも大切なのですが、今後、こういう不法投棄をさせないという対策についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 今、課長が述べました水がきれいになったということで、今後の対策として、僕も現地を見に行かせてもらいました。フェンスをしたらいいんじゃないかなということで、それもあわせていろんな方法を、現場を見てきました。一応、法面が崩れているということで、単管を打って鉄の線を張って、今後、捨てないような看板をそこに設置させてもらってやっていこうということを思っております。

それと、行政や警察だけでは目が行き届かないところもございます。町民の皆さんの目で監視していただけるということも発生抑制に、再発防止につながるというふうに思っておりますので、今後、パトロールもそうですし、自治会とも連携をとりながら、きれいな町を目指しながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（服部公英） 木内議員。

○4番（木内利雄） 大変、改めてご苦労さまですと申し上げておきたいと思っております。今後とも不法投棄が行われないような対策をしっかりと取り組んでいただきたいということを申し上げ、この点は結構でございます。ありがとうございました。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） そしたら、上牧町の全国学力・学習状況調査の結果ということで、お話しさせていただきます。

まず、小学校になりますが、正答率、国語で55、全国平均が63.8、奈良県平均60です。小学校の算数で上牧町が64、全国平均66.6、奈良県66です。中学校では、正答率、国語で上牧町69、全国平均72.8、奈良県平均72、数学におきましては上牧町が54、全国平均59.8、奈良県59、ことし新たに行われました英語につきましては、上牧町が53、全国平均56、奈良県平均56でした。これが今回の結果となります。

○議長（服部公英） 木内議員。

○4番（木内利雄） 大変厳しい結果、正答率であります。別にかみついたりしませんから、心穏やかにいきたいと思っておりますけれども、今、上牧町、奈良県、全国の正答率の平均値を言っていたわけですけれども、これ、ほんまに厳しいですよ。全国平均と比べて上牧

町は、小学校の国語が8.8ポイント全国平均より低い、中学校にいたっては、全国平均に比べると上牧町の中学校の国語の平均、3.8ポイント低いんです。中学校数学にいたっては5.8ポイント、英語にいたっては3.8ポイント低いんです。

それと、秋田県は全国1位なんです。小学校の国語、中学校の国語が全国1位だった。以前から秋田県はいい成績、上位です。福井県とかね。それで、秋田県を比べると、小学校の国語、秋田県が正答率が74%、上牧町55%ですから、19ポイントも低いんです。中学校の国語、秋田県が正答率78%、全国1位、上牧町は9ポイントも低いんです。そこで、分析した結果をお伺いしたいと思います。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 分析結果といいますか、正直なところ、データが8月末に届いたところ、全国の発表は8月の初めにあったんですけれども、正式な個票等の詳しいデータにつきましては、8月末に届きました。そういうことで、今やっている最中なんですけれども、その中でも見ていくと、上牧町におきましては、まず問題といたしましては、正答率100ということはないんですけど、極端な話、全問正解あるいは1問、2問の間違いというところが全国平均からかなり落ちております。また、逆にいいところで言いますと、0点、もしくは1問正解というところについては、上牧町は全国平均よりかなり少ないところにあるんですけども、全体を見たところ、平均層の前後は物すごく上牧町が多いということで、伸びるところが1つないというところは、それだけではないんですけど、ただ、秋田県の場合は、特別あれなので比べられませんけれども、全国平均から見ると、まず、その辺が大きな問題だと、今のところ見ているところであります。

それと、先ほど秋田県の話がありましたけれども、秋田県の現状におきまして、どのようなことがされているのかというのは、全国的に研修等も行われています。その中で、そんな特別なことをされていることはないというものの、秋田県におきましては、子どもたちが表現する機会を多く与えていると。授業の部分に大分そういう形をしてみて、グループ討議等で問題を解く、極端な言い方をしますと、初めて見る問題も、まず教える前からグループ討議で考えるという方法がとられると。また、秋田県につきましては、自主学習の宿題を毎日義務化していると。先ほど言われました福井県に至りましては、全国でも宿題の一番多い県ということで有名です。そういうことで、勉強の回数というか、家での勉強の率を上げているのは1つだというのは出てますけど、今のところ、そういう部分も含めて、各学校において、今、どの部分が、先ほども言われたとおり、多分、国の報告とほぼ同一となってくる

と思いますけれども、それ以上にまだ、上牧町に問題があると思いますので、それは今、学校個々の個票からある程度の問題を出しているところで、それが全部出てきたところで、もう一度、今後の対策を考えていかななくてはいけないとは考えております。

○議長（服部公英） 木内議員。

○4番（木内利雄） 先に部長にお尋ねしておきますけれども、分析結果が、つい最近、8月の末ぐらいに出てきたので、まだ全部の分析ができてませんということだったんですが、いつになったらできるんですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） いつというか、当然急がしているところでありますけれども、各学校が個票から1人ずつの、各担当から、自分のクラスを見ながら、それをまとめてくることになるので、少なくとも今月末にはある程度の意見は出してもらいたいとは思っております。

○議長（服部公英） 木内議員。

○4番（木内利雄） 完全に把握できるというか、分析できるのはどのぐらい月日がかかるのでしょうか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） それにつきましては、あと1カ月ぐらいはかかると考えております。

○議長（服部公英） 木内議員。

○4番（木内利雄） それじゃ、12月議会にお聞きしたら、きちんと全部出ているという理解でよろしいでしょうか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） こちらのまとめとしては出ていると。対策も当然一緒に考えていきますけれども、ある程度、ほぼ出ているとお答えできると思います。

○議長（服部公英） 木内議員。

○4番（木内利雄） ほぼじゃなしに、完全にできているということで、私、お聞きしたんです。だから、12月議会に間に合いませんというと、私、3月議会と言いますから。12月でも3月でもよろしいです。どうでしょうか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） そう言っていただけるなら、12月は目指しますが、できたら3月でちゃんとそこは出したいと思います。

○議長（服部公英） 木内議員。

○4番(木内利雄) 12月はフォントのやつがありますから、これはお約束している分ですし、十分お時間を与えて、教育部長にまた答えていただきますし、ユニバーサルフォントのことを12月に、3月にはこの結果をやりましょう。ひとつよろしく願いしておきます。

それで、お聞きするんですが、その分析結果の件はそういうことで、3月にお聞きします。先ほど部長が福井県、秋田県、いつでも正答率の上位県、どういう勉強の仕方をしているのかを今、前段で答弁なさいました。上牧町はそれを何でできないのですか。

○議長(服部公英) 教育部長。

○教育部長(塩野哲也) 先進地に見習うというのは当然だと思いますけど、各学校に任すという言い方は申しわけないんですけども、それにつきましては、やっぱり学校の今までの考え方や基本的なきめ細かな学習というのと、先ほど抜けていましたけれども、特に秋田県等におきましては、先ほどやったアクティブラーニングという手法は、特に進んでいるところであります。また、上牧の方も数年前から手は出しているんですけども、まだ完成度はそこまでいっていないのも事実だと考えております。

○議長(服部公英) 木内議員。

○4番(木内利雄) 私は教える側、教師の能力に差はないと思うんですが、そこはどう考えてはるんですか。要は、秋田県、福井県の教師と上牧町の教師の能力、教える能力等も含めて差はないと思っておるのですが、部長はいかがお考えですか。

○議長(服部公英) 教育部長。

○教育部長(塩野哲也) 私といたしましても、教師の先生方の能力については差はないと思っております。ただ、手法が違うのとか、環境という言い方はないんですけども、今回よく出ている地域や学校や家庭との連携という部分でも薄いところ、その辺の問題も含めて、問題はあるのかなとは考えております。

○議長(服部公英) 木内議員。

○4番(木内利雄) 聞き間違いやったら訂正してください。秋田県と上牧町の家庭的な問題に差があるとおっしゃったのですか。それとも、子どもに問題があるとおっしゃったのですか。私は、秋田県の児童も生徒も、上牧町の児童も生徒も、能力は平均すれば同じやと思っておりますし、家庭の問題も平均すれば同じやと思っておりますが、いかがですか。

○議長(服部公英) 教育部長。

○教育部長(塩野哲也) 個々の問題については、何もそういう問題があるという言い方はないんですけども、最近よく言われるんですが、何も上牧の者が勤勉ではないとか、そ

うんじゃないんですけど、周りのイメージの中で培われた郷土とかも、多少関係していると考えております。

○議長（服部公英） 木内議員。

○4番（木内利雄） よう理解できませんけれども、これ、福井県、秋田県の、またほかの上位県、正答率のよいところ、あるわけですがけれども、そこを見習えばいいんじゃないですか。我々議員も、先進地へ視察に行ってみ習おうとしているわけです。だから、青森とか秋田県とか、石川、福井、こういったところは随分いい成績なんです。台湾も大事か知りません。しかし、こういうところへ先生を派遣して学んでくる、当然先進地へ行って、成績のいい県へ行って、先生方が学んでくる場所も大事じゃないですか。そこはいかがですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 秋田県につきましては、町独自ではやっておりませんが、奈良県から先生の交換留学等は実際やられておられて、学ぶということをされて、そういう部分で県からの指導は入っております。

○議長（服部公英） 木内議員。

○4番（木内利雄） だから、台湾も体験して行っているわけでしょう。秋田県の方が近いじゃないですか。別に秋田県にこだわらなくてもいいですよ。福井県でも構へんし、青森でも構へんのやけども、そういうところに行って、1泊でも2泊でもして、その先生の授業の仕方とか、そういったノウハウをやっぴり身につけてくるべきじゃないかと思います。ここらは教育長、トータル的に今までのやりとりについて答弁いただきたい。

○議長（服部公英） 教育長。

○教育長（松浦教雄） 今お尋ねの全国学力・学習状況調査についてでございます。既に公表されておまして、議員の方にも資料提供させていただき、全国と県と上牧町の差異についてもご報告させていただいたところでございます。中学校の方がちょっと、まだ小学校より若干平均点がよかったのかなど。そして、去年、3校の小学校の中でも、秋田、また福井の一部分の観点的な部分でございますが、ある程度、平均正答率に達していた部分も、学区もでございます。ただ、3校の平均をとりますと、今、議員がおっしゃられるように、かなりの、8点なり5点なりという数字的な誤差が出てきているのも事実でございます。学校によってもまちまちでございますが、学校の公表名については、もちろん今までどおり控えさせていただきたいと思っておりますし、学力の一部を測定しているものでありますので、順位を競っているものではないと。これは、文科省のいつもの通達にもそのことは示されております。

今までの全国の、例えば先進地に1回教員を派遣したらどうやねんと、私、実はこの2月に福井県の福井市の明倫中学校という学校に、ちょうどこの質問を出していただきましたので、行ってまいりました。郡の教育長会の研修を兼ねて行かせていただきました。全てここで網羅して明倫中学校の中身をお伝えすることは、時間的なこともあって不可能なんです、一例を見させていただきますと、すごい生徒指導面が確立している。平均のこととちょっと別の話なのですが、例えば、昼の10分の掃除の時間が、1つのグループが班長さんの号令によって全て、うちの町内の学校でも掃除したりするんですが、例えば便所の掃除を5人で、手で便器を拭くというふうな作業を我々訪問している者にも見せる、「これは当たり前のことです」とその校長先生がおっしゃるほど、学力とは別にそういうものができておる。それから、地域の公民館の代表の方も来ておられたんですが、公民館活動が非常に盛んな地域だと。福井市の明倫中学校におかれましては、きのうの遠山議員の話ではないのですが、学校と地域が常に連携している状況が非常に高いという部分が示されておりました。本町に持ち帰って、すぐにそのことを学校の校長に伝えて、できるものなのかということも考えましたが、こういう学校もまだ日本のあちこちにあるのだなと。それが必ずしも福井県の正答率の高さにつながっているのかどうかは別にして、そういう学校の雰囲気も味わわせていただきました。

そこで、子どもたちにどんな力を身につけさせたらいいのかと。きのうも私、申し上げましたように、本町の先生方にわかりやすい授業を展開してあげてほしいと望んでおることをお話しさせていただきました。今、木内議員おっしゃられるように、子どもの力、また教員の力はほぼ同じレベルにあるのかなと、それは私も認識いたしております。ただ、その手法が、やり方が、どう教えることによって子どもが興味を示すのかという、その辺の具体例がまだまだ欠けている部分もあるのかなと。それから、子どもたちの学習時間、家庭での学習時間が、全国的に比べて奈良県が低位だということを、県の教育長もいつも私に話をされます。これももちろん地域によっては格差があるんですが、本町におきまして、その辺は避けられない事実かなとも考えております。本町の先生方が一生懸命やっただいてはいるのに、先生方の資質が低いなんていうことを私、申し上げているのではございません。そのような部分をさらに向上していくために、例えば、授業の研究プロジェクト等々、また、きのうから出ておりますけど、まきっ子塾というのも、それが確かに効果を示しているということではないのですが、微力なことですが、3段階に分けて低位の子どもたちが、若干ここ数年に比べて少なくなってきたというの、ある程度の、一定の効果が示されておるのかなと、

私自身はそのように自負しております。ただ、そのことを、だからこうなんだ、だからできておるんだということにとどまることなく、これからまず、子どもたちの勉強する時間の確保と、先生方の先進地への派遣についても考えていきたいなど。もちろん、国際交流も続けさせていただきたいし、その部分もあわせて、ただ、なかなか学校単位で先進地の県に赴いて指導を受けてきなさいというのは、ちょっと今のところ、県下では見られない。県の指導主事の方が行かれて、そこに我々が行かれた先生の報告、研修レポートを聞かせていただくというのが、現状でございます。

○議長（服部公英） 木内議員。

○4番（木内利雄） 国際交流で思い出したけど、行った子の保護者の方からお聞きしたんですが、今はやりのタピオカをおごってもらって、大変子どもが喜んで帰っていましたと言うてました。誰がおごったとは言いませんけれども、大変、タピオカをおごってもう嬉しかった言うて、子どもがお母さんに報告して、私にそれを伝えてくれました。今から教育長からあったんですけれども、学力テストの件に関しては、9月の議会には必ず正答率を必ず聞いておるのです。来年も9月議会で聞きますから、今回の結果よりは全国平均に一步でも近づき、一步でも追い抜くというぐらいのあれを目指して、教育長、また部長もしっかりとお取り組みいただくようお願いしておきたいと思います。

それでは、次お願いします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） それでは、世帯変更届についてでございます。上牧町の世帯分離に関する見解はということで、現在、上牧町では、世帯変更届につきまして、住民基本台帳法第25条の規定で、世帯またはその世帯主に変更があった者、その変更があった日から14日以内にその氏名、その変更があった事項及び変更があった年月日を市町村長に届けなければならないと規定されております。この規定に伴い、異動届を受理しておりますが、受理に際しましては、本人の確認を徹底し、本人の意思に基づく行為であることを確認し、住民基本台帳法第6条に規定する個人を単位とする住民票を世帯ごとに作成させていただいております。

議員が先ほど冒頭でご説明いただきました大山町のように、独自のチェックシートを作成し、台所やトイレの別々の設備になっているのか、または公共料金の電気、ガス等を別にし、双方で支払いを行っているかなど、きちんとした生計が分かれているかを細かくチェックを行っておらないのが現状でございます。ただ、世帯変更届を出された場合には、窓口におき

まして本人の確認を徹底し、本人の意思に基づく行為であることを確認し、受理をしているのが、大半でございますが、ただ、一部の職員に対しましては、先ほど説明の中に総務省の見解がございました。いわゆる社会保障負担の軽減のためですかということを確認し、保険料を安くするためだけの世帯分離であるならば、世帯分離の受理を拒否している職員も少数ではございますがおります。ただ、これが上牧町での全体の職員の対応ではないこととなります。この現状が世帯分離の受け付けの状況でございます。

○議長（服部公英） 木内議員。

○4番（木内利雄） ことしの5月16日放送分の朝7時から、NHKの和久田さんという女性アナウンサーがやっています。「けさのクロズアップ」ですか、そのネットから拾い出したんですけれども、これ、特集でやっておったんです。ここで、和久田という女性アナウンサーが言っている部分を一部拾い上げします。「医療費や介護費などの負担を少しでも軽くするための方法として、インターネットや書籍で世帯分離という手続が紹介されています」、このことについては、部長は率直にいかがでしょうか。要は、医療費や介護費の負担を軽減するために世帯分離をすることが全国的に広がっていると。先ほど申し上げたように、それを少しでも阻止しようとしているのが大山町です。だから、ここで言うている軽減させるための世帯分離というのは、部長は率直にいかがお考えでしょうか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 多分、今議員おっしゃっているのは、5月16日放送した「おはよう日本」であります。ここで出ておりますように、確かに世帯分離というのをインターネットの方で検索をかけますとこういうことが出てきます。どうすれば簡単にできるのかということも出てきます。メリット、デメリットも出てきます。ただ、まずここで1つ申し上げたいのは、現状でははっきりいって、大山町のようにしっかりとした規定ポイントを設けて、要綱で固めておられるところというのは、日本全国にはほぼ少ないのが現状でございます。上牧町も緩い現状です。ただ、先ほど議員が申された総務省の見解もでございます。その部分だけで考えて保険料を下げるとかは望ましくない。そしたら、一般的に私も考えたのは、生計を分けるという部分が出てまいります。生計を分けるというのはどういう部分なのかというのを調べましたら、一般的には食料品、光熱費を分けていることになってはいますが、どんな経費をどこまで分けているか、国の具体的な細かい基準は全く設けられていなく、自治体の判断に委ねられている、これが現状でございます。

○議長（服部公英） 木内議員。

○4番（木内利雄） 現状はわかってるねん。生計を一にする、また分離するというので、ここで国税庁の所得税法基本通達2-47にはこういうふうに書いてある。生計を一にする、要は生計を同じにするとは、国税庁のお触れではこうなります。親族が同一の家屋に起居している場合は、起居の意味を言うのを忘れました、私も初めての言葉だったので、意味もここへ書いておきました。起居とは立ったり座ったりすること、転じて日常の生活を言う。親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとする。もう一遍読みましょうか。親族が同一の家屋に起居している場合は、要は生活している場合、同一の家屋で生活している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとする。つまり、明らかに独立しているということであれば、それは同一の生計ですよということをここで明確にしているわけです。私の調べた結果だと、これが一番明確になっている根拠だと思います。同一の生計だと。要は別の生計でない、ここを指して言うたら一番わかりやすいと。

そこで、上牧町も担当課、担当するのは、世帯分離のところではどこの課が絡んでくるんですか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 住民基本台帳の世帯分離に絡んでくるのは、まず受け付けをさせていただくところは住民課になっております。

○議長（服部公英） 木内議員。

○4番（木内利雄） もう1個、基本的なことを飛ばしてました。世帯分離をすることによって影響する財源というか、介護保険料とか、影響するものはどんなものがあるでしょうか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 議員おっしゃっていただいたのは、まず国民健康保険、後期高齢者の保険、これらは保険年金課が影響されるのではないかと。それと、もう1つおっしゃっていただいたように、介護保険の方になりますから生き生き対策課、この2課が世帯分離においては影響を受けるのではないかと、関連するのではないかとという感じでございます。

○議長（服部公英） 木内議員。

○4番（木内利雄） それで、当然それに影響してくると、医療費にも反映されると思うんですが、そこはいかがですか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） そしたら、事例からご説明させていただきます。今、世帯分離を行った場合、安くなるという事例で、まず国民健康保険税、世帯主、年金の収入340万円あります。所得換算では雑所得になります。これは220万円、その子どもを無所得の非課税では保険年税額が6万1,300円となります。これ、今おっしゃっていただくように世帯分離をさせていただきますと、非課税になりますと7割軽減がかかりまして、保険年税額が2万2,300円となります。ということは、この差額分が約3万9,000円、保険料だけで3万9,000円、この部分に付随しましては、医療費の自己負担軽減額がございます。この区分がありますので、おおよそこの所得区分に該当させていただくと考えた場合、8万円から9万円が3万5,400円の限度を超えた場合は支給という形。

もう1点が後期高齢者医療になります。子どもの給料250万円と置かせていただいて、次期年金収入が280万円未満、非課税、この部分で保険年税額約4万5,200円かかっておりますのが、医療費自己負担限度額、外来のみが1万5,000円が1カ月当たり、入院当たりが5万7,600円となります。世帯分離を行わせていただいた場合は、保険税額9,000円となります。差額3万6,200円となり、医療費自己負担限度額、外来のみが8,000円と1カ月当たり入院費で1万5,000円となります。

それと、次にもう1つ申し上げました介護保険料につきましては、介護保険認定を受け、介護サービスを利用されているか、先ほど議員がおっしゃったようにされていないが大きく変わってきます。まず、介護サービスを利用されていない方では、母年金150万円ぐらい、それと非課税、子ども年金70万円ぐらいの非課税の方、介護保険料は年額約11万4,000円かかっております。世帯分離を行うと、介護保険料は6万6,000円ぐらいとなり、差額は4万8,000円、保険税についてはなるんですが、ただしこの世帯で介護保険サービス利用の方、仮に要介護3の介護支援の方で介護利用があり、施設利用、特別養護老人ホームの多床室を利用することになりますと、介護保険料は11万4,000円、介護費用1割負担、年間114万円かかります。これが合計させていただくと、125万円ぐらい年間かかってまいります。それを、月額平均ですと10万4,500円ぐらいになります。これを世帯分離を行わせていただくと、介護保険料は保険料自身が6万6,000円、介護費用につきましては62万7,000円かかり、合計額で69万3,000円になります。これで月額平均いたしますと5万7,750円となり、差額ですが、55万7,000円減額になり、月額平均を見ますと4万6,750円、この部分で大きく変わってくるのが現状でございます。

○議長（服部公英） 木内議員。

○4番（木内利雄） 今、A、B、Cの3例言うていただきましたけれども、まとめて、Aの部分では年間何ぼ減額だったんだと、Bの事例ではどうだったのか、Cは、結果だけでよろしいわ。年間何ぼ安なったか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） そしたら、Aの国民健康保険税の部分で言いますと、年税額6万1,300円が2万2,300円になり、3万9,000円の差額、それとB、後期高齢者の方でありますと、年が4万5,200円が9,000円になります。それで差額が3万6,200円、先ほど言いました介護保険料、大きい方で説明させていただくということは、要介護の施設を使っていた施設利用料を含ませていただいた部分もご説明させていただきますと、介護保険料が11万4,000円とその施設利用料が年間114万円ですから、125万円かかります。最後の部分ですが、分離させていただくと69万3,000円となりますので、Cが55万円の差額ということになります。

○議長（服部公英） 木内議員。

○4番（木内利雄） 壇上でも申し上げたように、こういうことがまかり通ると、社会保障制度の崩壊につながりかねない。だから、今、大山町のように上牧町ではしっかりとしたそういったマークシートみたいなものがつくられていないのだったら、担当者の方できちんとそれは聞き取りをして、大山町のようなものを見習って、聞き取りぐらいはして、社会保障制度の崩壊につながらないようにやらんと、さっきも壇上で申し上げたように、限られた財源でみんなが助け合ってやっている社会保障制度ですから、社会保障制度がそういう安易な住民の考え方、また役所の取り組み方によって崩壊しかねないという、私は危機感を持ってるんです。誰でも安いに越したことはないです。50万円払うところを30万円にしたら20万円浮くわけやから、安いに越したことはないけれども、それは違うだろうと。社会保障制度というのは全部で助け合ってやっているわけですから、そのところはしっかりと意味を踏まえて、しっかりした取り組みをしていただきたいなど。

そこで、この資料をいただいておって、例えば、平成26年3月31日、世帯数と人口とずっと見ていると、平成26年3月から31年までを見ていると、人口は1,035人マイナスになっているんです。だけど世帯数は156人、6世帯ふえとるんです。これ、ずっと見たってそうです。だから、人口はどんどん減っておるのに、世帯数だけどんどんふえていく、こういったことが当然、住民課とか幹部の皆さんも、掌握しとったと思うんやけれども、こういうことを庁舎内で一切議題にならなかったのですか。何でやとか、これを何とか抑制するあれはないのかというのはなかったのですか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） まず、先ほど申し上げたように、住民登録の世帯変更の移動に関しては憲法にもうたわれているのですけれども、何事にも公共の福祉に反しない限り、住居移転及び職業選択の自由を有すると示され、世帯分離の届け出というのは、先ほど議員がおっしゃったように、住民基本台帳法第25条に関する届け出の1つで、法律に定められたものでありますので、この辺ですらそういう判断、その届け出だけの判断、14日以内に届けたらいいという判断だけしか行っていなかったという、現実を受けとめさせていただくことは、もちろんそうでございます。ただ、私ども、おっしゃっていただいているような世帯分離に関して、そこまで深く検証を行ったことははっきり言ってございませんでした。それは、この部分で申し上げておきます。

○議長（服部公英） 木内議員。

○4番（木内利雄） それだけの資料をお渡ししているのだからなんですけれども、大山町の世帯分離に関して、5項目にわたって、公共料金は別にしてはいるのかどうかあるけれども、そういったこともやっぱり聞かなあかんわ。今後、このことに関して、今言っている私のことに関しては、取り組みはいかがなさいますか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 今まで言った職員もおります。全く言わなかった職員もでございます。ただ、今おっしゃっていただいているようなことは、あり得る話だと思います。今後、また担当といたしましては、世帯分離が出された場合に、まず、社会負担費の負担の軽減であるためだけのものなのか、世帯分離を行う内容の口頭での聞き取り、これはもちろん、強化させていかなければならないのかなど。それと、もう1つですが、そこに生計を別にしていう実態の確認をさせていただくように、源泉徴収票とか、課税証明書の書面証明という部分があります。そんなものの提示を求める、ここまでを窓口の対応として徹底させていただき、できればその辺の部分で軽減をたかって、社会保障の根幹をなすようなことをできれば、若干でもとめていく考えで、今後は窓口の対応を行っていきたいと考えております。

○議長（服部公英） 木内議員。

○4番（木内利雄） 私の言っている根底にあるものをきちんと捉えていただいて、第25条にある本質を曲げないように、しっかりとお取り組みをされるように申し上げておきたいと思っております。

そこで、次に町長なのですが、これが国とか各市町村、考え方がばらばらなんです。ここ

で町長に答弁をいただきたいのですが、町長が県とか県知事とかにきちんと言って、それを国へ伝えて、北海道から沖縄までの全市町村が迷いなくこのことに取り組めるように取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（服部公英） 町長。

○町長（今中富夫） 今、木内議員がおっしゃっていることにつきましては、ちょっと私も勉強不足で、今までそこまでの認識は持っておりませんでした。これを機会に、いろんな自治体といっても今1つしかないわけでございますので、その実情なり考え方なりをまず研修させていただくと。あわせて、今おっしゃるように、日本国中で今起こっていることだろうと思いますので、知事と話をする機会も当然あるわけでございますので、知事にも、そして東京へ出張するときに国会議員、陳情活動も行いますので、そういうときに奈良県選出の国会議員、今、特に総務大臣、高市さんでございますので、ましてや今、いい機会ではないのかなと思いますので、高市大臣にもしっかりと陳情、説明をさせていただいて、前へ進んでいくように努力させていただきます。

○議長（服部公英） 木内議員。

○4番（木内利雄） 町長にまたご苦労かけるんですが、しっかりお取り組みいただきます。また、担当者、窓口のメンバーにも大変ご苦労をおかけしますが、しっかりとお取り組みされるようお願い申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（服部公英） 以上で、4番、木内議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、3時20分から再開いたします。

休憩 午後 3時03分

再開 午後 3時20分

○議長（服部公英） 再開いたします。

◇東 充 洋

○議長（服部公英） 次に、11番、東議員の発言を許します。

東議員。

（11番 東 充洋 登壇）

○11番（東 充洋） しかし、時間がたつのも早いですね。もう一般質問も終わりということですが。次は連休が続いて休会になって、最後、本会議という、長いなと思ったけれども、非常に短いような状況なのですけれども、最後の一般質問となりましたので、しっかりとやってみりたいと思います。

11番、日本共産党の東 充洋です。議長からの発言の許可を得ましたので、一般質問を行います。私の9月議会における一般質問は、教育について、固定資産税について、福祉について、三六協定についての4点についてです。

本題に入る前に、少し現在の政治状況について述べておきたいと思います。それは、消費税の増税についてです。安倍政権が来月1日から強行を狙っております消費税の税率を10%へ引き上げようとしています。政府は増税実施に向けた宣伝に躍起です。しかし、国民は不安がいっぱいです。なぜなら、国内外の経済が深刻だからです。8月上旬に発表されたことし4月から6月期の国内総生産GDPが低い伸びにとどまっています。経済情勢の悪化が明らかです。今、増税すべきではありません。消費税は1989年4月に税率3%で導入され、その後、30年間に5%、8%と増税が繰り返されてきました。原則としてあらゆる商品やサービスに課税される、低所得者ほど負担が重い逆進的な税金です。10%への引き上げは安倍政権の経済政策、アベノミクスがもたらした貧困と格差を一層拡大させます。消費税が増税されれば、家計や中小業者の負担がふえ、消費や景気を冷え込ませる。2014年4月に安倍政権が消費税率を8%に引き上げてから、長い期間にわたって消費の低迷が続いています。安倍首相が政権復帰以来、戦後最長の景気拡大と幾ら宣伝しても、国民にはその実感は残念ながらありません。昨年末以来、国内での消費の不振に加え、国際経済の悪化が著しく、ますます不景気の色合いが強まっています。消費税を導入したときも、増税したときもこんなにひどい経済状態ではありませんでした。安倍政権は2015年10月に予定した10%への引き上げを2回にわたって延期しました。日本経済や世界経済の悪化を理由にしましたが、今はそれ以上に深刻です。米中貿易紛争がエスカレートする中、アメリカのサマーズ元財務長官も2009年の金融危機以来最も危険な瞬間かもしれないと言っています。こうした中で消費税の増税は、世界経済にとっても日本経済にとっても無謀です。皆さん、消費税の増税は参議院選、信認を得ていません。確かに政権与党の自民党や公明党は参議院選で10月からの増税実施を

公約に掲げました。しかし、自民党は政権時よりも9議席も減らしました。投票日のマスメディアの出口調査でも、参議院選後の世論調査でも増税に反対が多数です。読売26日付の調査でも反対が49%です。増税強行に全く道理がありません。安倍政権は消費税率10%の引き上げに対して万全の対策をとると言い張り、キャッシュレス取引のポイント還元やプレミアムつき商品券の発行などの対策をとると言います。しかし、制度を複雑にするだけで、効果が薄い対策にたくさんのお金を投じるぐらいなら、増税をやめるべきです。ポイント還元に必要な中小商店の登録申請はまだ対象業者の2割です。これで増税を強行すれば、混乱の拡大は必至です。増税前に国会での十分な議論もありません。増税反対の声を大きく広げ、暮らしも経済も破壊する消費税の増税はきっぱり中止させようではありませんか。日本共産党は消費税増税を中止し、税金の集め方と使い方を変えれば教育や社会保障の財源はつくれると提案しています。消費税の増税はきっぱり中止させるために、ともに力を合わせようではありませんか。

それでは、本題に戻って質問を行っていきます。

1つ目は教育についてです。不登校の児童、生徒が町内にいます。不登校になる原因もさまざまですが、特に中学生で不登校になっている親は、やはり子どもの未来がどうなるのか、高校への進学を心配されています。不登校の児童や生徒にどのような支援が行われているのかお伺いいたします。

2つ目は固定資産税についてです。上牧町の固定資産税を保留している物件があると伺っていますが、税は公平、公正が基本です。どのような理由で何に基づいて処理されておられるのか、説明を求めます。

3つ目は福祉についてです。高齢者の加齢による難聴は、ほとんどの場合、規定聴力に該当せず、法による補助対象外となります。近年、高齢者の人口増加に伴い、また、高齢者の生活状態の悪化の中で、加齢性難聴者への補聴器購入に助成する自治体がふえています。上牧町のご所見をお伺いいたします。

4つ目は三六協定についてです。9月2日夕刻、奈良県過半数超の自治体で、違法に時間外労働との報道がありました。違反していると指摘された自治体に上牧町も含まれており、事実経過と今後の対応策について説明を求めます。

以上です。再質問は質問者席で行わせていただきます。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） それでは、教育についてということで、不登校児童、生徒の現状に

ついて説明させていただきます。

令和元年度1学期において、全欠の児童、生徒はございませんでした。ただ、授業日数の半分以上を欠席している生徒については、小学校で1名、中学校で10名、そのほか、そこまでは行ってないものの、今後心配な生徒もまだおります。そういう状態です。

その長欠理由については、今言ったのは、小学校の1名は、2学期からはちゃんと来ていただいているので、消してもらって結構と思います。中学生については、理由といたしましては、やはり小学校からの不登校傾向が続いている、また、中学校に入ってから人間関係のもつれから学校に来にくい、そして、ある生徒については、昼夜逆転してゲーム等してしまったり朝起きられない、学校に来れないという状況の生徒であります。このことについて、各小・中学校では不登校の問題に心を砕き、全体体制で指導、取り組みを行っています。不登校の子どもとその保護者にとって切実な願いであることを真摯に受けとめ、個別の事情や子どもの思い、葛藤や不安などを丁寧に酌み上げ、オーダーメイド的な、個別的な指導に当たっているところであります。

また、少しでも不登校傾向になりかけたところ、まず、当初の対応が一番大事ということから、それ以外の部分につきましても、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、こころの教室相談員等を利用し、家庭訪問等で家族との会話を進めながら、不登校にならないようにサポートしている現状であります。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） このような状態のところを何件かお聞きしているんです。一見、最近お話を聞いたところでは、兄弟でそういう不登校に近いような状況になってきている。1人の方が早くそういう状況になって、もう一方の兄弟の方が、引き続いて学校に行かなくなる。それも原因が全くわからないと。いじめに遭っているだとか、何々が嫌だからというようなことで、原因がわかるのであるならば、非常にそういうカウンセラーというのも有効になるのかなと思うんですけれども、それが全くわからない人たちもいるということで、いろんな状況があるというふうに痛感したわけですが、それで、やはり1人の、どちらも聞いているのは中学生の方とかそういうのが多いんですけれども、やはり、将来的に進学とかになってきますので、今の状況ではということで、非常に親御さんたちは心配という状況になっているみたいです。そういう中で、すぐに学校に行ける状況になるのであれば問題はないんですけれども、やはり行かないということが続いているということなのです。そこで、1人のお母さんはいろんな手を尽くされたみたいなんです。やはりお母さんも働いていると

ということで、なかなか子どものためにだけ日々するということができず、やっぱり生活がかかっている以上、子どもさんにつきっきりということもなかなかできないということです。そういう子どもたちを預けられるところを探したりしているんですけども、交通的に不便というのがあったり、また、上牧町の住民で、自分の自治体の人間ではないからということで、気持ちよく受けていただけるということもなかなか難しい状況になっているらしいんです。何とか上牧町でもそういう子どもたちを受け入れて、学校へさえ足を運んでくれば何とかなるんだろうというふうには思うんですけども、それがなかなかままならない状況ですので、そういうところを何とかケアできる状況がつかられないかなど。どうしてそういうことを言うかというたら、この間も町長の後援会だよりを見せていただいたんですけども、やはり、子どものところの部分には、非常に気を使われているというふうに読み取りました。ですから、そういう障がいとか、発達障がいの子もたちも非常に大事だというふうに思うんですけども、学校に行きたいのか、行きたくないのかというのもよくわからないのですけれども、そういう子どもたちをケアできる教室みたいなものがもしできればいいなど。それには、多分お金がかかるんです。お金がかかるんですけども、そこは第二小学校でもケアスペースをつくられたように、やはり思い切った施策を上牧町の子どもたちのためにとるのも1つなのかなと思っているんです。

お聞きするんですけども、そういうことをしようと思ったら、フリースクールだとか、それから、適応指導教室というのがあるみたいなんですけれども、適応指導教室はないのはわかっているんですけども、フリースクールとかそういうのは上牧町にはあるんですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） フリースクール、上牧町にはございません。また、近隣にある場合は、通うのは問題ないので、行っている方はおられるとは聞いてますけれども、上牧町では僕は聞いてないです。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） 今のところは活動されてないのですか。どちらがいいとか悪いとかはないらしいんですけども、子どもがどっちに行きたいかによって決めるのが一番いいと言われているのであれなのですけども、今のところ、上牧町ではどちらに行こうにも対象となるところがないので、子どもさんたちの気持ちを受けとめていくところがないのが現状だと思うんです。教育長、ちょっとお願いしたいのですけれども、よろしいでしょうか。

1つは、今のフリースクールもあればいいんですけども、フリースクールもない。とこ

合、つくっておりませんし、ありません。事実、町村ではほとんどありません。市の単位では多くあります。お隣の香芝市も、JR香芝駅の前にございます。すみれ教室というのがございます。私、香芝で勤めておったときに、たくさん子どもが通っておいりましたので、だから、そういうのができておるところもあるんですが、財政のことで、町長の判断で、私ももちろん動かしていただくんですが、一例といたしまして、ペガサス教室が郡単位で地域連携させてもらっています。ことしから広陵町が単独で、広陵町だけでされましたが、王寺町、河合町のお子さんがたくさんうちの上牧町に出向いていただいて、また、うちも訪問指導もさせてもらっているということで、今の適応指導教室の分野においても、例えば財政面のことを考えて、町長さんたちの集まりの中で、そういうことが前向きに考えられていくようなことであれば、今おっしゃっていただいている部分についても、少しは前に進むのかなと、そんなようにも考えております。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） そこでどうして適応の教室を言っているかといいますと、やはり、フリースクールではなくて、それによっては費用の問題、それから、フリースクールでしたら親御さんの負担というのも出てきますけれども、その場合でしたら、行政がやるということで、費用の問題がうんと違ってくるという問題。もう1つは、やはり学校の出席日数の問題、これが適用されるという利点があるんです。5つのことが言われているわけなんですけれども、やっぱりそういう面も含めたら、確かに財政面で大きな面かもわかりませんが、やはり、一人の子どもを救うという、一人だけではないんですけれども、よりによっては1人かもわかりません。しかし、その1人の子どもをどう救うんかというところに、教育委員会も行政も全力を尽くすべきやというふうに思うんです。我々もそうですけれども、ですから、その点を十分やっぱり考えていただいて、近い将来にでも、県がそういう補助金を出してくれたらいいんですけれども、そういう状況がつかれるように、教育長も尽力いただけますように、ぜひお願いしておきたいと思うんですが。

○議長（服部公英） 教育長。

○教育長（松浦教雄） 1人の子どもが網の目から出てしまうということがあっては、上牧町の教育の方針から大きく外れることだと思いますので、1人のお子さんであってもしっかり見ていくというのは、大切なことだと思います。指導要録1つにしても、学校長のその後の見解によって、出席扱いになるという部分も、長所の部分でございます。ただ、短所の部分で、なかなかその指導に当たる教員の配置も厳しいという部分も兼ね備えておりますので、

そういうことも含めて、また町当局も協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） 町長、お願いします。

○議長（服部公英） 町長。

○町長（今中富夫） 東議員の質問です。今、うちの松浦教育長がお答えさせていただいておりますが、内容的に申しますと大変難しい事業なのかなと。人数が多い、少ないという問題もあるんですが、やっぱり誰がどこでいつ対応するのかということになってまいりますと、やっぱり個別に担当する指導していただく人を雇用していかなくてはならないという問題、場所は今、第二小学校でやっておる教室があるわけでございますので、そういうものとあわせながらというのがまず考えられるのかなと。

それと、広域的な話がございますが、例えば遠いところになった場合、通えるのかという問題も当然あるわけでございますので、家でこもっている子どもたちが果たしてそういう状況で遠いところまで通えるのか、また、保護者がその送り迎えもできるのか、そういうことを考えると、できるだけ近い場所の方がいいんだろうと、今、話を聞かせてもらいながら考えておりました。いずれにしても、大変重要な問題でございますので、やっぱりこれからしっかりとそういうところも考えていって、教育委員会ともしっかりと話をさせていただいて、どのような方向がいいのか、しっかりとまず計画を立てて、できるだけ早い時期に実施できるように検討させていただきたいと思っております。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） 今、町長からおっしゃっていただいたとおりのことなんです。そのお母さんもやはり、田原本にそういうところがあつて、そこへというふうにも考えたらしいのですけれども、やはり遠いんです。お母さんも高田へ勤めておられるということで、ちょっと方向が違うんです。それで、お2人抱えているので、非常に難しい状況らしいんです。今回取り上げさせてもらったのは、県会議員の共産党の太田敦議員がこの問題を同じように聞いておりまして、県議会でも何とか補助なんていうものをつけられる状況をつくってほしいという要望をするというお話も聞いていましたので、まずは実現すぐにできるなんていうふうには思っていないけれども、ぜひ検討をやっていただければということで、質問させていただきました。ぜひよろしくお願ひいたしたいと思っております。この件については結構でございます。

次、お願いします。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 2つ目のところでございます。固定資産税の課税保留について、何を根拠にやっておるのかというご質問でございます。この部分につきましては、平成30年の10月1日に固定資産税課税保留取扱要綱を制定させていただきました。それに基づきましてさせていただいているわけですが、この目的につきましては、固定資産税の納税義務者の死亡またはその相続人の不明もしくは住所地及び生死が明らかではない等の理由により、過去数年滞納となっている者で、執行停止、不納欠損処理をしている固定資産税に対し、課税保留を行うという取扱要綱に基づき施行させていただいている状況でございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） 今回の予算書を見せていただきますと、固定資産税においては1つの滞納の大きなところがあるとお聞きしているんですけども、それでも、調定額が10億807万2,456円で、収入済額が8億2,361万3,783円、収納未済額が1億7,989万9,370円ということになっています。そういうふうに保留するということは、停止しているわけですから、決算書とかには全く反映されないのですか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 先ほどの、少し説明させていただきましたが、死亡またはその相続人の住所等の不明な部分がございます。それ以前の部分につきましては、反映しておりますが、反映させていただいた次年度から課税保留を行うというようになっております。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） そういうふうに亡くなられて、後を引き継がれる方が全く不明でわからないというのであれば、そういうふうな状況をつくらなあかんのかなと思うのですが、しかし、ご遺族がおるとははっきりしていると。ところが、その中で誰が相続するのかが決まらない状況の場面があるときも同じ扱いになるということなのではないでしょうか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 死亡された後につきましては、担当課におきましては、その相続の部分につきまして調査させていただきます。例えば、戸籍謄本を取り寄せて、どういうふうな直系家族になっておるのかという部分も調査させていただき、その部分に当たりまして、その方に対して、例えば人数がぎょうさんおられましたら、相続人がその時点ではまだ確定していませんが、代表の方にその納付書を送るというふうな形になります。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） 大体このような手立てを打っているのは何件ぐらいあるんですか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今現在では4件でございます。その内訳を少しお話しさせていただきますと、相続放棄が2件、それと公示送達が1件、それと滞納調査について相続人が不存在、調べさせていただいたのですがわからないというのが1件ありまして、合計4件になっております。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） なるほど。全く不明というところは仕方がないというふうに思うのですけれども、しかしながら、物件は残ったままになるじゃないですか。そんな場合、延々として相続人が見つからない、全く不明であるという場面はどうなるのですか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） その問題につきましては、相続人が見つからなかった場合には、空き家のままで放置されておるのかなというふうには解釈するところでございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） そしたら、例えばお父さんがお亡くなりになって、子どもさんが何人かおって、ところが誰も跡を取らないというふうな状況になったら、固定資産税を払わんと、そのまま家も置いておいて、老朽化して潰れるのを放っておくという事態だって、オーバーな話ですけれども、あり得る話ですよ。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 空き家の話に例を出して申しわけないのですが、空き家につきましても、将来的にはなかなか相続されないというふうな現状も出ております。相続してしまえば、自分が、例えば私が払わなければならないという部分も発生してきます。それであれば、その前に現金でもらった方が子どもたちは喜ぶのではないのかなとは解釈するのですが、この部分につきましては、全国的な問題になっておりまして、固定資産税の課税保留の部分につきましても、いわば地方税法上の根拠規定がないわけなのです。根拠規定がないわけなので、どういうふうな形で課税保留を対応していこうかという、各、個々の市町村がいろいろな事例を参考にしながらされておるわけなのですが、そういうふうな部分でこの要綱をつくりまして、1つの対策として課税保留の部分について扱っているのが現状でございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） 皆さんの一般質問の中でも、少子高齢化の問題にかかわる話なんてた

くさん出たわけなんですけれども、今は4件だったとしても、持ち家などあって、子どもたちがよそへ出ておられて、相続はもう要らんというような状況が出てくる状況になったら、そういうところがますますふえてくるという懸念は当然ありますよね。どうなのでしょう。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） ちょっと古いデータになるんですが、平成25年度におきまして、自治体の調査がありまして、課税保留について質問されておる部分がございます。課税保留とは、徴収が困難な事案について、事務上、やむを得なく課税対象から一旦外して、保留することを示しておりますが、先ほど言いましたように、地方税法上の根拠はないというところが一番大きな問題になっておるところでございます。平成25年におきまして、固定資産税の課税保留はどれぐらいありましたかという質問に対しまして、全国的に200の自治体がありました。そのときに、23%が課税保留がありというふうな結果も出ております。そのうち、所有者不明や死亡者課税に関するものはどれぐらいですかと尋ねたところ、166の自治体より回答があって、その全体の件数の占める居所不明や死亡者課税の関連の比率は77%というふうな結果も出ております。そういうふうな部分を総合的に考えましたら、今後もそういうふうな部分の発生が多くなっていくのかなと推測しておるわけでございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） わかりました。大変な状況だと思うのですけれども、自主財源を何としてでもふやしていかなければという側面も上牧町としてはあるわけで、本当に不明というところは少し置いたとしても、家族がはっきりわかっているところには、やはり町が率先して、誰が受け取れるのかを明らかにしていく、そして、課税していくのが筋かなと、税の基本だろうなというふうに思いますので、その辺はしっかりと取り組んでいただきますようお願いして、この問題は置いておきたいというふうに思います。ありがとうございました。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 続きまして、福祉についての、高齢者の加齢による難聴の部分でございます。上牧町では現在の制度におきまして、身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度、中程度の加齢性難聴の高齢者の方につきましては、補聴器の助成は行っておりません。生活する上において支障を来すほど耳が聞こえない、また聞こえにくい場合は、聴覚の身体障害者手帳を取得した上で、70デシベル以上になるかと思うんですが、障害者総合支援法による制度をご利用いただき、補聴器を必要とする相談を受けた場合には、身体障がい者制度の案内をさせていただいておるのが現状でございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） そうですよ。おっしゃっていただいたとおりなんですけれども、しかし、これだけお年寄りがふえてくる状況で、難聴で聞こえにくくなって、そして、環境が変わってしまって、反対に不健康な状況に陥ってしまうということが、今、一番心配されているという状況だと思います。今すぐに上牧町に助成をというふうには多分ならないだろうなというふうには思うんですけれども、しかし、今、全国的には徐々にそういう自治体が、現物支給だとか、それから、何割かを負担するという自治体がふえてきているのは事実だというふうに思うんですけれども、その認識はいかがでしょうか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（濱田 寛） 今、議員おっしゃっていただいているように、東京都では、江東区、新宿区、千代田区に関しましては、ある一定の基準を設けて、助成を行っておる部分があると思います。先般、政府の方でも認知症施策推進大綱が決定しました。その中で、難聴は認知症の危険性を高める可能性がある要素、いわゆる危険因子であることが明確に述べられております。2017年の国際アルツハイマー病会議において、専用メンバーによって構成された認知症予防、介入およびケアに関するランセット委員会では、予防できる要因の中で難聴は認知症の最も大きな危険因子であるということが指摘され、多分、いろんな自治体で声が上がって、全国的にも市町村で独自にしている自治体は少ない現状ではございますが、この件につきましても、国をはじめ、各自治体でもいろんな協議をされているのが現状でございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） 私の持っている資料の中でも、ここで20ほど書かれているんですけれども、北海道から福岡までの間で助成がされている、それもさまざまなんですけれども、70歳以上だとか65歳以上だとか幅もあるわけで、また、1万円だとか、現物だとか、そして3万5,000円だとか5万円だとかというふうな補助も別々になっているわけなんですけれども、しかし、こういう状況が今後広がっていくのではないかというおそれが、本年3月20日の参議院財政金融委員会で、共産党の大門実紀史という参議院議員がこの問題を取り上げたんです。加齢性難聴者の補聴器購入の助成制度の創設をということで質問されたということで、やはり、高額だということで、何とか補助をという声が高まっているということで取り上げられたと思うんですけれども、ここで、厚労省の諏訪園健司審議官が、補聴器を用いた聴覚障がいへの補正による認知機能低下予防効果を検証するための研究を推進するというふうに国

会で答弁された。で、麻生太郎財務相は、やらなければならない必要な問題であるというふうに答弁されているということで、今後、この問題が大きく展開していくんであろうなということで、今回、すぐに上牧町が実現するとは思いませんでしたけれども、取り上げさせていただきます。町長、ぜひこの問題も、すぐにはとてもやけど無理だというふうには思うんですけども、こういう問題もあることをぜひ認識しておいていただきたいなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（服部公英） 町長。

○町長（今中富夫） 先日、18日の赤旗の新聞で、たまたまこれ、載っておりましたので切り抜きしておきました。江東区の話でございます。1人1回限り4万5,000円ということで助成しているというふうに書かれております。おっしゃるように、難聴、耳が聞こえにくくなっていくということは、どうしてもいろんな情報が入ってこないことにもなりますので、やっぱり認知症が進んでいくことは想像できるというふうに思います。ただ、今おっしゃるように、先ほどから各議員さんのいろんなお話がございますが、全て、やっぱり財源が伴うものが多いわけでございますので、全てをやらせていただきますというわけにはまいりませんので、その中からどのようにしていくのかということになるというふうに思います。我々としては、大きな社会問題でございますので、国がしっかりと制度をつくっていただくことも当然大事だろうと思っておりますので、私たちもそういうことを要望しながら、また、動きを見極めながら、取り組める部分については取り組む必要があるのかなというふうには考えます。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） そうですね。おっしゃるとおりだというふうに思います。やっぱり財源が伴いますので、そしてまた、これに対象となる人がどれだけいるかもわかりませんし、すぐさま補助したからといって、その人たち全てにそれが適用されるのかと言うたら、なかなか難しい状況もあるというふうにその記事には書いておりました。補助すれば事は解決するであろうではないみたいです。その人によってやはり合う、合わないというものもあるみたいですので、いろいろ研究しなければならないこともたくさんあるというふうに感じております。こういう問題が今後、上牧町も含めて大きく問題になっていくのかなという認識を我々でしておいたらいいかなというふうに思いました。町長、ありがとうございます。

私は、理事者の皆さんとは少し離れるんですけども、ここで言うておきたいのは、議会でこのような意見書をみんなで考えて国に対して出していくということも、1つの制度をつくっていく上においての大きな意味合いを持つものかなと。ですから、議会の中でもしっか

りこの問題を取り組めたらいいなど。意見書を出しているところは、奈良県で既にあるんです。大和郡山市が出しています。王寺町も出しています。そして、平群町も出しているんです。こういうふうに意見書を取り組んでいるという自治体も奈良県には3つあるとこの資料では書かれております。上牧町も負けずに、高齢化が進んでいくという状況のもとで、1つでも認知症になる方を防ぐための施策として考えていくことが必要ということだけは、議員の皆さんにしっかりと伝えておきたいというふうに思います。ありがとうございました。よろしく願いいたします。

次お願いします。

○議長（服部公英） 総務部理事。

○総務部理事（中川恵友） 次の質問で、三六協定についてということで、事業計画と今後の対策の質問について、ご回答をさせていただきます。三六協定につきましては、議員の質問にあったとおり、報道にもあったとおりでございますが、上牧町におきましては、今現在、三六協定の定義ができていないのが現状でございます。

今後の対策ということでございます。この分につきましては、町の方の認識不足ということもございまして、結べていないのが現状でございまして、それ以降、労働基準監督署に締結に向けまして助言等もいただきながら進めているところでございます。先般、事業所の各担当課長に集まっておきまして、三六協定の締結に向けまして、現在、各事業所におきまして代表者、結ぶに当たりましての事業所の過半数の労働者の代表を選任する必要がございますので、その選任を今現在していただいているところでございますので、そういった選任、並びにもしくは対象者の選出ということで、三六協定を結ぶに当たりましては、法定労働時間が1日8時間の週4時間を超えて、時間外並びに休日勤務を命じる職員ということになっておりますので、そういう職員がおるかどうかも含めまして、少し原課の方で事務を進めていただいているところでございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） これは私が昭和四十何年やったかな、その時分に三六協定がやかましく、私が電電公社に入る前の話だと思うんですけども、それなりの闘争があったというふうに思うんです。10月に三六協定にかかわる手当が出ていました。それから、8月に4、5、6、6、7という差額をもらって、10月にその手当をもらって、11、12でまたボーナスをもらうというような時期を、数十年、三六協定の手当が続いたと思います。そういうことで、公社とか国鉄だとか、電電公社だとか三公社五現業についてはそれなりに意識が高かったん

じゃないかなど。組合があるということも1つの大きな要因だというふうに思うんですけど、上牧町は労働組合がないということで、大きな労働問題として取り上げるということも、今までなかったのかなと思うんですけども、しかし、罰則規定まで今度は決められているという状況ですので、この罰則規定は誰が受けるのですか。町長ですか。

○議長（服部公英） 総務部理事。

○総務部理事（中川恵友） そのとおり、町長でございます。

以上です。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） 町長が受けるそうです。しっかりと取り組んでいただいて、今言っている8時間労働、40時間を超えないという基本線はやはりそのままやられた方がいいですよ。労働者の健康も考えながら、年間365時間を超えるということはやはり、職員の皆さんにとっては非常に不健康な状況に陥るといふことにもなりかねませんので、しかし、やむを得ず時間外をしなければならないという状況もゼロではないことを踏まえてのことだというふうに思いますので、やはり、三六協定を結びなさいと労基法で決められている以上は、行政としては法律を遵守する採択でございますので、その辺はしっかりと取り組んでいただきたいなと思いますので、一苦勞でしょうけれども、ぜひ取り組んでいただくということと、もう1つは、労働組合は必要ないのですか。今、だんたん労働組合というものも組織率が下がってきているみたいなんですけれども、まだまだ自治労というのはそれなりに活躍されているのではないのかなというふうに思うのですけれども、その辺はいかがお考えですか。

○議長（服部公英） 総務部理事。

○総務部理事（中川恵友） 労働組合でございますが、何年ごろかは少しわからないのですけれども、焼却場の職員さんが一部労働組合を設立されまして、一時、活動されておりましたら、それ以降、いつなくなったかは、その辺についても少し認識がないんですけれども、以前あったという部分ではございます。ただ、今回におきまして、今議員がおっしゃっていただきましたように、労働組合等がありましたら、三六協定を結ばないといけないということについても、そういうことから結んでいくことができたのかなというところで、そういったこともあり、一応、地方公務員におきましては、原則、時間外労働及び休日に労働させることにつきましてはオーケーです。ただし、例外規定ということで、別表1ということで、今回三六協定を結ばないといけない事業所があるということになりましたので、そういった部分の認識は少し不足していたということでございます。それと、今、議員もおっしゃって

いただきましたように、現在、三六協定が結べない中でも時間外が発生しているということでございますので、法令遵守という部分もでございますので、早期に締結させていただきたいと思っております。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） ぜひお願いします。私どものは、思い出しました。どんどん電報から電話に移り変わっていくときです。即時通話ということで、電話をすぐにつけるということで、人がどんどん電電公社に入れるというような時期ですので、そのときにやっぱり、あのときはかなり時間外労働したと思います。そやから、多分、三六協定を結ばないとその時間内でおさまらないという状況が多分あったんだなと理解しているのです。皆さんのところではそれだけの時間外が必要なのかどうかはちょっとわかりませんが、ゼロではないということですので、ぜひ取り組みのほど、よろしく願いしておきたいと。これ、NHKでニュースで流れましたからびっくりしました。

以上です。ありがとうございました。終わります。

○議長（服部公英） 以上で、11番、東議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

◇

◎散会の宣告

○議長（服部公英） 本日はこれで散会いたします。

どうも皆様、ご苦労さまでした。

散会 午後 4時16分

令和元年第3回（9月）上牧町議会定例会会議録

議事日程（第4号）

令和元年9月25日（水）午前10時開議

- 第 1 決算特別委員長報告について
- 第 2 認第 1号 平成30年度上牧町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 認第 2号 平成30年度上牧町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 認第 3号 平成30年度上牧町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 認第 4号 平成30年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定
について
- 第 6 認第 5号 平成30年度上牧町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 認第 6号 平成30年度上牧町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 認第 7号 平成30年度上牧町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 総務建設委員長報告について
- 第10 議第 1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第11 議第 2号 上牧町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関
する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
の一部を改正する条例について
- 第12 議第 3号 上牧町税条例等の一部を改正する条例について
- 第13 議第 4号 上牧町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 第14 議第10号 令和元年度上牧町一般会計補正予算（第2回）について
- 第15 議第14号 令和元年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1回）
について
- 第16 議第17号 上牧町道路線の認定及び変更について
- 第17 文教厚生委員長報告について
- 第18 議第 5号 上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例について
- 第19 議第 6号 上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関

する条例の一部を改正する条例について

第20 議第 7号 上牧町保育の必要性の認定基準に関する条例の一部を改正する条例について

第21 議第 8号 上牧町下水道条例の一部を改正する条例について

第22 議第 9号 上牧町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

第23 議第11号 令和元年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について

第24 議第12号 令和元年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について

第25 議第13号 令和元年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第2回）について

第26 議第15号 令和元年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第1回）について

第27 議第16号 令和元年度上牧町水道事業会計補正予算（第1回）について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	牧 浦 秀 俊	2番	東 初 子
3番	上 村 哲 也	4番	木 内 利 雄
5番	竹之内 剛	6番	吉 中 隆 昭
7番	富 木 つや子	8番	康 村 昌 史
9番	遠 山 健太郎	10番	石 丸 典 子
11番	東 充 洋	12番	服 部 公 英

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	今 中 富 夫	副 町 長	西 山 義 憲
教 育 長	松 浦 教 雄	総 務 部 長	阪 本 正 人
総 務 部 理 事	中 川 恵 友	都 市 環 境 部 長	杉 浦 俊 行
住 民 福 祉 部 長	濱 田 寛	水 道 部 長	中 村 真
教 育 部 長	塩 野 哲 也	総 務 課 長	山 下 純 司

職務のため議場に参加した事務局員

議会事務局長	山 本 敏 光	書 記	山 口 里 美
書 記	高 木 寛 行		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（服部公英） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（服部公英） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。



◎決算特別委員長報告について

○議長（服部公英） 日程第1、決算特別委員長報告について。

東委員長、報告願います。

東委員長。

（決算特別委員長 東 充洋 登壇）

○決算特別委員長（東 充洋） 11番、東 充洋でございます。決算特別委員会委員長報告を行わせていただきます。

決算特別委員会は9月6日の本会議で設置されました。決算特別委員会の日程は、9月12日、13日、17日の3日間を予定しておりましたが、実質、9月12日、13日と2日間の審査となりました。

決算特別委員会に付託された議案は、認第1号 平成30年度上牧町一般会計歳入歳出決算認定について、認第2号 平成30年度上牧町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認第3号 平成30年度上牧町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認第4号 平成30年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第5号 平成30年度上牧町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第6号 平成30年度上牧町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認第7号 平成30年度上牧町水道

事業会計歳入歳出決算認定についての7議案を慎重審議してまいりました。

それでは、それぞれの決算認定についての特徴的な審議内容、及び審議結果についてご報告いたします。

認第1号 平成30年度上牧町一般会計歳入歳出決算認定について。

平成30年度上牧町一般会計歳入歳出決算において、実質収支に関しては、歳入総額79億3,594万7,258円、歳出総額77億5,712万2,537円、歳入歳出差し引き残額1億7,882万4,721円、翌年度へ繰り越すべき財源4,663万6,000円を差し引いた実質収支1億3,218万8,721円が黒字となった。

平成30年度一般会計における主要事業のうち特徴的な事業として、庁舎が防災拠点となるため、電力供給が遮断となった場合に72時間連続供給が可能となる非常用発電機を1,239万8,400円をかけ更新した。

2つ目は、滝川周辺整備事業3,616万5,400円で、滝川の水辺空間を利用した滝川周辺を整備し、幅広い世代が交流できる場を創出し、地域コミュニティの活性化と地域で支え合い、暮らしていけるまちづくりを目指す事業が行われた。

3つ目は、小・中学校施設整備事業として、繰り越しも含めた3億1,552万9,100円をかけて、町立小・中学校に熱中症予防など児童、生徒の健康面への配慮のため、普通教室に空調設備が整備された。

4つ目は、大型台風21号が猛威を振るい、各地に甚大な被害をもたらした。台風21号により倒木やカーブミラー等の修繕や災害廃棄物の処理料、第二中学校屋根の復旧費など、公共施設災害復旧費に補正予算が生まれ、2,629万9,297円の支出があった。

各委員からの質疑は以下のとおりです。

問い。平成30年度上牧町一般会計歳入歳出決算についての感想を求める。答え。財政が厳しい中ではあるが、ソフト、ハード両面のそれぞれにおいて、住民、議員の意見を踏まえた中でしっかりとした財政運営ができたと思う。特に、教育環境の整備については多額の事業費を支出したが、子どもたちが暑い中で学習ができるような環境が整ったと考えている。財政は厳しい状況ではあるが、工夫を重ねながら行政執行ができたと考えている。

次に、歳入について。問い。款1町税、項1町民税、目1個人分現年度分について、現年度課税分は対前年度比261万1,454円、率にして0.3%の増収、内訳として均等割30万1,000円、率にして0.8%の微増。所得割230万1,454円の増、率にして0.2%の微増について説明を求める。答え。要因としては、均等割については納税義務者の増加によるもので、所得割につい

ては一時的な高額納税者の存在並びに退職分離課税分による増収とふるさと納税による減収との相殺により微増となった。問い。目1法人分現年課税分は、対前年度比1,119万5,000円、率にして13.6%増、内訳として均等割299万6,900円の増、率にして8%の増、法人税割819万8,100円の増、率にして18.4%の増について説明を求める。答え。要因としては、均等割については法人数が前年度と同じであるものの、法人区分の変動による減少分。法人住民税においては、予告申告と確定申告の制度があるという性質上、納付が年度をまたがることになる場合が生じ、当該年度のまたいだ納付が行われたことによる変動分と相殺され、結果として増額となったものである。また、法人税割については、当該各法人の業績が好調であることによる増加が要因であると考えられている。中でも、とりわけ業績好調による収益の伸びが顕著な法人が1法人存在していたことが法人税割の増加の一因となっている。問い。固定資産税現年課税分は、対年度比730万500円、率にして0.9%減収。うちわけとして土地315万7,900円、率にして0.9%の減収、家屋1,180万1,800円、率にして2.8%の減収。償却資産765万9200円、率にして10.4%の増収について説明を求める。答え。要因として、土地については地目変更等による増加要因があった。近年の地下の下落傾向に加え、土地に係る評価がえによる現象との相殺により、結果として減収になったもので、家屋については新築家屋による伸びはあったものの、評価がえの影響により減収となった。問い。軽自動車税現年度課税分は、対前年度比173万8,600円、率にして3.7%増収の説明を求める。答え。主な要因としては、軽四輪自動車のうち、乗用の自家用車に係る新税率適用車両及びクリーン化特例による新規軽課対象車両、並びに重課対象車両の増加によるものである。問い。町たばこ税現年度課税分は、対前年度比352万3547円、率にして2.5%の減収について説明を求める。答え。要因として健康意識の高まりなど、複合的な要因による喫煙率低下や販売価格の上昇、喫煙環境の制約などが影響しているものであると認識している。問い。款12使用料及び手数料、項1使用料、目1民生費使用料の保健福祉センター使用料の会議室等の収入104万6,900円のうち、ボランティア団体が会議室を使った場合、無料にしてはどうか。答え。2000年会館管理条例に基づいて、会議室等利用料を徴収している。問い。款15財産収入、項2財産売却収入、目1不動産売却収入706万560円は、減債基金に積み立てているが、旧土地開発公社からの引き継いだ土地を売却した場合にも減債基金に積み立てるのか。答え。第三セクター等改革推進債償還基金に積み立てることになっている。

続きまして、歳出について。問い。自治連合会運営事業補助金50万に関連して質疑を行います。上牧町公民館等集会施設補修補助金交付要綱は、建物の躯体が判断基準になってい

るが、公民館に附属の構造物等もあり、この交付要領自体が曖昧なところがあると思われるので、この交付要領の見直しを考えているのか。答え。公共施設等総合管理計画の個別計画で、令和2年度までに公民館等集会施設補修補助金交付要綱を見直す予定である。問い。平成29年度まで毎週月曜日はプールの休業日であったが、月曜日も開けてほしいとの住民要望があったために、平成30年度は休まずにプールは運営されたが、わずか60人の入場者のために100万円も支出するのは費用対効果を考えても再考すべきではないか。答え。議員、住民の意見を参考にして月曜日も運営しているが、費用対効果だけを考えて運営はしていない。

以上の質疑が行われ、慎重審議の結果、平成30年度上牧町一般会計歳入歳出決算に、全委員異議なく認定されました。

認第2号 平成30年度上牧町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

平成30年度上牧町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、歳入総額26億7,058万7,249円、歳出総額26億5,718万4,453円、歳入歳出差し引き残高1,340万2,796円の黒字会計となりました。平成30年度国民健康保険特別会計における特徴は、これまで市町村が保険者であった。平成30年度から県単位化により奈良県が保険者となり、財政運営の責任主体が県に移行した。保険年金課の概要では、歳入は前年度と比較して4億3,665万の減少となり、要因は、被保険者数の186人、3.28%の減少に伴う自主財源の国民健康保険税で、対前年度2,045万9,000円の減、一般会計繰入金593万円の減、財政調整基金繰入金1億1,076万円の減となった。歳入での増加したのは、前年度から余剰金の繰越金が1億4,524万4,000円増加した。国庫支出金、前期高齢者交付金、共同事業交付金などは県への交付となり、県から給付に要する費用として、保険給付費等交付金18億6,372万9,000円が町に交付された。

歳出では、前年度比2億9,001万4,000円の減少となった。歳出においても、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護納付金、共同事業拠出金を県が拠出することとなり、町は県に対して事業費納付金5億7,820万3,000円を納付し、歳出で増加した要因として保険給付費で2,187万8,000円、償還金で療養給付費等負担金の前年度精算金1,669万2,000円、財政調整基金費で1億3,522万6,000円等によるものである。

以上が保険年金課の平成30年度国民健康保険決算の概要です。

各委員からの質疑は以下のとおりです。

問い。款1国民健康保険税、項1国民健康保険税の調定額は、前年度と比較して5,575万8,106円減額となった要因と収納率について説明を求める。加入者数が186名減になったのが大きな原因である。また、徴収率は現年度分及び滞納繰越分を合わせ全体で78.9%、対前年

度比で7.8%の伸びとなった。問い。款6繰入金、項2財政調整基金繰入金、財政調整基金繰入金177万9,000円の説明を求める。答え。前期高齢者交付精算分があり、県に納める納付金が減ったので基金に積み立てた。問い。平成30年度県単位化になったため、保険料が上がるかと予測される。一度に上げられないように、負担を緩和する施策について説明を求める。答え。令和2年、2.9%、令和3年度、据え置き、令和4年、2.9%、令和5年、据え置き、令和6年、4.3%、令和6年に値上げ予想額の1万357円になるよう施策を講じる予定である。

以上の質疑が行われ、慎重審議の結果、平成30年度上牧町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、全委員異議なく認定されました。

認第3号 平成30年度上牧町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

平成30年度上牧町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算において、実質収支に関しては、歳入総額3億5,129万3,641円、歳出総額3億4,876万4,622円、歳入歳出差し引き残高252万9,019円の黒字会計となった。

各委員からの質疑は以下のとおりです。

問い。款1後期高齢者医療保険料特別徴収は100%徴収できるが、施設入所者の普通徴収、どのようにして徴収を増やしているのか。答え。上牧町の住民で、町内外施設におられても、徴収実態が当町にあるので当町で行うが、徴収の中でも普通徴収は当町に施設数が他町よりも多い。本人が亡くなれば、相続人を調査しても請求できない現状である。また、相続人がいないとか、調べても見つからないも含め未納に残る。

以上の質疑が行われ、慎重審議の結果、全委員異議なく平成30年度上牧町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は認定されました。

認第4号 平成30年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について。

平成30年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算において、実質収支に関しては、歳入総額365万1,126円、歳出総額335万3,806円、歳入歳出差し引き残額29万7,320円の黒字会計となった。

各委員からの質疑はなく、全委員異議なく平成30年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算は認定されました。

認第5号 平成30年度上牧町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

平成30年度上牧町下水道事業特別会計歳入歳出決算において、実質収支に関しては、歳入総額7億5,882万5,201円、歳出総額7億4,324万9,399円、歳入歳出差し引き残額1,557万5,802円、翌年度へ繰り越すべき財源561万6,000円を差し引いた実質収支、995万9,802円の黒字会

計となった。

特徴的な主要事業について、決算成果に関する報告書によると、公共下水道事業7,006万1,760円で、北上牧下水道未整備地区の一部について環境築造工事、片岡台地区において長寿命化計画に基づき不良環境の改築工事を実施した。また、環境の老朽化対策として、町全域を対象とした下水道ストックマネジメント計画の策定を行った。また、流域下水道事業として、大和川、宇陀川流域下水道事業と、大和川第二処理区、処理場施設の更新及び汚水流入に対応するための機器や施設などの整備が行われ、市町村建設負担金として大和川第二処理比率に応じて、480万8,598円を県に支払ったとの報告があった。

各委員の質疑は以下のとおりです。

問。款1下水道事業費、項2下水道建設費、目1公共下水道事業費の委託料で、当初予算において、上牧町下水道ストックマネジメント計画策定委託料2,000万円を計上。決算では、事業実績として、上牧町下水道ストックマネジメント計画策定委託料1,792万8,000円を計上。当初及び補正予算に計上がない上牧町下水道ストックマネジメント計画、西大和第一、第二処理区、調査診断業務委託料207万2,520円が実績として計上されている。議会が知り得ない事業を行うことは、議会軽視ではないか。答。事業費2,000万の予算で事業を行った結果、執行残金が出たので全体事業を進めるために事業を行った。今後、予算計上ができない状況時、どのような方法で議会に報告するか、議会と協議したい。

以上の質疑が行われ、慎重審議の結果、全委員異議なく平成30年度上牧町下水道事業特別会計歳入歳出決算は認定されました。

認定第6号 平成30年度上牧町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

平成30年度上牧町介護保険特別会計歳入歳出決算は、第7期介護保険事業計画初年度会計であり、保険事業勘定における実質収支に関しては、歳入総額17億4,817万325円、歳出総額17億2,490万7,729円、歳入歳出差し引き残高2,326万2,996円の黒字会計となった。また、サービス事業勘定における実質収支に関しては、歳入総額770万3,456円、歳出総額760万5,155円、歳入歳出差し引き残額9万8,301円の黒字会計となりました。

特徴的な主要事業について、決算成果に関する報告書によると、地域体操教室を実施し、地域包括ケアシステムの構築を推進するための介護予防の充実を図るため、住民みずから講習を受け、指導者となり、公民館12カ所で指導者30名、参加者219人が体操教室に参加し、費用161万5,000円で実施を行った。また、生活支援体制整備事業全体では178万9,062円、生活支援コーディネーターとして地域の社会資源の発掘や情報共有を行うため、社会福祉協議会

に委託しており、委託料は160万5,000円、社会支援サポーターの養成講座では、新たに7名が修了し、生活支援サポーター25名で助け合いの活動支援を行った等々の報告があり、各委員からの質疑は以下のとおりです。

問い。款2 保険給付費、項2 介護予防サービス等諸費について、当初予算3,839万8,000円を計上、補正予算950万円が計上され、予算額が4,789万8,000円となり、実績が4,744万7,088円で、年度途中で補正がされた経緯と不用額45万912円について説明を求める。答え。今年度は第7期介護保険事業計画第1期目の年に当たる。当初、保険給付費を約16億円が必要と試算した。しかし、約15億円の実績で補正計上も行ったが、それ以上に不用額が出た。ただし、介護予防サービス等諸費が増加傾向にあるものの、不用額が出たが運用は適正に行っている。

問い。款3 地域支援事業、項3 包括支援事業任意事業費、目4 生活支援体制整備事業費、多様なサービス体制、助け合いの事業内容と活動に係る費用について説明を求める。答え。生活支援サポーターを養成する、研修する費用である。活動は、室内整理、季節衣料かえ、庭の草刈り、買い物代行などがあり、サポート1回につき、時間にかかわらず500円がサポーターに支払われている。

以上の質疑が行われ、慎重審議の結果、全委員異議なく平成30年度上牧町介護保険特別会計歳入歳出決算は認定されました。

認第7号 平成30年度上牧町水道事業会計歳入歳出決算認定について。

平成30年度上牧町水道事業会計決算状況については、平成30年度末の給水人口は昨年度よりも166人減の1万7人、給水戸数は28戸増の7,178戸、県営水道からの受水量は204万6,384立方メートル、有収水量は前年度比マイナス0.8%、1万5,447立方メートル減の190万4,150立方メートルで、有収率は93%である。収益的収支は、収益総額4億8,762万7,393円、対前年度比でマイナス1.8%、889万9,648円の減額。要因は、有収水量の減少による水道料金の収入の減額による。事業費用総額は4億3,529万5,337円、対前年度比2.9%、1,214万6,667円の増額要因は、修繕費の増額とアセットマネジメント計画及び経営戦略策定委託料の増額によるものである。収益的収支は収入が支出を上回り、5,233万2,056円の黒字決算となった。資本的収支及び支出の決算額は、収入総額315万1,853円、支出総額3,187万4,498円、差し引き2,872万2,645円の資金不足となった。不足分は水道事業会計に留保された資金で補填を行った。

以上の内容が9月議会初日に説明があった。各委員からの質疑は以下のとおりです。

問い。款1 水道事業収益、項1 営業収益、目2 その他営業収益、節1 給水分担金1,700万円

の説明を求める。答え。給水分担金2.0ミリが55件で1,650万円と、13ミリから20ミリに変更分が5件で30万、合計1,700万である。

以上の質疑が行われ、慎重審議の結果、全委員異議なく平成30年度上牧町水道事業決算は認定されました。

以上が、決算特別委員会で審議した内容です。理事者の皆さんの努力で1年間積み上げた決算報告書です。議会並びに町民の皆さんにも事業内容が詳細にわかる膨大な資料を作成していただきました。誰が見てもわかる予算決算の策定に努められることを一層期待しております。議会は住民の皆さんの負託に応えるよう、まちづくり基本条例及び議会基本条例に沿って一層努力することを確認し合い、平成30年度上牧町議会決算特別委員会委員長報告といたします。理事者の皆さん、決算特別委員会委員の皆さん、委員会を連日傍聴された議員の皆さん、大変ご苦労さまでした。

○議長（服部公英） 委員長の報告が終わりましたので、ただいまより議案の審議に入ります。



◎認第1号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第2、認第1号 平成30年度上牧町一般会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

遠山議員。

○9番（遠山健太郎） 9番、遠山健太郎です。

先ほど東委員長から詳細な報告をいただきました。その中で、平成30年度上牧町一般会計歳入歳出決算認定について、歳出について2つの質疑の報告があったかと思えます。私はここで1点だけ伺いたいことがございます。説明書でいいますと、104ページ、105ページ、106ページ、107ページ、歳出款12の予備費についてです。この予備費につきましては、平成30年3月のこの会計の予算特別委員会の質疑で、今まで500万円計上されていたものが1,000万円の増額、倍額の計上となりました。それにつきまして、理由と運用についての質疑に対しまして理事者側からこういう答弁がありました。施設の老朽化などの不測の事態に対応するために増額計上したと。議会に対してはできるだけ協議や報告を行う方針であるということ

の答弁をいただいています。結果、この決算を見ますと、執行額が524万8,000円です。結果的にと言いますと、予備費が500万円だったら不足が出てたということで増額計上は適切だったのかということを考えて判断をするところです。

この524万8,000円の内訳につきましては、さきの答弁のとおり、細かな予備費、どのような形で充用されたかということの資料提供も実際いただいています。そこにつきましては、ありがとうございます。その内訳を見ますと、平成30年の台風による災害支援に該当するものが約100万円、そして、同9月、平成30年の9月に、これは本町を襲いました、西日本を中心に襲いました台風21号の災害復旧に関してが約200万円、そして、その他施設の老朽化やUR住宅での孤独死の対応ということで約220万、合わせて524万8,000円の計上がされました。個々の内容につきましては、これはこの本会議でお話することではないと思うので、私がここで伺いたいのは、この500万円から1,000万円の増額計上したことを今回の決算を見越してどう評価をしたのか。そして、今後の予備費の考え方ですね。計上をこれからどうしていくのかということ伺いたいのが1点です。

そして、もう1点伺いたいの、少し細かな点になりますが、平成30年7月の台風で、資料によりますと、愛媛県の宇和島市の方に災害派遣に行かれたということが伺えます。この宇和島市に行かれた経緯、そして災害の派遣ということで、災害派遣の交互の体制の考え方について、細かな点ですけども1点伺いたいと思います。

以上2点、よろしくをお願いします。

○議長（服部公英） 東委員長。

○決算特別委員長（東 充洋） 今、遠山議員の方から質疑がありました。質疑は委員長が答弁するというのがルールなんですけれども、しかしながら、執行権にかかわること、それから、理事者側の方で職員を派遣されたというような内容ですので、委員長としては答弁が不能と思われるので、担当者の方から答弁を願いたいと思います。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今、2点ほど大きな項目を言っていただきました。まず、1点目の予備費の考え方についてというところから、結論的に先に申し上げます。この30年度決算につきましては、今、遠山議員の方からもお話ししていただきましたように、やはりこの部分につきましてはこれぐらいの金額が必要であったという考えを持っております。29年度では500万円だったと。29年度の予備費の部分でいきましたら、524万8,000円なくなっているという部分もありまして、ですから、30年度につきましてはそういうふうな部分も少し見越して

やるというのは変なんです、そういうふうな部分も想定をさせていただきながら、1,000万にさせていただいたという経緯はございます。なぜかといいますと、近年全国的に台風や局地的な豪雨等により大規模な水害とか、土砂災害が多発しているという部分もございましたので、1,000万にさせていただいたという経緯をまずもって説明の方をさせていただきたいと思っております。

それと、令和元年度におきましても1,000万から2,000万に、1,000万増額させていただいてる部分がございます。やはり今年度におきましても、台風15号の千葉県の停電等の問題、それと、台風17号におきましても九州の長崎県や佐賀県で起こっております被害が多発している、いつ上牧町にも起こるか分からないという部分もございますので、令和元年度につきましては2,000万円を計上させていただいたというところでございます。

それと、予備費の考え方ではございますが、緊急的に要する事案につきましては予備費を計上させていただくという部分が一番基本になってくるのかなと思っております。それ以外の部分につきましては、補正予算で専決処分をさせていただくなり、また、臨時議会を開いていただきましてご審議していただく部分もあるのではないのかなというふうにも考えております。それと、復旧の部分につきましては、個々の部分の詳細がはつきりしてきますので、この部分につきましては補正予算で対応していくという部分の大きな考え方を持っております。ですから、予備費につきましては災害だけではなく、今回資料として提出をさせていただいております予備費の流用の部分と予備費から充用させていただいてる部分を見ましても、議会に間に合わない部分につきましては、このような形で流用、充用等をさせていただいてるという内容でございます。

2点目につきましては宇和島市への職員の派遣についてでございますが、この部分につきましては、関西広域連合と四国自治会との災害時の相互応援に関する協定に基づき、奈良県の防災統括室の方から連絡が入りまして、平成30年7月12日に派遣要請がありました。その中で、早急に町職員の方にも通知をさせていただき、3班編成で当初は計画しておりました。実際は、1班編成2名で県の方から連絡がありまして、災害復旧の方もほぼほぼ行かせていただいたところにつきましては見込みが立ちましたので、あとの残りの2班につきましてはもういいですよというふうに連絡もいただいております。その派遣期間ですが、30年の7月26日から8月1日まで。場所につきましては、先ほど言っていただきましたように、宇和島市の方にこれは派遣をさせていただきました。内容につきましては、避難所運営というふうな内容でございますが、実際、職員の方からお話を聞かせていただきますと、土砂の撤去が

メインで、土砂災害の部分もありましたので、土砂を撤去する作業に日々を過ごしたというふうに報告を受けました。

以上でございます。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） 詳細な答弁ありがとうございます。1点目につきましては、今回の令和元年度につきましては1,000万から2,000万円に増額になった。これがこの間の予算委員会で、具体的な質疑はなかったですけども、認定されているので、執行されてると。予備費を増額して、結果的に災害も起こったんで間に合った。これ、先見の明があつてと言ったら、失礼な話で言っちゃいけないことだと思うんです。ただ、今の施設の老朽化や災害の意味では適切な計上だったのかなと思います。今後は、具体的な細かい資料はいただいているのでよく拝見はできるんですが、本当にこれが緊急なのかどうなのかということは、いま一度、額がふえるとルーズにはならないとは思いますが、より慎重な、本当にこれが間に合わなかったことなのか、本当に補正予算じゃだめだったのか、本当に臨時議会じゃだめだったのかということはしっかりと議論をしていただきたいということを申し添えておきたいなと思います。

そして、2点目の宇和島の派遣につきましては、県からの要請と、広域連合と四国との協定ということで、ここで私なりに少し意見といいますかなんですけど、県からの要請であれば、これはやっぱり何らかの県からの財源の措置とか、そういうものがある程度必要ではないのかと思ったりするんです。今回は5日間で100万円ですか、かかりました。これが町の一般財源からということもどうなのかということもあるんですけど、そのあたりというのは、どのようにお考えでしょうか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今言っていただきましたように、県からの派遣要請でありますので、やはり県から費用の方を持っていただくというのが一番いいのかなというふうにも考えます。この部分につきましては、町の部分で約100万円の支出をしているという部分もあるわけなんですけど、こういう災害派遣につきましては、今後ともこういうふうな部分が多々発生してくる可能性もありますので、その辺の部分につきましては、もう一度県の方と内容の部分につきまして協議の方をさせていただきたいというふうには考えております。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） ありがとうございます。私の方からは以上です。

○議長（服部公英） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決をいたします。

この決算を委員長の報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、この決算は認定することに決定されました。



◎認第2号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第3 認第2号 平成30年度上牧町国民健康保険特別会計歳入歳出
決算認定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

この決算を委員長の報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、この決算は認定することに決定されました。



◎認第3号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第4、認第3号 平成30年度上牧町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決をいたします。

この決算を委員長の報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、この決算は認定することに決定されました。



◎認第4号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第5、認第4号 平成30年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

この決算を委員長の報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

したがって、この決算は認定することに決定されました。



◎認第5号の質疑、討論、採決

○議長(服部公英) 日程第6、認第5号 平成30年度上牧町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

この決算を委員長の報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

したがって、この決算は認定することに決定されました。



◎認第6号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第7、認第6号 平成30年度上牧町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

この決算を委員長の報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、この決算は認定することに決定されました。



◎認第7号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第8、認第7号 平成30年度上牧町水道事業会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

この決算を委員長の報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、この決算は認定することに決定されました。



◎総務建設委員長報告について

○議長（服部公英） 日程第9、総務建設委員長報告について。

木内委員長、報告願います。

木内委員長。

（総務建設委員長 木内利雄 登壇）

○総務建設委員長（木内利雄） 皆さん、おはようございます。4番、木内利雄でございます。

総務建設委員会の報告を行わせていただきます。

去る9月6日の本会議において、総務建設委員会に付託されました町長提出議案は7議案であり、次のとおりです。

議第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議第2号 上牧町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、議第3号 上牧町税条例等の一部を改正する条例について、議第4号 上牧町印鑑条例の一部を改正する条例について、議第10号 令和元年度上牧町一般会計補正予算（第2回）について、議第14号 令和元年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1回）について、そして、議第17号 上牧町道路線の認定及び変更について、以上であります。

以上の7議案について、9月10日、全委員出席のもと総務建設委員会を開催し、慎重に審議いたしました。結果、さきの7議案は全委員異議なく可決すべきものと決したことをご報告いたします。

また、各委員からの議案に関する主たる質疑は以下のとおりです。

議第3号 上牧町税条例等の一部を改正する条例について。

問。今回の税条例等の一部改正の主たる改正3点について、内容の説明をとの質問に対して、答え。主たる改正3点については、1点目は、子どもの貧困に対応するための非課税措置等の導入についてであり、児童扶養手当を受けて1人で子どもを扶養しているひとり親に対し、前年の合計所得金額が135万円以下であるならば、個人住民税を非課税とする改正である。2点目は、軽自動車税に係るグリーン化特例の見直しについてであり、環境性能等にすぐれた自動車に対し、軽自動車税の軽減を行うとともに、新車登録から一定年数を経過した自動車の軽自動車税を加算するものであり、令和元年度から3段階で改正する。内容は、令和2年度と3年度課税分について、令和元年度のグリーン化特例における経過の適用が2年間延長されることになり、排出ガス性能及び燃費性能にすぐれた自動車に対して、性能に応じた区分により税率を75%、50%もしくは25%軽減するものである。3点目は、環境性能割については、この10月の消費税率の引き上げと同時に自動車取得税が廃止され、新たに環境性能割が創設される。令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に軽自動車を取得した場合に限り、環境性能割を1%軽減する臨時措置が講じられることなどを受けての改正であるとの答弁がありました。

次に、議第10号 令和元年度上牧町一般会計補正予算（第2回）についてであります。

歳入に関しては、款9 地方特例交付金、問。子ども・子育て支援臨時交付金2,302万6,000円の説明をとの質問に対して、答え。幼児教育・保育の無償化に伴う10月から3月の利用者負担相当分のうち、町負担相当分に対する交付金である。施設内訳として、公立、私立の保育所、幼稚園、そして、未移行私立幼稚園、未移行私立幼稚園補足給付、預かり保育、そして、認可外施設分であるとの答弁がありました。

次に、款15 県支出金、節総務管理費補助金、問。もっと良くなる奈良県市町村応援補助金1,709万3,000円の説明をとの質問に対して、答え。本年10月に実施される消費税率10%による消費の抑制に伴う地方活力の低下を防ぐため、市町村が独自に取り組む事業についての県からの補助金である。事業内訳としては、消費・周遊・移住PR事業、シバザクラ植栽事業、片岡城址桜植栽事業、案内板設置、そして、ふれあい朝市販売事業等であるとの答弁がありました。

次に、歳出では、19 負担金、補助及び交付金、保育所負担金、問。各保育所に支払いをする保育所負担金2,177万3,000円の補正額の説明をとの質問に対して、答え。当初計上していた予算額2億7,913万3,000円に対して、既に8月時点で0歳児が11人増となり、決算見込み額では3億90万6,000円となるため、その差額2,177万3,000円を増額補正したとの答弁があり

ました。

次に、委託料、検査委託料、問い。がん検診事業費検査委託料63万7,000円の補正額の説明をとの質問に対して、答え。胃カメラの検査委託料である。検査機関は6月から10月の5か月間実施される。今年度は30人分を予算計上していたが、既に6月、7月で二十数人が受診しており、今後10月までに不足が予想されるので、63万7,000円を増額補正したとの答弁がありました。

次に、15工事請負費、問い。シバザクラ植栽整備工事に関して、ささゆり台のり面シバザクラ植栽整備工事について、シバザクラの維持管理についてはどのように計画をされているのかとの質問に対して、答え。年間約100万円の予算で維持管理を考えている。内容としては、年4回の草刈りを予定している。また、シバザクラは湿気を好まない性質があるので、季節に応じて状況を確認しながら水やりを予定しているとの答弁がありました。

次に、11需用費、けんしんGO！ポイント事業費について、問い。補正の内容説明と前年度実績との比較、またポイントの還元についてはどのようなになっているのかとの質問に対して、答え。従来は集団検診を秋に集中して行っていたが、今年度は志向を変えて6月と秋に分散して検診を行う予定で、6月の検診時にポイントがたくさん出たので、秋の検診時にも検診がふえることを見越しての補正である。検診者については前年度を上回りそうである。ポイント還元については、従来の虹の湯チケットに加え、今年度はグルメカードとクオカードを選択できるようになっているとの答弁がありました。

次に、議第17号 上牧町道路線の認定及び変更について。

問い。変更路線で濁明星線が、起点服部台1丁目3477の8、終点上牧473の1から起点の変更はなく、終点が上牧472の1に変更となった点について説明をとの質問に対して、答え。現状は服部記念病院のところで三差路になっており、交通事故が多発している。各方面から危険との指摘を受け、奈良県公安委員会に要望してまいりました信号機設置のため、今回の変更路線で服部記念病院側に町道を延長して十字路となるとの答弁がありました。

以上、総務建設委員会委員長の報告とさせていただきます。

○議長（服部公英） 委員長の報告が終わりましたので、ただいまより議案の審議に入ります。



◎議第1号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第10、議第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第2号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第11、議第2号 上牧町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◇

◎議第3号の質疑、討論、採決

○議長(服部公英) 日程第12、議第3号 上牧町税条例等の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◇

◎議第4号の質疑、討論、採決

○議長(服部公英) 日程第13、議第4号 上牧町印鑑条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第10号の質疑、討論、採決

○議長(服部公英) 日程第14、議第10号 令和元年度上牧町一般会計補正予算(第2回)に

ついて、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第14号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第15、議第14号 令和元年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第17号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第16、議第17号 上牧町道路線の認定及び変更について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎文教厚生委員長報告について

○議長（服部公英） 日程第17、文教厚生委員長報告について。

遠山委員長、報告願います。

遠山委員長。

（文教厚生委員長 遠山健太郎 登壇）

○文教厚生委員長（遠山健太郎） 文教厚生委員会委員長の9番、遠山健太郎です。文教厚生委員会の報告を行います。

文教厚生委員会は、去る9月9日月曜日、午前10時より、全6名の委員出席のもと、本議会において付託されました全議案を慎重審議いたしました。

本委員会に付託されました議案と審議結果は以下のとおりです。

議第5号 上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議第6号 上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について、議第7号 上牧町保育の必要性の認定基準に関する条例の一部を改正する条例について、議第8号 上牧町下水道条例の一部を改正する条例について、議第9号 上牧町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、議第11号 令和元年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について、議第12号 令和元年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について、議第3号 令和元

年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第2回）について、議第15号 令和元年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第1回）について、議第16号 令和元年度上牧町水道事業会計補正予算（第1回）について、以上全10議案を文教厚生委員会で慎重審議し、それぞれ採決の結果、全10議案について全委員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、各議案に対する主な質疑内容を報告いたします。

議第6号 上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について。

問い。幼児教育・保育の無償化について対象者と利用料の説明を。答え。幼稚園、保育所を利用する3歳から5歳児が無償化される。幼稚園については、月額の上限は2万5,700円である。問い。公立の保育所や幼稚園の運営費は国庫負担がないが、保育料無償化の財政支援について。答え。保育料については子ども・子育て臨時交付金で賄う。問い。10月1日から幼児教育・保育の無償化制度が始まるが、準備状況はどうか。答え。子ども・子育て支援の新制度に移行していない私立の幼稚園については手続が必要であるので、関係者に説明をしている。

議第8号 上牧町下水道条例の一部を改正する条例について。

問い。この条例改正に当たり町としてどのような対応をしていくのか。答え。それぞれ個別の案件ごとに対応をしていく。

議第11号 令和元年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について。

問い。財政調整基金の残高が約5.5億あるが、今後の予定と保険料値上げは。答え。県統一化に伴う保険料増額対策として、この基金を激変緩和に使っていく。保険料は令和2年度2.99%上がり、令和6年度まで段階的に上がる予定である。

議第13号 令和元年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第2回）について。

問い。総務管理費の委託料、電子計算費130万9,000円の説明を。答え。介護サービス利用時の支給限度額の見直しに伴うシステム改修である。問い。介護給付費準備基金積立金について、介護保険料が第7期に入って200円下がっているにもかかわらず、基金残高が既に2億4,888万2,000円になっているが、積める要因は。また、積み立ての上限はないのか。答え。近隣の自治体を見ても当町だけずば抜けているわけでもなく、運用が順当にいけていると思っている。

議第15号 令和元年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第1回）について。

問い。公共下水道事業の下水道ストックマネジメント計画調査診断業務委託料1,000円につ

いて説明を求める。答え。当初予算は2,000万円であったが、入札差金が出た。この事業は県の交付金事業として2,000万円の内示額が決定しているため、業務作業地を415メートル延長する。実質補正予算額は520円である。この際、委員の意見として、補正額1,000円は予算の枠取りにも使用されており、わかりにくい。今後は十分説明されるよう要望するとの意見がありました。

最後に、文教厚生委員会の質疑に際し、各担当課におかれましては大変わかりやすい資料を準備していただき、また、審議当日も、端的に、かつ具体的にわかりやすく答弁をいただきました。そのため、スムーズな審議ができたことをこの場をおかりしてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

以上で文教厚生委員会の報告を終わります。

○議長（服部公英） 委員長の報告が終わりましたので、ただいまより議案の審議に入ります。



◎議第5号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第18、議第5号 上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◇

◎議第6号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第19、議第6号 上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◇

◎議第7号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第20、議第7号 上牧町保育の必要性の認定基準に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第8号の質疑、討論、採決

○議長(服部公英) 日程第21、議第8号 上牧町下水道条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第9号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第22、議第9号 上牧町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第11号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第23、議第11号 令和元年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◇

◎議第12号の質疑、討論、採決

○議長(服部公英) 日程第24、議第12号 令和元年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◇

◎議第13号の質疑、討論、採決

○議長(服部公英) 日程第25、議第13号 令和元年度上牧町介護保険特別会計補正予算(第2回)について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第15号の質疑、討論、採決

○議長(服部公英) 日程第26、議第15号 令和元年度上牧町下水道事業特別会計補正予算(第1回)について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第16号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第27、議第16号 令和元年度上牧町水道事業会計補正予算（第1回）
について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎閉会の宣告

○議長（服部公英） お諮りします。

本定例会に付託されました事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本定例会は閉会することに決定いたしました。



◎町長の挨拶

○議長（服部公英） 閉会に当たり、招集者の挨拶をお願いいたします。

町長。

（町長 今中富夫 登壇）

○町長（今中富夫） 全議案、認定、議決をいただきましてありがとうございます。

また、今議会中に皆さんからいただきましたご指摘、ご意見、ご提案、これについてはしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それと、今、沖縄や九州、それと千葉で、大変台風の被害が甚大でございます。普通でしたら、これから本格的に台風の季節というふうになるわけでございますが、地球温暖化で最近様子が大きく変わってきております。しっかりと我々も気をつけながら、住民の安全安心を守っていききたいなというふうに考えております。

それと、大変過ごしやすい季節になってまいりました。しかし、油断をすると、夏ばての疲れがこれから出てくる時期でもございますので、議員の皆さん方、十分健康に気をつけていただきまして、これからも活躍をいただきますようお願いを申し上げまして、お礼のご挨拶にさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（服部公英） これをもちまして、令和元年第3回上牧町議会定例会を閉会といたします。どうも皆様、ご苦労さまでした。

閉会 午前11時28分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 服 部 公 英

署 名 議 員 吉 中 隆 昭

署 名 議 員 富 木 つ や 子